

昭和五十五年九月八日

四日市市議会議定例會會議錄（第一号）

四日市市議會

○談事日程 第一号

昭和五十五年九月八日(月) 午後二時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第一六号 昭和五十四年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について
- 第四 報告第一七号 専決処分の報告について
- 第五 議案第七四号 昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………議案説明
- 第六 議案第七五号 昭和五十四年度四日市市水道事業決算認定について……………
- 第七 議案第七六号 昭和五十四年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について……………
- 第八 議案第七七号 昭和五十五年四日市市一般会計補正予算(第一号)……………
- 第九 議案第七八号 昭和五十五年四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一〇 議案第七九号 昭和五十五年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一 議案第八〇号 昭和五十五年四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………
- 第二 議案第八一号 昭和五十五年四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)……………
- 第三 議案第八二号 昭和五十五年四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………
- 第四 議案第八三号 昭和五十五年四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………
- 第五 議案第八四号 昭和五十五年四日市市水道事業会計第一回補正予算……………
- 第六 議案第八五号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について……………
- 第七 議案第八六号 四日市市立隣保館条例の一部改正について……………

第一八 議案第 八七号	四日市市管住宅条例の一部改正について……………	議案説明
第一九 議案第 八八号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	”
第二〇 議案第 八九号	字の区域の変更について……………	”
第二一 議案第 九〇号	市道路線の認定について……………	”
第二二 議案第 九一号	市道路線の変更について……………	”
第二三 議案第 九二号	土地の取得について……………	”
第二四 議案第 九三号	委託契約の変更について……………	”
第二五 議案第 九四号	工事請負契約の締結について……………	”
第二六 議案第 九五号	工事請負契約の締結について……………	”
第二七 議案第 九六号	工事請負契約の締結について……………	”
第二八 議案第 九七号	工事請負契約の締結について……………	”
第二九 議案第 九八号	工事請負契約の締結について……………	”
第三〇 議案第 九九号	工事請負契約の締結について……………	”
第三一 議案第一〇〇号	工事請負契約の締結について……………	”
第三二 議案第一〇一号	工事請負契約の締結について……………	”
第三三 議案第一〇二号	公有水面の埋立てに係る意見について……………	”

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

青 山 峯	小 井 道 夫	伊 藤 信 一	伊 藤 雅 敏	宇 田 良 市	小 川 四 郎	大 島 武 雄	大 谷 喜 正	金 森 喜 正	川 口 洋 二	川 村 幸 善	喜 野 幸 等	訓 覇 也	粉 川 茂	小 林 博	後 藤 寛 次	後 藤 長 六
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-------	-------	-------	---------	---------



産業部長 河村昭一郎  
 環境部長 水谷和  
 都市計画部長 内田忠泰  
 建設部長 石井三夫  
 下水道部長 奥村仁人

病院事務長 藪田裕

消防長 渡辺靖三  
 次長 川合一郎

教育長 山鹿静夫  
 次長 長谷川照男

水道事業管理者 村山了  
 技術部長 黒川薫

代表監査委員 伊藤涼一

○出席事務局職員

事務局長 佐々木晃精  
 議事課長 小坂靖  
 議事課長補佐 板崎大之丞  
 主事 山口克彦  
 主事 金山伸夫

午後二時二分開会

○議長（伊藤信一君） ただいまから、昭和五十五年九月四日市市議会定例会を開会いたします。  
 ただいまの出席議員数は、四十名であります。  
 出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配付いたしました議事説明者要求書写しのとおりであります。

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第一号によりとり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤信一君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において松島良一君及び山中忠一君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から九月二十二日までの十五日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から九月二十二日までの十五日間と決定いたしました。

日程第三 報告第一六号 昭和五十四年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、及び

日程第四 報告第一七号 専決処分の報告について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第三、報告第十六号昭和五十四年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、及び日程第四、報告第十七号専決処分の報告についての二件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第十六号は、昭和五十四年度四日市港開発事業団特定事業会計決算について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、その関係書類を報告するものであります。

報告第十七号は、市有自動車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

○議長（伊藤信一君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 報告第十六号昭和五十四年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について質問をさせていただきますが、この決算書を見させていただきまして、二千四百万ですから約三千万弱に及ぶ金額が毎年毎年剰余金として残ってくるわけでございますが、民間会社におきましては、書類だけつくることに対してでも大変なことだと思いますし、この際決算が終わっているとするとすれば、何とかきちんと処理をして済ましておいた方がいいんじゃないかと、こう思いますし、もし使い道にお困りのようでしたら、私も三月議会のときに申し上げましたように、ヨットの問題で、霞ヶ浦を埋め立てる際において問題が残った、十年問題になっておりますので、そういったところで県と市と双方が相談し合って、また管理組合と話し合って活用されてはいかかかと提案したいと思っております。ご回答いただきたいと思えます。

○議長（伊藤信一君） 市長公室長。

〔市長公室長（阿南輝彦君）登壇〕

○市長公室長（阿南輝彦君） 開発事業団の問題についてただいまご指摘をいただきましたが、ご承知のように、開発事業団設立以来大きな事業を達成してまいりまして、すでに事実上の開店休業というような形になりまして、設立母体であります県と市の間におきましても、毎年この事業団の存続について議論をいたしておりますが、国の方でも

開発事業団の新規設立は認めないという非常に厳しい方針になっておりますので、もう少し県と市の間で今後の四日市港の開発問題について、この事業団が有効に働く時期があるのではないかとということで、もうしばらくこの存続することに議論をしているわけでございますが、いままご指摘の剰余金につきましては、そういった存続の問題と関連をしながら有効な使途につきまして、存続とともに検討をするつもりで、現在のところはこれを使い当ては特に立てておりません。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 この事業団につきましては、昭和五十一年度に清算事務も完了して、何も考えないままに五十五年度ということになっておるわけでございますが、使い道も私自身が指針を出ささせておいておりましたし、これを全部二千四百万使ってしまったえばまた将来埋め立てたり、公有水面の関係でこういう事業団も必要になるといふこともわかりますので、多少一千万でも使っていたら、なおかつ港管理組合からも出していただくというような方向でもってつくってはどうかといういい案を出しておるわけですから、早速便乗していただいて、はいよろしいという回答をいただきたいと思うわけでございます。この辺についてご説明いただきたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 剰余金の使途につきましては、過去におきまして地元に対する公共的な事業に使用したことはございません。そういう面も含めまして私ども、理事会においてあるいは県、市の間において検討をしてまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 他にご質疑もありませんので、本件はこれをもって報告を終了いたします。

日程第五 議案第七四号 昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第三三 議案第一〇二号 公有水面の埋立てに係る意見について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第五、議案第七四号昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第三三、議案第一〇二号公有水面の埋立てに係る意見についての二十九件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第七四号は、昭和五十四年度の四日市市立四日市病院事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入及び支出につきましては、総収益が五十三億六千六百六十六万二千九百二十八円となり、前年度に比べ十五億五千二百七十三万八千三百九十八円の増額となりました。これは、主として病床数の増加及び診療体制の充実並びに最新設備が導入されたこととあわせ、救急医療体制の整備を図ってきたこと等が相乗して患者の当院に対する信頼度を高め、当年度において急速に利用患者数が上昇したことによるものであります。

これに対する総費用は五十二億六千九百八十九万九千三百二十九円となりまして、前年度に比べ十四億四千九百九十一万一千七百八十八円の増額となりました。これは、主として給与改定、業務量の増大に対する職員の増員、材料費、維持管理費及び支払利息等の諸経費の増額による支出増であります。

以上、収益的収支決算の結果、当年度におきましては九千六百七十六万三千五百九十九円の純利益を生じました。その結果、当期末累積欠損金は六千八百六十一万九千八百五十四円となりました。

なお、今後の経常収支につきましては、エネルギー関係費、物価、人件費の高騰及び施設管理費等の諸経費の増高により、事業経営は依然として厳しいものと考えておりますので、極力経費節減と業務の効率化に努めたいと存じます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入は出資金、寄附金、負担金、固定資産売却代金及び長期貸付金返還金で三千八百四十八万六千三百一十一円となり、これに対する支出は建設改良費、償還金及び投資で四千八百九十七万三千六百十円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額一千四十八万六千八百四十九円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書は、医業収益と医業費用、医業外収益と医業外費用及び看護学院費用並びに特別利益と特別損失の差引合計額九千六百七十六万三千五百九十九円の純利益となりました。

剰余金計算書につきましては、前年度未処理欠損金一億六千五百三十八万三千四百五十三円に当年度純利益を補てんいたしましたので、差引当年度未処理欠損金は六千八百六十一万九千八百五十四円となりました。資本剰余金は、本年度において医療器具購入指定寄附金六百万円、がん治療医療器具購入指定寄附金五十万円、看護学生等修学資金負担金一千四百四十四万八千円の計一千七百九十四万八千円の増加となり、前年度繰越額三億一千八百八十五万五千六百七十七円と合わせて三億二千九百八十万三千六百六十七円を翌年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金六千八百六十一万九千八百五十四円を翌年度へ繰り越しました。

貸借対照表におきましては、資産の合計額は八十四億二千九百九十九万一千八百八十三円で、前年度に比べ二千五百五十八千八百一円の減額であり、負債の合計額は五億一千四百四十六万一千四百九十六円で、前年度に比べ一億三千七百七十四万一千三百七十八円の減少となりました。また、資本の合計額は七十九億一千四十三万九千六百八十七円で、前年度に比べ一億一千二百六十八万二千五百七十七円の増加となりました。

以上が病院事業決算の概要であります。今後の病院運営につきましては、依然として厳しい環境下にありますので、引き続き経営基盤の確立に努めるとともに、地域住民の健康を守る機能が十分に発揮できるよう地域の中核病院としての使命を認識し、医療サービスの向上に一層の努力を傾注する所存であります。

議案第七十五号は、昭和五十四年度四日市水道事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は二十五億四千三百三十二万五千四百四十四円で、予算額に比べ五千六百四十九千四百五十六円の減収となりました。これは、主として料金収入が夏期の天候不順及び節水意識の浸透等により、当初見込額を下回ったためであります。

収益的支出におきましては、決算額が二十七億五千八十三万三十円となり、八千四百三十二万九千九百七十円の不用額を生じましたが、その主な理由は、受託工事の減少に伴う関連工事費に不用額が生じたこと、動力費、薬品費、受水費等が予定額を下回ったことなどがあげられます。

特別利益及び損失は、固定資産売却損益及び水道料金、工事負担金等の過年度損益修正を経理いたしました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は八億九千二百七十一万三千二百五十五円で、予算額に比べ二百八十八万一千七百四十五円の減となっておりますが、これは水沢簡易水道配水管改良工事に係る受益者負担金の減によるものであります。一方支出の決算額は十三億六百九十二万四千八百六十六円で、一千七百十五万九千三百四十四円の不用額を生じましたが、これは配水管布設改良工事に係る路面復旧委託及び材料費に不用額が生じたためであります。資本的収入額が資本的支出額に不足する額四億一千四百二十一万一千六百一十一円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書は、収益二十五億四千六百三十九万四千四百四十四円、費用二十七億五千二十五万九千二百二十四円、差引経常損失二億九百九十九万五千八百八十円で、これに特別利益十五万六千六百円、特別損失五十七万九百六十六円を加減して二億

九百五十万九千四百八十六円の当年度純損失を生じました。

剰余金計算書は、利益剰余金につきましては、繰越利益剰余金年度末残高一億三千三十万七千五百九十円、当年度純損失二億九百五十万九千四百八十六円、当年度未処理欠損金七千九百二十万一千八百九十六円となりました。資本剰余金は、前年度末残高二億八千六百十三万七千九百一円、当年度発生高一億七千五百五十万一千三百三十五円、翌年度繰越資本剰余金二十四億五千七百六十三万九千二百三十六円となりました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金七千九百二十万一千八百九十六円を翌年度へ繰り越しました。貸借対照表は、水道事業が保有する資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでありまして、資産総額百二十一億百十万七百四十五円、負債総額八億六千二百八十三万七千二百五十七円、資本総額百十二億三千八百二十六万三千四百八十八円であります。

決算の結果、經常収支では収入面において水道事業収益の大宗をなす料金収入が、前述のとおり夏期の天候不順及び節水意識の浸透等により、前年度に比べ一・二%の減となり、当初見込額に比べかなりの減収となりました。一方費用面においては、北勢水道用水に係る契約基本水量が倍量の三万三千四百立方メートルとなったため、受水費の大幅な増となり、鋭意経費の節減に努めたにもかかわらず、前年度に比べ一八・三%増となり、二億九百五十万九千四百八十六円の純損失を生ずる結果となりました。

以上が水道事業決算の概要であります。今後ともなお一層経営の合理化等に努め、清浄、豊富、低廉な水の供給に努力いたしたいと存じます。

議案第七十六号は、昭和五十四年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、園芸施設共済及び業務の六つの勘定を総合しますと三億三千四百五十七万七千三百三十二円となり、予算額に比べ六千四百六十六万一千二百六十八円の減収となりましたが、これは共済事業の性格上ある一定の基準までの被害を見込んで予算を計上しており、当年度は被害率が低く、保険金が収入減となりましたためであります。

収益的支出の決算額は、各勘定の総合の額二億六千七百六十七万四千二百二十八円で、予算額に比べ一億三千百五十六万一千五百七十二円の不用額を生じましたが、収入と同様当年度は被害が少なく、共済金の支出が減となった結果であります。

損益計算書は、事業収益合計一億九千八百九十一万三千八百五十一円、事業費用合計二億三百三十三万六千九百三十一円、差引事業損失四百四十二万三千八十円で、これに事業外収益合計一億三千五百六十五万六千八百八十一円、事業外費用合計六千四百三十三万三千四百九十七円を加減して六千六百九十万三千四百円の当年度純利益を生じました。なお、事業外収益には、農業共済事業の市移譲に伴う四日市市農業共済組合からの財産引き継ぎ六千七百七十九万八千三百三十八円が含まれております。

剰余金計算書における当年度未処分剰余金は当年度純利益六千六百九十万三千四百円と同額であります。剰余金処分計算書(案)は、当年度未処分剰余金六千六百九十万三千四百円を関係法令に基づき、事業勘定別に法定積立金及び特別積立金に積み立てしようとするものであります。

貸借対照表は、農業共済事業が保有する資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでありまして、資産合計二億三千九百五十五万五千四百八十五円、負債合計一億二千七百八十一万七千四百八十七円、資本合計一億一千百七十三万七千九百九十八円となりました。

決算の結果、当年度は水稻の被害が比較的少なく、また四日市市農業共済組合からの財産引き継ぎもあって、一億一千百七十三万七千九百九十八円の剰余金が生じ、翌年度以降の共済金支払い及び損害防止事業等に備えることができました。今後とも農業共済事業の充実に努め、市農政と一体となった事業を実施してまいりたいと存じます。

以上が昭和五十四年度市立四日市病院事業、水道事業決算認定及び農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についての概要であります。どうかよろしくご審議の上ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議案第七十七号は、本市一般会計補正予算第一号案であります。

今回補正の主な内容は、国、県補助割当の決定もしくは見通しを得たもの及び緊急に実施を要する単独事業費等の追加補正のほか、建築資材の高騰による建物等建設費及び電気料金改定に伴う電気使用料の増額と、建設事業に関連する債務負担行為及び地方債の補正でありまして、歳入歳出予算の追加額は二十八億一千六百十五万二千元となり、補正後の予算総額は四百三十六億一千八百七十五万二千元と相なるのであります。

以下、総務費、民生費及び教育費に計上いたしました建物等建設費の補正及び関連する富洲原地区市民センター改築工事費に係る債務負担行為の変更並びに各款に計上いたしました電気使用料所要見込額の補正以外の歳出各款における補正の主な内容をご説明申し上げます。

第二款総務費は、臨時備人料、恩給法の改正に伴う恩給及び退職年金の不足見込額を追加し、北野町ほかの公会所建設費補助金、旧みはと学園園舎等解体工事費並びに学園都市基本計画及び河原田地区における土地利用転換計画の策定経費を計上するとともに、交通安全対策事業につきましては、国庫補助事業費の決定に基づく事業費のほか、暴走族対策事業費等を追加補正いたしました。また、選挙費では、去る六月の参議院議員選挙と同時に執行されました衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに今秋の知事、市長選挙及びこれと同時に執行されます市議会議員補欠選挙経費について、予算の組替えと追加補正を行いました。

第三款民生費は、去る八月五日設置されました高齢者事業団に対する運営費補助金及び貸付金のほか国庫補助割当の見通しを得ました赤堀小集落地区改良事業費を追加いたしました。また、福祉資金・住宅新築資金等貸付事業の各特別会計への繰出金を計上いたしました。

第四款衛生費は、四日市、孤野、朝日、川越地区衛生組合に対する負担金と北部清掃工場焼却灰転送経費及び汚水処理経費の追加並びに北部埋立処分場の雨水調整池築造工事費等を計上いたしました。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました森林育成活動促進事業及び地域農政総合推進事業等の県補助事業費を追加し、地域農政整備事業、イネミズウムシ特別防除事業及び花き花木集団産地育成事業等に対する補助金、神前、保々地区における農林業同和対策事業費を計上いたしました。農地費は、神前、保々地区における市単独農業基盤整備事業の同和対策事業費のほか、用排水対策工事費及び溜池防災工事費を追加し、水産業費では国庫補助事業費の決定に基づく磯津漁港改修事業費を追加いたしました。

第七款商工費は、四日市金属化学工業協同組合が実施しました中小企業団体等共同施設建設費に対する補助金を計上するとともに、伝統的工芸品指定記念塔設置工事費を追加いたしました。

なお、この工事費の財源には、指定寄附金を充たしております。

第八款土木費のうち道路橋梁費は、国庫補助事業費の決定に伴い、日永八郷線ほか一線の改良事業費の新規計上並びに羽津山線ほか二線の改良事業費の追加を行うとともに、市単独事業としましては、市内一円の道路新設改良事業費を増額いたしました。

なお、財源の一部として本年度より高速自動車国道通過市町村に日本道路公団から納付されます公共施設等助成金等を充たしております。

橋梁関係では、旧橋撤去費を含めた生桑橋維持補修費と国庫補助事業費の決定に基づく記念橋ほか二橋の新設改良事業費を追加補正するとともに、記念橋については本年度工事との関連上債務負担行為を計上しております。

河川費は、準用河川として国庫補助事業費の採択のあった大溝川改修事業費の新規計上と、米洗川ほかの改修事業費の追加並びに一部組替えを行い、平津川ほかの市単独河川等改良事業を追加しました。

なお、準用河川堀川については、橋梁部分の早期完成を図るため債務負担行為を計上しております。

都市計画費では、関係法令の規定による都市計画基礎調査費を新しく計上し、千歳町小生線街路事業費を国庫補助事業費決定に基づき追加するとともに、霞ヶ浦緑地整備事業につきましては、国庫補助決定に伴う減額と実施事業にあわせた付帯事業費の追加補正を行いました。また、石油貯蔵施設立地対策等補助金が既設分のほか新設分についても割当決定を見ましたので、納屋防災緑地整備事業費の追加補正をいたしております。

公共下水道費は、特別会計への繰出金を増額したものであり、都市下水道費は、排水施設等の維持補修費の追加と国庫補助事業費の決定により塩浜及び羽津茂福都市下水道新設改良事業費を追加するとともに羽津、雨池及び羽津茂福の各都市下水道新設改良付帯事業費並びに市内一円の排水対策に意を用い、排水路改良工事費を増額計上いたしました。

第九款消防費は、関係法令の改正に伴う消防団員等公務災害補償等共済基金負担金の不足見込額を追加いたしました。

第十款教育費は、三重県同和教育研究大会に対する補助金を計上し、小・中学校費において補助決定のあった教材、及び理科備品購入費の補正と技術家庭科備品購入費及び校舎等維持補修費の追加を行いました。

幼稚園費は臨時傭人料を追加し、社会教育費では国庫補助金の決定に基づき大膳寺跡発掘調査費を計上するとともに、茂福城趾進入路用地購入費及び下野郷土資料館建設費補助金を計上いたしました。

第十一款災害復旧費のうち過半数発生災害復旧費については、県支出金の増額決定にあわせて農林水産施設災害復旧費を追加し、現年発生災害復旧費については、去る五月の豪雨により被害を受けました土木施設及び文教施設の単独災害復旧費を計上しております。

第十二款公債費は、雨池都市下水道施設事業に係る国庫補助金の増額割当を見ましたので、その同額を繰上償還するための追加をいたしました。

以上、歳出について概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各科目に関連の特定財源のほか、一般財源として市税及び競輪事業特別会計からの繰入金を計上して、収支の均衡を図ったのであります。

次に、各特別会計の補正予算案についてご説明申し上げます。

議案第七十八号競輪事業特別会計の補正は、霞ヶ浦緑地整備付帯事業費の財源に充てるため一般会計へ繰り出ししよとすることであり、歳入には前年度繰越金を追加いたしました。

議案第七十九号と畜場食肉市場特別会計の補正は、電気使用料並びに業務量の増大に伴う臨時傭人料を追加し、施設完成後の事業運営は県、市及び生産団体、食肉業界を構成員とする公社運営といたしたく考え、この公社設立準備経費を計上いたしております。

歳入には、事業収入の増加見込額と前年度繰越金を充当いたしました。

議案第八十号公共下水道特別会計の補正は、業務費において電気使用料等の施設管理費の不足見込額を追加し、建設改良費においては国庫補助事業費の決定に基づき、各排水区の管渠、ポンプ場及び終末処理場の一部組替えと追加補正を行い、関連する債務負担行為を変更するとともに、北部排水区管渠付帯事業費及び市内一円の排水路改良工事費等を追加いたしました。

歳入につきましては、国庫支出金、市債の特定財源のほか前年度繰越金及び一般会計繰入金を充当いたしました。

議案第八十一号土地区画整理事業特別会計の補正は、国庫補助事業費の決定及び保留地処分金の増収に伴い、浜田第二土地区画整理事業並びに西浦土地区画整理事業の建物移転費及び街路築造費を追加するほか、復興土地区画整理事業に係る清算徴収金の本年度収入が関係者のご協力により、予想を上回る見通しを得ましたので、さきに清算交付金財源として借り入れた市債の一部を繰り上げて償還するための公債費を追加いたしました。

歳入では、国庫補助金、保留地処分金、復興土地区画整理事業清算徴収金及び市債の追加のほか前年度繰越金及び一般会計繰入金を充当しております。

議案第八十二号福祉資金貸付事業特別会計の補正は、貸付希望者の増加と住宅資金に係る貸付限度額の引き上げに伴う貸付金の不足見込額を追加するものであり、歳入においては、県の助成制度が貸付制度に変更したことに伴う補助金の減額と市債の新規計上を行うとともに、一般会計繰入金を追加いたしました。

議案第八十三号住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正は、貸付希望者の増加と国の貸付限度額の改正に伴う貸付金の不足見込額のほか、市単独上乗せ貸付枠の新設に伴う貸付金の増加見込額を追加いたしました。この財源には国庫補助金、市債のほか一般会計繰入金を充當いたしました。

次に、公営企業会計の補正であります。

議案第八十四号水道事業会計の補正は、収益的収入及び支出におきまして、電気料金の改定に伴う各水源池の動力費等の不足見込額を追加補正するものでありまして、この財源には当年度利益剰余金を充當いたしております。また、簡易水道費につきましても、動力費等を追加補正し、財源として雑収益及び預金利息を収入見込みにより計上いたしました。

続いて、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第八十五号吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正案は、恩給法等の一部改正に伴い、これに準じて退職料及び扶助料年額の増額、退職料等の最低保障の改善等所要の改正をしようとするものであります。

議案第八十六号市立隣保館条例の一部改正案は、神前地区で土地改良事業が実施され、町及び字の区域が変更されたに伴い、神前市民会館の位置を訂正しようとするものであります。

議案第八十七号市営住宅条例の一部改正案は、これまで認められていなかった単身者の入居について老人、身体障

害者等については、同居親族がない場合においても、このたび新たに入居ができるよう公営住宅法が改正されたに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案第八十八号国民健康保険条例の一部改正案は、地方税法及び同法施行令の改正に伴い、長期譲渡所得に係る保険料の算定の特例適用期限の廃止と低所得世帯の保険料の軽減基準額について改正しようとするものであります。

議案第八十九号字の区域の変更については、川島町地内において西鹿化土地改良区が実施する土地改良事業により区域内の字の区域を変更しようとするもので、区域等はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十号市道路線の認定案は、桜町地内の矢合川及び日永地区の天白川の堤防道路、小生町地内の道路及び県道員弁四日市線から北部墓地公園計画地までを市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十一号市道路線の変更案は、川島町地内における近鉄湯の山線の踏切閉鎖に伴う市道小生町大井手線の一部を変更するもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十二号土地の取得につきましては、白須賀ポンプ場建設用地として四日市市土地開発公社から土地を取得しようとするもので、位置及び形状はお手元の図に示すとおりであります。

議案第九十三号委託契約の変更につきましては、去る六月議会においてご決議をいただきました一般国道二十三号霞ヶ浦跨道橋新設工事について、中部地方建設局長との間に委託契約を締結いたしました。このたび来年度施工を予定しておりましたU型壁の建設を本年度施工のランプ取付部基礎工事とあわせて施工することとし、委託金額を三億五千七百九十万円に変更し、契約を締結しようとするものであります。

議案第九十四号から議案第百号までは、いずれも総合文化会館新築工事に関する工事請負契約の締結案でありまして、建築主体工事については、金額二十三億二千三百万円をもって市内幸町大林・小林建設共同企業体に、給排水衛

生設備工事については、金額一億五千万円をもって市内東新町東邦地水株式会社に、空気調和設備工事については、金額四億五千万円をもって名古屋市中区錦二丁目、株式会社大気社名古屋支店に、舞台機構設備工事については、金額三億五千五百万円をもって名古屋市中区栄四丁目、三精輸送機株式会社名古屋出張所に、電気設備工事については、金額三億三千万円をもって名古屋市中区栄四丁目、川北・大東電工建設共同企業体に、舞台音響設備工事については、金額一億二千万円をもって名古屋市東区泉一丁目、松下電器産業株式会社中部通信特機営業所に、舞台照明設備工事は、金額二億三千万円をもって名古屋市中区栄三丁目、株式会社龍電社名古屋営業所に決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第一百一号は、一号幹線水路築造工事（第二工区）の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額九千四百万円をもって市内川原町、朝日土木株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第二百二号公有水面の埋立てに係る意見につきましては、港地区の防災対策と環境整備の一環として防災緑地を建設するため、納屋運河の埋立てを出願いたしましたことに伴い、四日市港港湾管理者の長から意見を求められましたので、異議ない旨を述べたく、公有水面埋立法第三条第四項の規定に基づきご提案申し上げます。以上が各議案の概要でございます。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（伊藤信一君） この際、報告いたします。

本日までで監査委員から報告が十三件ありました。すでにお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（伊藤信一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、九月十日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時五十三分散会

昭和五十五年九月十日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

昭和五十五年九月十日（水）午前十時開議

議事日程のとおりにおこなう

○議事日程 第二号

昭和五十五年九月十日（水）午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおりに

○出席議員（四十二名）

- |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 川 | 金 | 大 | 大 | 小 | 宇 | 伊 | 伊 | 小 | 青 |
|   |   |   |   |   | 治 |   |   |   |   |
| 口 | 森 | 谷 | 島 | 川 | 田 | 藤 | 藤 | 井 | 山 |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 洋 | 喜 | 武 | 四 | 良 | 雅 | 信 | 道 | 峯 |   |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 二 | 正 | 正 | 雄 | 郎 | 市 | 敏 | 一 | 夫 | 男 |

○欠席議員(一名)

野 渡 山 山 山 山 山 森 水 松 前 堀 堀 古 平  
 崎 辺 本 中 路 口 口 野 島 川 内 市 野  
 貞 一 忠 信 安 幹 良 辰 弘 新 元 行  
 兵  
 芳 彦 勝 一 剛 生 孝 吉 郎 一 男 士 衛 一 信

橋 野 生 永 中 谷 田 高 高 佐 坂 後 後 小 粉 訓 喜 川  
 多  
 本 呂 川 田 村 口 中 木 井 野 口 藤 藤 林 川 蜀 野 村  
 增 平 平 正 信 基 三 光 正 長 寛 博 也 幸  
 藏 和 藏 巳 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等 善

○出席事務局職員

主事	主事	議事課長補佐	議事課長	事務局長	代表監査委員	技術部長	水道事業管理者	次長	教育長	次長	消防長	病院事務長	下水道部長	建設部長	都市計画部長	環境部長	産業部長	福祉部長	市民部長	財政部長	総務部長	市長公室長	収入役	助役	助役	市長
金	山	板	小	佐	伊	黒	村	長	山	川	渡	藪	奥	石	内	水	河	岩	毛	伊	矢	阿	平	坂	三	加
森	口	崎	坂	々	藤	川	山	川	鹿	合	辺	田	村	井	田	谷	村	山	利	藤	田	南	井	倉	輪	藤
伸	克	大		晃	涼			照	静	一	靖		仁	三	忠	和	昭	義	道	治	三	輝	清	哲	喜	寛
夫	彦	丞	靖	精	一	薫	了	男	夫	郎	三	裕	人	夫	泰	一	郎	弘	男	郎	郎	彦	三	男	司	嗣

午前十時一分開議

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第二号のとおり一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（伊藤信一君） 日程第一、これより一般質問を行います。

お手元に配付しました一般質問通告一覧表のとおり質問の通告がまいっております。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 皆さんおはようございます。

それでは、質問の通告をいたしました順番に沿いまして、市長を初め関係部長のご所見を賜りたいと思っております。

ちょうど加藤市政が誕生いたしましたから四年が経過をいたすわけでございます。私自身も、あるいは多くの議員の皆さん方も、一様に四年間をそれぞれの立場でご孝察なさっていることと思うわけでございますが、私は私なりに、加藤市政のイメージはこの四年間のためまぬ努力の中で多くの市民の皆さんにそれなりの評価を受け、豊かな行政経験の中から描き出されたすばらしい手腕の中で、この四日市市の発展というものをそれなりに遂行なさってみたと、このように思うわけでございます。しかしながら、今日の時代の背景を考えますと、今後厳しい局面が一段と予想されるわけでございます。さらに一層すべての方々にご理解得られる、あるいは協力の得られる加藤カラーというものを、一層前面に出される必要があるのではなからうか。そのことが、くしくも第一次総合計画の反省の上に立って立てられた新総合計画を遂行するすべではなからうか、こんなふうに理解をいたすものでございます。そして、同時にその遂行そのものが、加藤市政の将来をつくっていくわけでございます。これから大変だという感想を率直に持つと同時に、この四年間の努力の継承をさらにお願ひ申し上げたいと思うわけでございます。同時に、いまの時代は単に一地方自治体の問題で律し切れないものも山積している背景を見ますと、市長自身が常にご努力をなさっておりますけれども、地域関係市町村といえますか、三重県全体というのでしょうか、いわゆる外との連携というものをどうつくっていくのか。言葉で適当なものが見つかりませんけれども、外面的な政治力というものをどうおつくりになるのか、この辺が今後の一つの節になるのではなからうか、このように推察をいたすわけでございます。

ところで、この四年間、加藤市政は、多くの難事業といえますか、歴史に残るものをつくられてまいりました。特に、先代の市長から受け継がれたとはいいますがその病院のりっぱな完成を見たわけでございますし、加えて私たちの身近な問題としての公設市場が誕生をする、あるいは長年難航をいたしておりました四日市工業高等学校が移転をするという運びになってきたこと、さらにはここ数年来延々と続けられました教育施設の強化充実の問題、さらには朝明高等学校の新設、さらには治水対策に象徴されます都市下水道の整備の問題、さらには大学構想が検討の端緒についたと、こういった問題、さらに多くの市民の意識を一つにしていこうという意味合いも含めながら地区市民センターがその機能を徐々に発揮している実態、さらには文化会館の建設の問題、これも長年の夢でございましたがいまそのスタートをきろうとしているわけでございます。まさにご同慶の至りと同時に、市を愛する市長の努力と手腕のあらわれではなからうかと、高く評価をいたすものでございます。また、同時に十数年来問題として悩み続けてまいりました悪臭問題も、いま新たな問題を抱えるということは事実でございますが、その歴史の中から一步前進への歩み

というものが見られるということについて、敬意を表するわけでございます。

こうしてまいりますと大変がんばられたということに尽きるわけでございます。しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、今後に残る問題も少なくないのでございます。特に、市立病院の跡地の活用の問題とか、あるいは四日市工業高等学校の跡地の問題とか、新たな高校増設の問題、大学構築の具現の問題、あるいは最近脚光を浴びております北勢バイパスの問題、さらには県施設の公共施設の誘致といった問題、あるいは本質的に見まして四日市の将来をつかさどるであろう産業誘致の問題等々、たくさん問題がございます。加えて教育の資質をどうしていくのか、また今日的に持っております教育環境全般をどう育てていくのか、本市の主体性におけるところの取組みをどうするのか、さらには、次第に進んでおります高齢化社会の中の福祉問題をどう方向づけていくのか、本市の特色とともにそういった今後の重要課題をどう考えられようとなさっているのか、この辺を見まいりますと、大変将来へのむずかしさというものが浮き彫りになってくるわけでございます。この辺に対する市長のいろいろ苦しい中での心境かと思いますが、お考えなども、この四年間を振り返られてお聞かせいただければありがたいわけでございます。なお、新しい化製場の問題につきましては、大変大きな問題でありますし、いずこの地におきましても再びこれまでの苦しみを繰り返すということではいけないわけでございまして、その辺を十二分に考えた態勢、あるいは方向づけというものが、私自身も心の底から願う一人でございまして、同時に現在の平山物産の問題につきましては、一言申し上げますならば、これまで苦しみに耐え続けてきた関係住民の方々に対しまして、これ以上要切らないでいただきたい、こういう気持ちになるわけでございます。その辺を十二分におくみ取りいただきたいわけでございますが、この問題は挙げて最重視の姿勢を貫かれて努力をなまさてこられた過去の問題、さらには現実の問題、よくわかりまじし感謝の一言でございます。その辺をおくみ取りいただければありがたいわけでございます。

次に、市長は行政と住民の間のつながりということを真剣に考えられました、それぞれ地区懇に象徴されるような話し合いを続けてまいりました。そこに大きな成果も芽生えているというふうには理解をいたすわけでございますが、今日の時代、さらにはこれからの時代というものを考えてまいりますと、その行政には限界もあらうかと推察をいたします。いままでは聞く立場ということで市長自身がいろいろ対応なさったと思うわけでございますが、これから行政の指導ということも若干加味なさいまして、地区のイメージをどうつくるのか、行政側みずからその辺の考え方を前面に出されて、それぞれの地区の特色を話し合う場、そういう方向に地区懇も進んでいけば大変すばらしいものになるのではないかと、こんな気がしてならないのでございます。そして同時に行政効果ということがよくさやかれるわけでございますが、いま申し上げたような方向を模索、実践いただく過程に、行政効果の創出という問題が出てくるのではなからうか。そして同時に地区市民センターの役割が一体のものとして大きく発揮されるのではないかと、こんな気もしてならないのでございます。そのこと自身が、行政の先取りという問題につながることも考えられますし、住民に対する夢を与えるということにもなろうと思えます。加えて地域別の特色、あるいは地域間の整合性というものがつくられていくゆえんではなからうかと思っております。

さらに、そんなことを考えてまいりますと、来年度予算の編成に向けてまして、市長自身、各部長、あるいは各部の担当者に対するご要請もかなりあらうかと思うわけでございます。要請というよりも注文、指示といった方がいいのかもしれませんが、その辺がどのように現在推移しているのかも聞かせいただければありがたいわけでございます。昨日の新聞にも、鈴木総理大臣が、来年度予算の方向に對しまして、甘えは禁物、こういう形で厳しくその方向を示唆しておりますが、いささか政治的においが強いと判断をいたしますと、総体として厳しいのではなからうかという

のが、われわれの目に映った姿でございます。その辺も含めながらご所見を賜りたいと思います。

同時に、先般も議論になりましたが、私たちが目指しております中国天津市との問題、これは現在どのように推移してきているのかも触れていただければありがたいわけでございます。

大変あれやこれや申し上げましたけれども、加藤市政のこの四年間のご努力に敬意を表し、理解し、評価すべきはしながらも、今後を思う立場で一、二ご所見を賜りたいということで問題提起をいたしましたことを、最後にまとめにしたいと思うわけでございます。

それから二つ目の問題でございますが、四日市土山線の整備に関連をいたしましたしてお尋ねをいたしたいと思うわけでございます。

先般来私どもにご説明を担当部よりいただいたわけでございます。いわゆる湯の山街道の左岸道路の整備に関する報告でございます。これにつきましては、地域の方々、あるいはそこをご利用なさる多くの住民の皆さん方のご要望ということで、厳しい実態の中でございますがスタートをしようとしている問題でございます。加えて、現在、関係の方々にご説明に入っているというふうに向うわけでございます。しかしながら、その計画の大綱を聞いてまいりますと、かなりの年数を要するというふうにも言われております。率直に申し上げます、今日の実態の中からは多くを期待するなという答えが返るかもしれませんが、少なくとも五年あるいは六年という形で開通して全部整備されていくという方向へ、さらにさらに努力をしていただきたい。そのことが、まさに現在要請されていることにこたえる道ではないのかと、こんな気がいたしておるわけでございます。そのことは最初に申し上げましたが、関係部門あるいは関係地域、あるいは政治の分野で言えば、県、国に対してどう政治力を発揮するのかという問題にもつながるわけでございます。この辺のことを踏まえながら、ぜひ努力をしていくご見解を賜りたいと思うわけでございます。

大きく三つ目の問題でございますが、自主防災組織の充実についてというタイトルでございます。

すでに東海沖地震の問題とかあるいはその他に付随する防災体制の完備という問題が、新聞紙上あるいはマスコミをにぎわしておるわけでございます。先般来大きな訓練も実施をされました。また、先ほどは特別委員会も開かれまして、この問題をどうしていくのかという議論も一方になされておるわけでございます。そして多くの市民の方々にその心配の念をつのらせているのも事実かと思えます。しかしながら、現実に私たちの住んでいる地域、それぞれの防災組織なり体制というものは、本当に非常時に対応し得るものになっているのかどうか、この辺についても一度考え方も整理していただきたいと思うわけでございます。もちろん、今年度のはしりとしてそれぞれの地域に自主防災組織をつくろうということで試験的な運用もなされていることは周知をいたしております。ただ一般的な見方として、本当に意識づけがどうなっているのか、そして、それをどうさしていくのか、さらには本当に非常時の体制がつかられているのかどうか、つくられていないとするなら、より機能をさせるためにどう持っていたらいいのか。中身の問題を含めまして十分考えていただく時期にあるのではなからうかと。そんなことは考えてるといって指摘をいただくかもしれないませんが、一日も早い体制というものが必要な気がしてならないので、あえて申し上げたわけでございます。

次に、青少年非行の増大を憂いながらというタイトルを掲げましたが、くどくど申し上げるつもりはございませんが、この点については市長にもお願いを申し上げたいと思えますし、教育長にもむしろ問題を投げかけるという立場でお聞きをいただきたいと思うわけでございます。私もある中学のPTAをやらしていただいておりますが、この一年いろんなことを経験いたしました。恐らく経験しないとわからないという側面も味わってまいりました。戦後歴史の中で、教育に係る変遷といえますが問題は数限りなくございますし、今日のその問題は、単に教育現場の問題とし

て律し切れないところまで来ているのではなからうかと思うわけでございます。そして、同時にそれは単に四日市の問題ではなくて、全国的なケースとしての問題を持っているように思います。何とも理解のできない非常にむずかしい思春期の子供たちの精神といえますか、行動というのでしょうか、そういうものが横たわっているように思えてなりません。私もこの経験の中で、きわめて多くの問題を教育委員会の皆さんとともに考え苦しんだ経験がございます。そして、この夏大いにお互いに会員同士で何かを求めて取り組んでいこうということをやってまいりました。そしてそのことは意識的な面として会員相互のより次元の高い意識につながったことは事実でございますが、そのこと自体が地域の方々に大きな波及効果をもたらしたというふうにも思えるのでございます。そんな一面を考えてまいりますと、地域的な取組みに一定の橋頭堡をどうつくるのかということが大変重要ではないかと思えます。行政面での後押しというものをどう發揮していただくのか、そのことがそれぞれの地域的なつながりを深め一定の橋頭堡をつくる基盤になるのではないかと。一番最初に申し上げましたが、教育のいわゆる中身をどうするのか、こういうことと絡み合わせた場合に、市当局のこのことに対する取組みもまた重要ではないのか、こんな判断をいたすものでございます。口を開きますと家庭教育ということがよく言われますが、やはり市民運動の構築という立場を踏まえて家庭教育が育っていくというふうに思えますし、先ほど申し上げております教育現場の問題だけでは律し切れないという事実関係の上に、共通の取組みとして本市にその何かをつくっていただきたい。いまつくる必要があるのだということを申し上げたいと思えますし、それが青少年非行の増大を憂いながら大きな意味でお願いする一つでございます。

最後に、中小企業の労働者の持ち家対策に関連いたしてでございますが、これは六月に私どもの会派の水野議員から指摘をいたしております中小企業労働者、とりわけ未組織労働者、あるいは一般的に申し上げても労働者の方々が持ち家を推進するという場合のいわゆる金利負担、あるいは利子補給制度の問題でございます。多くを申し上げます

んが、当時の答弁の中には、この一年かけて研究してみる、調査をしてみる、こういうお話も賜っておりますし、またむずかしい側面も賜っておるわけでございます。ただ現在の段階では、三重県の勤労者信用基金協会に対することろの協力というものも通して何らかのことをさせていただいておるわけでございますが、前回の指摘以降三カ月をかけて、そして同時に来年度の予算編成の時期を目前にするという意味合いを含めますときに、この私どものお願いといえますかそういうものが、現在どういうふう整理されておられるのかお答えを賜りたいと思うわけでございます。いろんな見方があるいろんなケースがあるわけでございますが、素朴な問題の提起として、先般水野議員が指摘した内容の、ひとつより具現ということで再度のご見解を賜りたいと思えます。

大変長い時間になりましたけれども、以上申し上げて、市長並びに関係部長の意のあるところをお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第一点についてお答えを申し上げます。

私は、五十一年度の暮れから市長として仕事を進めてきたつもりでございますが、振り返りましてしみじみ感じておりますことは、私がどうのこうのということではなくて、今日まである程度の事業が推進をできましたのは、議会の皆様方のご指導と職員の方々のご協力によるものだというふうに思っております。もちろん過去の仕事というものは、総合計画あるいはこの基本計画等によって示された事業並びにその時点時点においてどうしてもつけ加えなければならぬといったような事業をやってきたわけでございまして、今後さらにこの新しい基本構想に基づきま

した総合計画を推進していくということが最も必要なことではないだろうかと思っております。特に、これらの施策を進めていく上において注意をしなければならないことは、ご指摘がありましたように、最近の行政というものは、どうしても四日市市なら四日市市だけで考えて推進していくというわけにはまいりません。やはり広域的に近隣の町との連携プレイ、あるいは隣接をいたします両市との連携プレイというものが必要でございますし、さらに今日の事態では、やはり国、県といったものとの関係をより緊密にしながら進めていかねばならないわけだと思っております。ただここで必要なことは、今日市にいたしましたも、あるいは県にしましても、国にしましても、地域社会づくりを進めていく上においても必要なことは、この行政の力だけですべてが解決できない、むしろそれぞれの地域におきます市民の連帯と協調というものが、私はどうしても必要ではないだろうかと思っております。そのためにこの地域社会づくりの推進ということが今日非常に大きな課題ではないだろうかと思っております。地区懇談会等は一つの手段でございますが、これも三月議会でございましたがご指摘を受けましたように、第三者の方がお聞きをされておられますと、あたかも陳情合戦であるというようなご批判を受けたわけでございますが、私は年に一遍ずつ、それぞれの地域にとっては年に一遍、しかもきわめて限られた二時間という時間での懇談会でございますから、その地域におきます問題がすべてそこで出されておるといふ方には理解をいたしておりません。で、全体を通じてやはり二十八地区を回ってみますと共通の傾向が出ておる。そういったような問題をまず取り上げて予算の上で具現化を図ってまいるということが必要ではないだろうかと思っております。それぞれを担当課には指示を出しておるといふような実態ではございます。しかし、そういったことだけで地区懇談会というものを終わらしては、私はせっかくの意見交換の場であるのに大変もったいないというふうに思っております。金森議員からもご指摘がございましたが、地区のイメージづくりのための話合いの場がさらに一歩進んでできてまいる、それによって連帯と

協調が一層深まっていくということになれば大変有意義な会合になるのではないだろうかというふうに思っておりますが、そのための一つの手段といたしまして、ちょっとむずかしい言葉で恐縮なんです、コミュニケーションマップ、あるいはカルテの作成をいま急いでおりまして、それぞれの地区にあります公共施設のデータ、どういう公共施設があるか、あるいはそれぞれの地域にあります地域住民の方々の実態といったようなもののカルテの作成、団体がどうなっておるかというようなカルテをつくりまして、そこからイメージを描きながら、マイナスのイメージはできるだけ取り除く方向でもってまいりたいとそういうようなことを打ち出してみ、住民の皆さんとの意見交換の場にしていただければ、かように考えて、今年度末までにはそういったものの作成を終わりたい。来年度以降においてこれを具現化してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

何か、ご質問たくさんございましたが、要するに私はいろいろな施設、整備、あるいは懸案の問題等が残されておりますが、それらの取組みにつきましては、住民の方々の連帯と協調ということを中心としながら、少しでも四日市市をいい町にしていくために、全精魂を傾けて努力をいたしたいと、かように考えておる次第でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思うわけでございます。

さて、最後の天津の問題でございますが、実はこの天津市との間に、友好都市提携を結ぼうという意志のもとに、昨年中国に二度参りましてわれわれの意向を中国側に提案をしたわけでございますが、その後天津市との間の交流は、ご承知のようにだんだんに深まっておりまして、過日中国大使館でのお話では、いま天津市というか中国の方で都市提携というものについていろいろ議論を深めておる。で、日本からの申込みは大変多いんだが、いまの状態は太平洋岸、特に関東から西の方に非常に多くなっておる。やはり全国的にもう少し日本全国とバランスを、地域的なバランスを考えた。また、中国内部におきましても余り内陸的な都市については提携が少ない。そういったようなこと

を考へて問題が討議をされておる。しかし、天津と四日市との問題は、現に友好都市という提携を結ぶまでもなく、相互の市民の間の交流が深まりさらに理解が深まりつつある。したがって、形式的な提携の問題はいずれ時間の問題で取り上げられるであろうから、ひとつ現在の交流をさらにより一層深めてほしい、こういうような大使館の一等書記官のお話しでございました。また、この六月には天津市で機構改革と首脳部の人事異動が行われまして、従来革命委員会が天津市の行政をすべて扱っておったわけでございますが、今度は人民政府と言われる行政府とそれから立法機関、司法機関、さらに党ということが明確に区分をされまして、新しく天津市に市長が決まりました。いままでは革命委員会主任と言っておったのですが、市長が決まりまして、そのもとに数名の副市長がおられると。それから市長さんは胡啓立という方でございまして、中国共産党青年団中央委員会の要職も兼ねておられるようでございます。この副市長さん、あるいは人民大会の議長さん、あるいはその主要な地位につかれておられる方々には、すでに私もが昨年参りましたときお目にかかった人も入っております、非常に天津市の方でも四日市との交流を評価されているようでございまして、ちなみに最近天津市から中国船が四日市港へ入港をしてみたりまして、これ若干トラブルが四日市港であったわけですが、トラブルをおさめるためにいろいろ努力をして、そのトラブルはお互いの言葉の十分ということに理解ができたわけでございます。ただその際わかりましたことは、天津市の政府から船の船長に対して、四日市市とは非常に交流が深まりつつあるのだから、そのつもりで四日市港へ寄ってこいということをお船長さんが言われておるといふようなことがはっきりしてまいりました。こういったようなことを考へてまいりますと、今日本津市の方でも非常に四日市との交流を深く望んでみえるということが推察をされるわけでございます。もちろん電話等では最近いろいろのやりとりがございまして、そういったやりとりから私どももひしひしとそういうことを感じております。そこで、ことしの十月には議長さんに团长になっていただいて、四日市・天津友好促進協議会で訪中

団を編成をいたしましたして中国へ、一遍天津を訪れていただいて、さらに一層この友好都市提携に向かつてご努力をいただきたいと、かようにお願いをいたしておる段階でございます。どうぞ皆さん方のこの上とものご協力をお願いを申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 第二点の四日市土山線等の整備に関連してお答えさせていただきます。

ただいまのご質問は、とにかく早く完成させよというようなことであったかと存じます。せっかくでございますから、事業の概要をご説明させていただきます、今後の進め方等をお答えさせていただきますと存じます。

これは、東名阪国道の桜インターから生桑神田町までの間五・三キロの間でございます、幅員は二十五メートルの四車線で計画されております。まず第一期事業といたしまして、本年度から五十九年度までの五カ年で、柳橋から現在生桑神田町の間一・五キロを二車線で施工するという計画でございます。この間が完成いたしますと、柳橋から現在土山線に流入しております車を生桑神田町の方へ誘導でき、混雑をかなり避けるということになると存じます。また、生桑神田町でバイパスと本線を結ぶ三滝川にかかる新設橋につきましましては、都市計画街路泊鵯線というのがございまして、この橋梁部分の先行施工という形で市で取り組んでまいり、県事業と歩調を合わせて進めてまいりたいと考えております。ただいまご質問の中にありましたとおり、現在関係地区に参りまして説明をさせていただいておりますが、今後早期完成に向けましては、県並びに建設省にあらゆる機会を通じまして強く要望いたしたいと存じております。また、このバイパスの促進につきましては菰野町との間にも、この事業を促進すべく期成同盟会が結成されておりますので、この方からも強力な要望をいたしてまいりたいと存じます。ただいまお話のとおり、非常に来年度予算

に向けて公共投資に厳しいものがあるという中ではございますが、この道路は四日市にとって非常に大切なものでございますので、ただいま申し上げましたようにあらゆる機会をとらえて国にお願いしてまいりたいと存じます。

次に、中小企業労働者の持ち家対策に関連してでございますが、ご質問にございましたとおり、去る六月議会で水野議員に対しまして市長より答弁させていただいておりますが、住宅政策自体につきましては融資制度を設けるというところも一つの方法かと存じますが、労働者の持ち家対策といたしまして、労働者が生活を圧迫されない範囲での価格で適正な規模の住宅が購入できるよう、宅地開発事業を積極的に推進し、宅地供給の円滑化と地価の抑制を図る必要があるかと存じます。また、これとともに融資助成制度につきましてもあらゆる角度から鋭意検討中でございますので、今年度内にご質問のご趣旨を踏まえまして結論を得たいと、現在住宅課の方で作業を進めておる段階でございますので、よろしくご了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 自主防災組織の充実についてお答えをさせていただきますと思います。

地域の安全性を確保するためには、市の機関を中心として防災関係のあらゆる機関の活動をお願いするわけでございますけれども、特に地域社会におけるこの安全性の確保につきましては、連帯意識に基づいたいわゆるコミュニティ活動、地域社会づくりを通じて、地域ぐるみあるいは住民ぐるみの防災体制というものに積極的に取り組む必要があるかと、このように考えておるわけでございます。特に、地震その他大規模災害につきましては、被害の軽減といえますか、そういうことを図る必要があるわけでございます。したがって住民の自主的な防災体制といえますか、そういう活動が一層多く期待をされるわけでございます。本市におきましても五十三年度から、地震災害に備えてい

ろいろ計画を立ててきておりますし、特にその中で自主防災組織の組織化ということを提唱いたしまして進めてきておるわけでございますが、耐震性の水槽の設置、それとあわせて効果的な防火活動のための自主防災組織を、これまで育成をしてまいったわけでございます。この自主防災組織につきましては、初期消火ということが大きな目的でございますが、そのほかに救出救護の問題、あるいは避難誘導の問題といったようなものがあるわけでございます。これらにつきましてはも防災用の資材の整備ということとあわせて自主防災組織に対しては所要の助成措置を今日まで行い、特に臨海部を中心といたしましてこれまで約二十組織ができております。しかしながら、先ほどご指摘のようにこの地域の防災体制につきましては、必ずしも現状のまま十分だということは考えておりません。したがって、今後特にこの自主防災組織の推進にあたりましては、まず意識の上では住民の方々一人一人の自覚を深めていただくということがまず第一でございますけれども、そのためのいろいろの情報活動の方法等も今後具体的に考えていく必要があると思えますが、同時にこの自主防災組織の確立と並行いたしまして、公共施設を拠点とするいわゆるこれらの活動のあり方というものも再検討を加えていきたいと。特にこの公共施設の拠点とすることにつきましては、従来から学校とかあるいは地区市民センターについては耐震性の建物としてすでにずっと設計をし、建設をしてきておるわけでございますけれども、避難場所の問題につきましても、収容能力の問題等も含めましてさらに検討をしていく必要があるし、地震の場合は一時避難ということを具体的にやったり地域において考えていただくということがございます。こういうことも含めまして防災計画もあわせて今後検討をしていきたい。特に地域の実情に即した自主防災体制というものを確立していきたいと、このように考えておりますのでご了承賜りたいと思えます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 青少年問題につきまして貴重なご意見をいただいたわけですが、つい先日警察庁が発表いたしましたものによりますと、本年上半期の刑法犯少年は全国で約七万六千人でございまして、この数字を昨年の同期に比べますと、その増加率は二一・七％で戦後最高というまことに憂慮すべき数字が出ております。それではこの青少年非行対策、青少年健全育成につきましてどうかということですが、学校での指導につきましてはそれぞれ努力を願ひ、また一面ご苦労もおかけしとるわけですが、指導体制というのが一応できておるわけでございます。ただ要は、当該学校の先生方が、校長先生を中心としてチームワークを密にしまして、共通理解のもとに同じ姿勢で子供を時には厳然たる態度で強く正しく指導する。さらに積極的に熱意をもって当たっていただくということが、基本的には最も重要なことであると考えております。

次に、ご質問にもございましたとおり、地区でいかに取り組んでいくかということとは最も重要かと考えるわけでございます。それですば私は、家庭教育をその地区で非常に徹底させることが必要であると、そういうふうに考えまして、本年度は従来から実施しておりますPTAにお願いしてございまして家庭教育講座、あるいは地区市民センター事業の家庭教育講座などがございしますが、これにはご出席されないご父兄、親ごさんもあるわけでございます。そこで、本年度は新しく四つの小学校地区を家庭教育のモデル地区として指定いたしましたので、指導者、推進者の養成を中心といたしましたいわゆる基盤づくりの事業を現在実施しておるわけでございます。その講座を終了されました方には、これはちょっと終了証書にははなはだ小さいわけですが、こういう終了証書を、これは定期券に入れていただくという考えでお渡し申し上げまして、家庭教育のボランティアとしての意識を高めていただきたいと、そう考えておるわけでございます。それで、今後これをもっと狭い地区、たとえば町単位

で家庭教育を推進していくと、こういうぐあいにその領域を狭めた形でやっていきたいと、そういうぐあいに考えておるわけでございます。

次に、こういった地区での家庭教育につきましては、それぞれ地区の方から協力をいただいておりますが、地区でのまとまった対策ということにつきましては、先日代表の地区市民センターの館長、さらに各地区で青少年育成に当たっておられます方の代表の方を集まっていたかましましていろいろのご意見を聞いたわけでございしますが、地区によりましては若干その取組み方の組織体制が不十分の地区がございます。まず何よりもそういう体制をきちっとすることが必要であると、そういうふうにご考えておるわけでございます。その地区での体制につきましては、その形態はその地区の事情によって多少異なっておりますが、地区の補導委員会なり、青少年育成推進員なり、あるいは体育指導員なりという方が、関係機関なり関係諸団体と緊密に連携をとりまして、地区を挙げて体制を整備するということが必要であると、そういうふうにご考えておるわけでございます。今後は、地区市民センターに首頭をとっていただき、これを中心としてその体制づくりをいたしまして、地区の実情に合った青少年の非行防止、あるいは健全育成とそういったような充実について指導をしてまいりたいと、そういうふうにご考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、家庭、学校及びその地域社会が三位一体となりまして総合的な対策を推進することが必要でございますので、教育委員会といたしましては最も重要な今日の課題であるという認識を持っておりまして、なお一層精魂を挙げて努力いたしたいと、そう考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 ご答弁ありがとうございます。

一般質問でございますが抽象的な言い方もいたしましたので答弁もやりにくかったと思うのですが、市長のご見解については、従来の路線を継承してやっていくのだということでございます。今後の、何と言いますか日々の取組みの中でさらにコミュニケーションを図りながら、あるいは意見の交換をしながらやっていくということで、きょうの場は理解をしたいと思います。

それから、土山線の問題でございますが、これも努力するというふうなニュアンスだったと思うのですが、これはもう大いにひとつ努力をしていただきたいと、こう思います。

それから、自主防災の問題につきましては、地域に合ったというふうなことで、私のそれなりの趣旨もあるいは必要性に迫られている現実の姿もご理解いただけたと思いますので、そのように理解をさせていただきたいと思っております。それから、中小企業といえますか、労働者のいわゆる持ち家対策に関連した問題でございますが、引き続き調査ということと同時に年度内ということでございますが、話の内容といえますか、ニュアンスから、年度内にいい方向が出ると、こういう理解をさせていただきたいと思うわけでございます。

それから、青少年の非行の問題でございますが、教育長のご答弁はよくわかるのですけれども、ちょっとかみ合わないところがあると思うのです。お互いに立場は違いますしいいんですけれども、やはり願うところは家庭教育と言われましても、どうしても理解されない面もございます。ですから、やっぱり行政として地域性を生かしながら一つの橋頭堡をつくるということにももう少し努力をいただかないと、この問題の根絶は図れない。力づくではできないわけでございますから、大変心配をしながら今後とも引き続きこの問題の議論をさせていただきたいということで、きょうのところは時間がきましたので終わらしていただきたいと思います。以上です。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十八分休憩

午前十一時十四分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 前段で、加藤市政の推進に向けて金森議員の質問に市長がお答えいただきました。私もその立場から、過去四年間の総締めくくりといえますか、非常に大事な議会でもございますし、いままでの加藤市政を評価しながら、これからの市民の幸せと町づくりのために過去の反省を、または振り返りながら数点について通告の順に従いまして質問させていただきます。

まず第一点目に、企業の誘致についてでございますが、景気にやや明るさが見え始めたというものの、このままでは政府の公約どおりの成長が実現して景気回復が軌道に乗ってくる条件は整っていないように考えます。景気の先行きを不確実に行っているのは、引き続き円の急騰であり、しかも、これまでのところ日本経済は円高を克服して産業界にも変動相場制に適応した経営が定着してきたように見えますが、企業の先行き見通し難を強め、減量経営というものの方針をさらに強めることであろうと思えます。現在当市においても設備投資は製造業を中心におさえ切っており、働く労働者としても低調な賃上げ、さらにこのさえない夏期ボーナスという厳しい環境のもとで消費者の慎重な行動というものは、今後も当分続くのではないかとこのさえない夏期ボーナスという厳しい環境のもとで消費者の慎重な誘致というものは容易でないというふうに思いますが、これからの四日市市、さらに三重県の最大都市として、どの

ように企業の参加を求められ、いままで努力され、取り組んでこられました経緯と見通しについて明らかにしていただきたいと思えます。多様化する住民の諸要求にこたえるためにも、教育都市または文化都市というふうに名を挙げられますが、やはり財源というものが一つのめどとなってまいります。この実現の可能性の強い企業も含め、さらに四日市の住民は四日市で働き、四日市で活躍したいというのを願っております。どうか市長の前向きの方角性と考え方をお答えいただきたいと思います。

第二点目に、車社会における現実的の市民運動についてでございます。これは特に二点について申し上げたいと思えます。まず一点は、暴走族の関係でございます。それから、車に対する広告物条例の点について、二点について伺いしてまいりたいというふうに思います。

このところ全国各地で暴走族が目立ってふえて、凶悪化する傾向を強めております。そのため市民生活が脅かされる例が多くなってきたのは、きわめて遺憾でございます。この際、暴走族に対する取り締まり強化をするのは当然ではございますが、これを生む土壌をなくする措置を急がなくてはならないのではないかと思えます。ちょうど一カ月前の四日市まつりの八月の二日、九日、十六日、はからずも私もそういう立場の中で実態を見てまいりました。大体夏場においての暴走族というものは減少傾向にはございますが、このごろは土・日じゃなくして普通のウィークデーに出てくるようにも聞いております。集団で暴走行為を繰り返すだけでも危険、迷惑千万であるのにもかかわらず、最近ではタクシーなどを襲う、凶暴化をしてきたように思われます。いろいろとマスコミが大きく報道して、暴走族による被害は物心ともに予想以上に広がっております。社会の安全と秩序が損なわれていることが判明した以上、断固として厳しく取り締まるべきであり、一方、市民の方でもこの違法行為を許さない毅然たる態度をとって、積極的に警察に協力することが必要ではなからうかと思えます。と同時に、暴走族を生む土壌にメスを入れて、それをなく

する努力を重ねていかななくてはならないと思ひ、対策は、家庭において、また学校において、職場において、さらに地域社会などが一体となって取り組むべき問題でないかと、早くから指摘されております。今後はさらにそれぞれの連携を強めて対策を立てるべきであると思ひます。だれしも少年時代にはバイクや車で疾走して、快感への欲望とか冒険心というものは抱くものではございますが、しかし、それはあくまでも社会の法律の枠内での行為のみ許されるものでございます。

私が一番歯がゆく思ひますのは、暴走族を取り締まっている現場で一般大衆がこの取締り状況をおもしろ半分に見物している風景、さらに暴走族に声援をすることがとき大衆の振る舞いに接するときは、大きな落胆のため息が出るものでございます。大衆のやじ馬根性もここまで落ちてきたのかとさえ感じてまいります。官民協力して悪行を退治する、この気風は以前はもっとあったように思ひます。思うに、この善悪を識別する能力がない青少年に、政府や行政のあることに挑戦する気風こそゆゆしき反抗精神であると思ひます。財政の厳しい中からせっかく道路を広くして、交通緩和を図りながら道路の中央に多額の資金を投じてガードレールを設けるなど、町の美観を汚すなど数しれないむだがたくさんあるのではないかと思ひます。市民全体の運動として、市長として今後どのように市民運動として盛り上げをいただくお考えがあるか、お尋ねいたしたいと思ひます。

さらに、交通安全広告物条例の中に道路交通標識についてのいろいろな諸問題が掲げられておりますが、道路上に看板とか、その他のいろんなものがはらんし、歩行にさえ不自由を感じております。都市の美観上からも非常に問題点が多く、車を運転される方々に道路標識というものが本当に判明しない点が多々あるうかと思ひます。これもやはり道路上に簡易な広告物がたくさんございます。行政側として不法掲示されたものには回収をなされているようにございます。やはりこれも同じように市民全体が立って市民運動として盛り上げて、この町からこういう暴走族並びに

交通事故というものを絶するために運動を考えたいというふうに考えております。ご所見がございましたら、お伺いしたいと思えます。

第三点目に、中高年齢者、心身障害者雇用対策についてでございますが、時あたかも、各企業並びに行政側においても来年度卒業生の就職についての採用の内定を見、いろいろとご準備がなされている中でございます。低成長の安定化、不況の長期化に伴って雇用不安というものは、雇用面で最も弱い立場にある中高年齢層や心身障害者にしわ寄せされているように思われりません。中高年齢者に対する求人が若年労働者に比べて極端に少ないこと、また身体障害者の法定雇用率を達成している企業というのは、全体の六割程度というふうには聞いておりません。このことはこの傾向を顕著に示すものでございます。これらの人々が雇用の面で不利な実情に置かれているのは、技術革新の進歩で、従来の一定の熟練と経験を要した職場が徐々に単純化されて、経験の浅い若年労働者でも十分職務遂行が可能になってきたのと、身障者を雇用するには特別の指導や設備改善などを要する経費が非常にかかるということで、しかも、法定雇用率は企業に対する努力規定にとどまっているということが理由になっていると思えます。このようない理由から企業のまたは行政側のいろんな営利的行動を放置することになりますと、これらの人々の雇用難は今後ますます増大してくるであろうというふうに思えます。したがって、これらの人々の働く権利を保障してその生活を守るために、企業の営利的行動に一定の制限を加え雇用の増大を図るとともに種々の検討を切望するものでございます。

そこで、比較的軽度の身障者のためにも専門指導員の医師付の公共福祉工場、福祉施設を近接して設けるなどは、たびたび私もお願いしてまいりましたが、その後の検討課題についていかがなものでございましょうか、また、中高年齢者、心身障害者の雇用確保のために積極的に作業環境の改善努力を行う企業とか、その他の企業に対して必要な資金の援助をするなどということはいかがなものでございましょう。こういう点につきまして、加藤市政の過去の四年間の実績を踏まえて、この三点についてお尋ねをしてみたいと思えます。

以上で一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕  
○市長（加藤寛嗣君） 第一番目の企業誘致についてということのご質問にお答えをいたします。

先ほどご質問の中に、日本の経済の景気が非常に鎮静化しておいて設備投資が冷え切っておるといってお考えがございましたが、実は製造工業におきます今日の設備投資意欲というものは、私はそう冷え切っていないのではないだろうかというふうに考えておるわけでございまして、ただ、四日市はこれまで港を中心にして大規模工業化が進んでまいりました。わが国の中でもかなり大企業の集積度合いが高い地域であるというふうに言われておるわけでございますが、過日この第八回の市政アンケート調査を実施いたしました、いまそれを集計中でございますが、活力ある総合産業都市を目指そうというのが、ご承知のように、新しい基本構想の一つの柱になっておりますが、これを実現するために工業に活力を求めるべきだというご意見の回答が集計の中で三分の一を占めておるところを見ますと、しかも、その回答が最も多い意見であったということを見ますと、市民の方々のご希望というものはある程度やはり本市の工業というものをさらに伸ばしていくべきだと、こういうご意見がかなり多いのではないだろうかと思っておるわけでございます。

そこで、四日市の工業は素材型の工業といえますか、資源多消費型の工業、いわば特化型の工業市場でございまして、これをやはりもう少し中間材の生産にとどまることなく最終製品まで持っていけるような誘導をすべきではないかと

いかと、かように私は考えておるわけでございます。さらに、エネルギー多消費型の産業だけでなしに、やはりもう少し多様化といえますか、多様化といえますか、そういったものを今後求めていくべきではないだろうか。一部食品等につきまして誘致ができましたし、また最近ではライオンアクトというようなリンスの原材料をつくる三千坪の工場が立地すると、あるいは太陽フードさんが新しい工場をお建てになると、いずれも三十億ないし四十億ぐらいの投資ではなかるうかと、そう大きな投資だというふうには思いませんが、そういうような方向がぼつぼつ出てきておる。さらに、私の方に、工場適地がないかということで打診のございました業種を申し上げますと、アイスクリーム、薬品、事務機械あるいは一般機械、自動車関連等々が打診のございました。いずれも一、二回の打診程度で終わってしまったおるわけでございますが、その大きな理由は適地がなかったということと、それから排水関係に非常にシビアに取り組まなければならぬということから、そういう実態が出ておるわけでございます。ただ、今日、大都市の中にあります、私の方で言えば、名古屋市の内にあります、いま申し上げましたような業種の方々がどうしても外へ新しい立地を求められる傾向が感じられております。したがって、そういった方面に今後働きかけをいたしながら、健全な産業活動が地域社会と調和をして展開をされるように十分考えながら工場適地を求めまして、雇用の確保を図ってまいりたいというふうに思っておるわけでございます。もちろん、現在この四日市市に立地をされております企業、今日石油精製、石油化学が非常に大きなウェイトを占めておるわけでございますが、今日の操業実態というものはかなりトーンダウンしていることは間違いないと思いますが、先行きどうなのかということでございます。この問題につきましていろいろと市内の企業の方々のご意向を調査いたしましたところでは、逐次投資を進めていきたいというご希望がございまして、現に少しずつ中の設備を変えつつございます。金額にいたしますと相当大きな金額になるといふふうに思っておるわけでございます。そういうような問題も含め、さらに私は、かねてから食

品とファインケミカルということを言っておりました。四日市にご縁のある食品工業さんに対していま働きかけを始めた段階でございます。今後こういったような問題をもう少し具体化を進めてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（伊藤信一君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） ただいま中村議員の方からご指摘をいただきました第二点目の車社会における現実的市民運動についてのうち、暴走族の關係につきましてお答えを申し上げます。

ご指摘の暴走族問題は、現代社会におきます大きな一つの課題になっておりますけれども、全国的な暴走族のグループ結成はかなり以前から見られておりました。昭和三十年前半より、いわゆるカミナリ族と称される集団があらわれ始めまして、昭和四十五年ごろからはこれに群集が参加するという傾向が高まり、その後も暴走族のグループ化、さらにはグループ同士の対立、抗争、あるいはグループの連合化が進められてきておるといふ現状でございます。ちなみに、五十四年末の調査によりますと、その総数は全国で四百七十二グループ、二万五千百八十四人になっておりました。さらに最近その暴走行為事件、人数は増加の一途をたどっておるといふような現状でございます。

こうした暴走族問題のとらえ方といたしまして、現代青少年に共通いたします精神構造は、いわゆる若者の甘えの態度でございます。また一方、大人の側にも若者に対してこうした甘えを許す態度が見受けられ、現代におきます社会性の未熟な一部の若者を生み出しているように思われるのでございます。したがって、これが対策といたしましては、警察の取締りによります彼らの違反行為の摘発も一つの有効な方策と存じますが、むしろもっと大切なことは、ただいまご指摘のございますように、青少年問題一般として考えるべきでありまして、特にこの暴走族の

年齢構成が十六歳から二十歳という若者で占められております実情から見ましても、暴走族へ参加することが青少年の一時的な現象であると考えれば、こうしたグループに新しく参加する者への抑制対策が、こうした暴走族を減少させることにつながることを考えております。当市におきます暴走行為状況は昭和五十年ごろより始まりまして、その現象が活発化してまいりましたのが昭和五十五年五月ごろからでございますが、その対策といたしまして、関係者によります暴走族根絶を図るべく、暴走族追放対策会議を開催し、さらに各業界、各種団体の協力を求めてまいりましたほか、道路構造対策といたしましても、工事費五百余万円をもって道路びよう、あるいは防護さくの設置などを行い、また一般の住民の方々への啓蒙につきましても、市内全戸に対しましてチラシの配布、広報紙による周知徹底、さらには車両関係業者への車体改造拒否への協力依頼などを行ってまいりましたのでございます。

一方、警察におきます取締り状況も本年五月以降、逮捕者二十二名、検挙者百十一名、少年補導二百十四名、警告、これは観衆も含めまして成人のみでございますけれども、九十五名となっておりまして、今後とも市といたしましては、こういった現状を十分踏まえまして、交通安全の教育指導、各種青少年対策あるいは関係諸機関の協力を得ながら暴走族をなくするために市民総ぐるみの運動として種々の対策を練ってまいりたいと存じております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 第二点のうち、路上の看板あるいは広告等々、道路標識の問題についてお答えさせていただきます。

ただいまご質問の中にもございましたとおり、県・市共同で二カ月に一週ずつ路上の、あるいはその近くの看板、広告等の取締りを行っておりますが、現実的にはなかなか後を絶たないというような問題もございます。これに対しましては、やはりこの広告業界への協力要請、指導ということも必要かと存じますので、県・市協議の上そういう方向を進めてまいりたいと存じます。

また一方、毎年の行事でございますが、本年度も八月一日から三十一日まで一カ月間道路を守る月間ということで、これは全国的な運動が展開されております。その中で、若干時期はおくれましたが、路上にそういう広告物あるいは障害物等を置かないでくださいとか、そういうPRにつきまして広報紙を通じてPRしたいということで、現在原稿もまとめて、近く依頼すべく進めておるわけでございます。いずれにいたしましても、この問題につきましては息の長い仕事にならうかと存じますが、今後とも努力を進めてまいりたいと思っております。

それから次の道路標識の問題でございますが、この道路標識につきましては、交通警察所管のものと道路管理者所管のものとは大別されると思っておりますが、道路管理者の所管といたしましては、一応案内標識という面でございます。ご指摘等の中にもあったと思いますが、三重県全般に見ましても、観光地は別といたしまして、その他の市におきましては若干おくれがあるんじゃないかならうかという感を持っておりますので、いずれにいたしましても、都市の美観を損なわないというようなことを頭に入れながら道路標識の整備につきましても、今後十分検討の上整備を進めてまいりたいと、このように考えておる所存でございますので、ご理解賜りたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤信一君） 産業部長。

〔産業部長（河村昭郎君）登壇〕

○産業部長（河村昭郎君） 第三番のご質問のうち、中高年齢者の雇用対策についてお答えいたします。

高齢化社会の到来を迎え、中高年齢者の雇用の安定と適職の確保はきわめて重要な課題となっております。四

日市公共職業安定所管内の高齢者雇用率は平均では六・一％と、法定雇用率を上回る高結果を示しておりますもの、未達成企業もまだまだ多いのが実情でございます。市といたしましても、国の各種雇用奨励金制度のPRに努めるとともに、求職者情報を発行して企業に配ること、中高年齢者に適した職種の有無について企業の求人希望調査を実施することを計画しておりますが、今後とも中高年齢者の働くにふさわしい職場の開拓に努力してまいりたいと考えております。また、定年退職後の方々には就労の機会と社会参加の場を提供するため、先般「シルバー人材センター」四日市高齢者事業団」を設立いたしましたので、今後とも積極的な運営を図ってまいりたいと考えております。

○議長（伊藤信一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 第三点の心身障害者の雇用についてお答えいたします。

心身障害者の雇用につきましては、昭和五十一年五月に身体障害者雇用促進法の抜本的な改正がございまして、雇用率制度がこれまでの努力規定から強制規定に改められました。軽度者を中心ということになります。近年かなりの改善を見せておるのが現状でございます。四日市管内の雇用率は一・三七％、法定雇用率一・五ということになりますから、それには達しておりませんが、改善されてきておるといのが現状でございます。また、この法の改正によりまして各種の助成金制度が抜本的にも改善されました。心身障害者雇用のための施設整備につきましては、たとえば第一種の重度障害者施設整備等助成金として必要経費の五分の四、これは一億円を限度とされますが、それが助成されますし、また雇用に対する奨励金あるいは職業訓練助成金、各種の低利融資制度等が充実されております。

心身障害者雇用につきましては、障害の種類、程度などが非常に多様になっておりまして、こうした面から事業主の社会運衛の理念、こうしたものが非常に重要であると考えておるわけですが、今後ともこうした制度のPR、あるいは事業主の意識啓蒙に努めてまいりたいと思っておるわけでございます。

先ほど軽度の障害者のための福祉工場というお話がございましたが、こうした助成制度のもとに市内でもある企業がそうした福祉工場の施設整備を図っていただいているというのが現状でございます。なお、私たちとしまして、特に社会適応、就労する上で重度の障害の方々、これは精神薄弱者、あるいは身体障害でも一級ないし二級の方々、こうした方についての問題は非常に大きい問題だと思っておるわけでございます。こうした方々を民間企業におきましても相当数雇用いただいております。また、市におきましては、特にそうした中で重い方々、これは通所授産施設「共栄作業所」あるいは小規模授産所、そうしたものの、あるいは職親制度、こうした充実、助成を行ってきておるわけでございますが、そうしたもとにそうした方々がその持てるわずかな能力でも発揮して、少しずつでも社会参加を高めていただくということに努力してまいりたいと思っております。いずれにしまして、昭和五十六年国際障害者年に当たりますので、障害者年推進協議会を発足させまして、今後障害者への理解を深めるとともに、雇用についてもその対策を拡充してまいりたいと、そういうふうに考えておるわけでございます。

○議長（伊藤信一君） 中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 どうもありがとうございます。一番目の企業の誘致について、相当前向きないろいろのご答弁いただきましたが、やはりいままでの四日市を支えてきたあらゆる企業、産業の振興ということと、またいままでの企業に対しても活力を与えるためのようない、ひとつご努力を今後ともお願いを申し上げたいというふうに思います。

二番目の車社会の関係の問題でございますが、やはり私どもは、前段で金森議員が質問いたしましたように、青少年非行の問題と大きくこれはつながっておるといふふうに思います。ですから、やはり四日市市が何かそういうふう

な暴走族対策の一環として「安全都市宣言」だとか、いわゆるそういう宣言というものまでもできないものかどうかということも考えます。そうして、一部でお聞きしますと、実際にそこで暴走族行爲を繰り返しておるものは四日市の若い者じゃなくして、鈴鹿だとか遠いところから来てこの四日市で災害を起こしているようなことも聞いております。やはり四日市としても本腰を入れてこういう問題に今後とも取り組んでいただきたいことをお願いを申し上げます。と思います。

一例としては、夜中にそういうことをすると交通状態で問題があるかと思いますが、あの高架下などはあいうガードレールを設ける前に、もう夜中の十一時から遮断をすとかいうふうなことで、そういう行爲のできないような行爲もひとつお考えいただけないもんかと私自身は考えております。そういうこともあわせて、今後とも真剣にひとつお取組みいただいて、本当に四日市という町がいい町であるというふうにひとつやっていきたいというふうに考えますので、よろしくお願い申し上げます。

さらに、広告物の関係でございますが、確かに違反広告物もたくさんございますし、自転車の放置というものもたくさんございます。さらには、樹木の繁茂によって確かにあの七十メートル道路の交通標識というものが非常に目に見えない状態がございます。ですから、交通標識のあるところまではそういう広告物というものは設置しないんだと、また時期が来たら樹木というものをやはり切っていたいて、そういう道路交通標識が明確にできるようにそういうことをひとつご努力をいただきたいというふうに要望をいたしておきます。

最後に、雇用対策について、確かに私の考え方と一部間違っていた点もあったように思いますが、国際障害者年を迎えるに当たってこういう方々のためにもさらによりよい努力をお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時一分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、理事者をお願い申し上げますが、答弁はできるだけ簡単をお願いいたします。

橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 昭和五十二年一月の臨時議会において富田、富洲原地域の常習浸水地域解消のための質問にこたえ、同五十二年度より始められた北部公共下水道事業について台風期を控えての、いま伺っておきたい問題がございますので、お聞き苦しいとは思いますが、三年八カ月ぶりの地元の重要問題の質問でございますので、ご理解賜りたいと思います。また、市内の常習浸水地域の解消のために苦しい財源の中より相当数の予算を賜り、また下水道部の部長以下職員一同その事業に取り組み、日夜努力しておられ、市長以下担当理事者の皆様に感謝の意を表し、厚く御礼申し上げます。でございますが、この事業に関し確かめておきたい点が生じてまいりましたので、お伺いしておきたいと思っております。

そもそもこの事業を行うもとは、天カ須賀、松原、西富田、富田地区の常習浸水地域の早期解消を目的として昭和四十五年に着工し、五十年完成予定の計画で朝明都市下水路の事業が始められたのであります。しかし、工事の半ばの四十九年の集中豪雨による川越町豊田地区の浸水を因として、富田地区の浸水をこの下水道に取り入れるならば川越

町が用地の買収に応ぜず、やむなく朝明都市下水道事業の計画変更を行わざるを得なくなり、松原、西富田、富田地区の常時浸水を一日も早く解消しようと五十二年度の予算に計上され、北部公共下水道一号、二号、三号幹線としての事業でありますことはご承知のとおりであります。しかし、地元、特に地区の議員は事業の計画変更及び工事の遅延の理由を話し、住民に納得させたり、自治会の集会等に出向き、説明し、了解と協力をいたたくお願いをせねばなりません。また、毎年数回必ずと言っていいほど浸水する家屋の町内を回ったり、厳しいところではその場に呼び出され、いつまで工事をしているのかと、当然のこととはいえ、不平不満を聞かされ、そのたびにあと何年待って下さいと、四十五年度より約十年間という長い間、ただ頭を下げるよりほかに方法はありませんでした。しかし、毎年毎年あと何年と聞かされる被害家屋の方々も聞き飽きてまいりました。本年七月九日、二号水路の下流の住民より、いま水路より水が逆流し、雨水が店内に入りかけている、どうしてくれるのか、すぐ来るようにとの呼び出しの電話がありましたので、市民センターの館長、下水道部の職員二名及び自治会長を呼び、現地に急行いたしました。何ら手の施しようもありませんでした。住民とのいろいろの話の後、決めましたことは、三年間はそのままの状態で待っていただきたい、三年間で現在行っている幹線事業によってもこの水路に変化がなければその責任は私がとる、しかし、その間はいかに何回浸水しても呼び出さないこと、雨量を見て、いままでのように私の方よりお見舞いに来る。このように雨の降るたびに呼び出す住民もつらいし、苦情を聞く私もつらい。現在市当局も最善の努力をしているし、私も、市長、助役、部長によく当地の事情を申し上げ、お願いをしているので、当の住民にその場は納得してもらったのであります。このことは下水道部もご承知のとおりであります。その日の雨量はたったの三十八・五ミリであります。しかし、よく考えてみますと、この地域の浸水をなくすると約束した四十五年より十年間過ぎた今日まで市はその対策を考えているだろうが、現実には事業が施されていない現状で、住民の不平不満も理解できるといえる。

がいたすのであります。この地域の浸水家屋の解消問題はあと一年や二年で解消するとは思われず、したがって、私はあと三年の間に市の関係理事者総力を挙げて浸水解消の目的を達していただくようお願い申し上げます。

また、この地区の一部の住民の間には、今後も浸水に遭えば天災とは言いがたく、人災であるとの声が出始めてまいりましたことを報告申し上げますとともに、本事業の目的である常時浸水家屋を一日も早く解消するという基本構想より外れているようにも思えるのであります。そもそも、北部公共下水道一号幹線事業の目的は、市内最大の浸水被害地域である国鉄富田駅周辺及び富田小学校運動場周辺、続いて古川町内の浸水解消を目的として始められた事業であり、大矢知地区より流れる一号水路、つまり四日市高校前より中央通りを暗渠で流れ、鳥出神社前より運河に流れている水路と、二号水路、つまりジャスコ富田店とジャスコ体育館の中央を流れて西町八幡神社の西側より裏を流れ、中町まで一直線に流れており、国鉄踏切付近で三号水路と合流し、代官町に流れ塩役運河に通じている水路、及び三号水路、つまり三幸毛糸富田工場の前より回り回って、国鉄富田駅前を経て駅東踏切で二号水路と合流している水路であります。以上三水路の雨水を幹線に取り入れることを、富田小学校周辺のようにほかより流れる遊水場所の水をこの一号幹線に取り入れなくては、この事業は終わりを告げませんし、またその目的は達しないのであります。したがって、具体的に伺っておきたいので、よろしくお願いを申し上げます。

まず第一点、富田ポンプ場及び新富洲原ポンプ場の間の排水管布設工事についてお伺いいたします。四日市市と四日市港管理組合との合同施行でやる新富洲原ポンプ場の計画は五十七年一部排水、五十八年度全面排水との予定で工事が行われておりますが、これは計画どおり五十八年度で事業は終わると思えますが、市が単独で行う富田ポンプ場より新富洲原ポンプ場までの排水管の布設工事もこれにあわせて間違いなく行われるのか、まずお伺いいたします。

次、第二点、国鉄富田駅周辺についてお尋ねいたします。国鉄富田駅周辺、すなわち西町五町内、中町、代官町は二号水路、特に地盤の低い三号水路によって被害のほとんどであります。二号水路の一部と一号水路は一号幹線に取り入れるよう工事は進められ、第一次事業も終わろうとしておりますが、最大の原因である三号水路には何ら対策が立てられていないのであります。三号水路は、三幸毛糸富田工場の前では水路というよりは河川と思われるほど幅と深さを持ちながら、回り回って旧中村牛乳屋付近では地盤が西町じゅうで一番低く、しかも水路は、三幸毛糸富田工場前に比べてみますと約三分の一程度の幅と深さしかなく、国鉄富田駅踏切近くではもっと細くなっており、被害が最も大きい水路なのでありますが、このような水路であるにもかかわらず、何らの計画もなく、手をつけようともなされていないと思われるのであります。これでは常時浸水地域の早期解消という当初の目的より逸脱しているとのしりは免れないと思うのであります。そこで、この三号水路は特に力を入れ、新富洲原ポンプ場の五十七年における一部排水の計画にあわせ、早期に一号幹線に取り入れるべきだと思っておりますが、この考え方についてご答弁をお願いいたします。

なお、国鉄富田駅周辺が解消すれば、自動的に上流の地域である三幸毛糸西地域の西富田の被害も自動的に解消され、一挙両得とも申しましょるか、二地区の被害が同時に解消されるであろうことは申し添えておきます。

次に第三点、国鉄富田駅東の踏切周辺について。ご存じのように、この地区では二号水路と三号水路が合流し、低くかつ狭い国鉄線路の下を流れているため、ここで水の流れを悪くする結果を招き、この周辺の家屋に数多くの、かつ大きな被害をもたらしていることは明白の事実であります。にもかかわらず、ここも北部公共下水道事業に外されているようにも考えられるのであります。先ほど申しましたように、一号幹線に取り入れなければならないのであります。一号幹線するためには三幸毛糸富田工場前の水路の水をいかにするかと、大きく考えなくてはならないのであります。一号幹線

線事業の工事場所より遠く離れているところの、このむずかしい周辺の浸水問題解消に対しどのような考え方を持っておりますのか、またいつごろまでに問題解決させるつもりなのか、お伺いいたします。

第四点、一号幹線の延長についてお尋ねいたします。一号幹線の事業の四日市高校前の立て坑百二、三十メートル上に上り十字路まで延長し、それに一号水路、二号、三号水路の水も一号幹線に取り入れるとともに、丸之内町内の水が富田小学校校庭周辺に流れ込み、被害が多いので、丸之内町の雨水も一号幹線に取り入れるよう新富洲原ポンプ場の一部排水とあわせ五十七年度中にこの事業が完成されるよう国の認可を得るよう、坂倉助役に現地の視察をお願いし、強力なる要請がしてございますが、ペテランの坂倉助役のことと間違いないと思っておりますが、念のため現在までの経過及び見通しについて坂倉助役よりお知らせのほどお願い申し上げます。

第五点、富田小学校運動場周辺について。富田小学校周辺の雨水は一号幹線の本線が通っているところで、工事そのものは施工しやすい場所であります。商店街の中心で通行どめ等の諸問題があり、近鉄富田駅西でこの雨水をとるべきか、あるいは富田小学校校庭西の水路でとるべきかと、五十二年当初より迷っておられるようですが、鉄道を敷いてから駅をどこにしようかと迷っているのと同じことで、住民は早く駅をつくってくれたらと一日千秋の思いで待っておりますが、いかがされるつもりなのか。むずかしい問題があるからといって、いつまでも放置すべきでないと思ひ、お伺いいたします。

第六点、塩役運河の環境についてお伺いいたします。東富田の塩役運河は、雨水一号幹線水路として五十三年一月より築造工事が始まり、完成した直後より運河全域の河床張り等の管渠の整備を行うとの当初の約束は、工事完成後三年経過した今日でも言いわけ程度に一部に施されたのみであり、他のほとんどは草が生い茂る、見るからに環境にも悪く、一日も早くこの後始末をすべきと思っておりますが、いかがでしょうか。また、実行していただくとすれば、い

つころまでに完成していただけるのか、あわせてお尋ねいたします。

最後に、古川町は一号幹線の下流の入口で事業は終わりましたので、一号幹線に布設の下水道管を取り入れていただきましたので、昨年一度は家屋に浸水をいたしました。それはポンプ場が完成しておりませんので、やむを得ません。その他の台風豪雨時でも水路の雨水が早く幹線に流れ込むため、工事に伴い町内の家屋に被害を与えましたが、今日では喜んでおります。市長以下理事者の皆様の協力に感謝の意を表し、厚く御礼を申し上げます。

次に、二番の北部墓地公園の建設についてお伺いいたします。

一、墓地公園に關し、土地開発公社が本年度より墓園の造成にかかると聞いておりますが、しかし、造成にかかる前にその雨水を流そうと計画される河川の整備を前もって行わないと、台風豪雨時の折取り返しのない被害を受けるおそれが多分にあるのであります。ご承知のように、十四川は富田地区の中心を流れており、河川の兩岸のうち左岸、右岸いずれが決壊しようとも、また決壊しないまでもオーバーフローをすることだけでも地区の三分の一は被害をこうむるのであります。毎年のように見舞われる台風豪雨時の十四川の状態は、これ以上一滴の水たりともほかより取り入れることはまことに危険であると言わざるを得ず、この状況はすでに十分ご承知のほすであります。このような状況に置かれているにもかかわらず、墓園造成工事を先行される理由についてお聞かせのほどお願い申し上げます。

次に、富田地区連合自治会に対し墓地公園の雨水を一号幹線に取り入れることの了解を得るために、地元の要望を遵守するとの五点の約束につき順次お伺いいたします。

第一、調整池について。市は墓地園の雨水をまず調整池でと考えてみえますが、その調整池は七十ミリ程度の降雨雨量時において何時間で満杯になりますか、また、この調整池だけを頼りにして大丈夫なのでしょうか、お伺いいたします。

二の、関西線下の拡幅と、第三の国道一号線下の拡幅は十四川の問題解決における一番のネックとなっておりますが、昨年これらの点について早期解消のため強力なる努力を申し入れる節、国及び建設省と協議することとしたが、その後の進展状況はどのようになっておりますか、お知らせのほどお願い申し上げます。

第四、豊栄ポンプ場の維持管理に關し、今後適切な維持管理に十分留意すると言われておりますが、昨年の豪雨の際、大量のじんかいが流れ込み、その結果招いたポンプの機能低下により十四川周辺の住民に大きな不安を与え、その上二カ所の水量オーバーにより家屋に浸水したのであります。このため全市の被害問題解決のための全員協議会が開かれた節、除じん機の早期設置との私の要望に対し、国庫補助を取りつけ、早急に設置すると下水道部長の答弁であったように思いますが、この約束が履行されもしない現況下において、今後適切な維持管理に十分留意するとはどのようなことなんでしょうか、お伺いいたします。

第五、十四川は重要河川として改修工事についても毎年片側のうち約五十メートル程度しか遅々として進まず、公園に關連してなお一層の進展を図るよう努力することとあるが、墓園の造成に着工されようとしているいま、これまでのような改修工事の進行状況では全く不安でなりません。したがって、十四川の改修工事テンポをもっと早くすべきであると思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

最後に、羽津茂福ポンプ場についてお伺いいたします。

現在の富田山城線道路の新設に当たり、七、八年前の説明会において、国道一号線より名四国道にかけ富田山城線を延長した場合その道路用地の買収にあわせ、ポンプ場のための用地もともに買収するとの約束どおり五十四年度に用地を買収し、本年度予算をもって事業に着工されようとしております。この計画の内容は、八十里ポンプの仮ポ

ンプを二台設置し、その後千ミリ一台、千八百ミリ一台を設置しようとするとなっておりますが、米洗川以北の十四川以南に至る膨大な面積の土地における台風豪雨時の雨水が、計画されているポンプの排水能力だけで十分なので、どうか。私は素人で十分には理解できませんが、各幾つかのこのような事業から見ますと心配でなりませんので、伺っておきたいのであります。台風豪雨時下の茂福、富田浜、浜元町も国鉄富田駅周辺に次ぐ常時浸水地域であり、長い年月の間浸水に苦しめられてきているのであります。茂福ポンプ場のポンプの増設と前川河川の改修工事を行っているいただきましたが、この工事は富田山城線の道路の水を茂福ポンプ場に流すためのものであり、そのためにこれら三地区は以前よりもよけいに浸水家屋がふえており、この地区の住民に多大の迷惑をかけているのが今日の現状であり、このことをご存じの市当局も羽津茂福都市下水路を新設しようとされており、その意のあるところは十分認めるものであります。茂福、富田浜、浜元町の浸水地帯の解消には、先ほど申し上げましたこの膨大な土地の雨水が前川河川に流入しないように近鉄線西に南北に水路をつくり、羽津茂福都市下水路に全面取り入れの能力を有するポンプを設置せねば、これら三地区の浸水解消にはならないのであります。つまり、何らかの方法をもって前川河川の水位を下げなければ、茂福、富田浜、浜元町は土地が低いので、この浸水解消にはならないということでもあります。市当局も致年前の説明会の折に申し上げておりましたが、相当以前の話でありますので、念のために控えておきたいのであります。その考え方についてお伺いいたします。

以上で第一回の私の質問を終わります。

○議長（伊藤信一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの橋本議員のご質問の中の北部公共下水道の第一号幹線につきまして、私に質問が

ありました四番の一号幹線の延長についてご答弁申し上げます。

本幹線の上流への延長の件でございますけれども、現在この事業は関連公共下水道ということで事業認可をいただいておりますが、認可の範囲がこの上位計画であります北勢沿岸流域下水道の認可の区域内ということになっておりまして、これで承認を得ておるわけでございます。しかしながら、浸水を解消するという目的から、これの延長につきましては特に国、県へ以前から強い要望をしております。また、そのため県からも現地視察をしていただいている状況であります。今後とも認可区域の拡大について十分関係機関と協議を重ねてまいりたいと思っておりますし、努力もしてまいりたいと思っております。しかしながら、認可区域の拡大あるいは変更という点につきましては、あるいは期間がかかることも予想されますので、この場合は周辺の、先ほどご指摘の水路を一号幹線へ暫定的に取り込むことについても十分配慮し、検討してまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

あとは担当部長からご説明を申し上げます。  
○議長（伊藤信一君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 富田、富洲地域の浸水を抜本的に解消いたしますために、流域関連公共下水道事業によりまして昭和五十二年より主要幹線水路の整備とあわせて流末の新富洲原合同ポンプ場の建設の推進をいたしておりますが、まず第一点の新富洲原合同ポンプ場につきましては、ご承知のように、昭和五十三年度よりすでに着手をさせていただいております。その完成目標を五十八年度におきまして、でき得れば五十七年度一部稼働とすることで現在実施中でございます。このポンプ場に接続いたします運河内の一号幹線管渠につきましても、大規模で非常に困難な工事となりますが、ポンプ場の完成年次を目標に努力をいたしたいと考えております。

第二点の、上流部の一号幹線への取り込みの問題でございますが、国鉄富田駅周辺、中町などは地盤が低い上に国鉄線、国道等によりましてこれがネックとなって浸水被害が生じているのでございますが、これの対策といたしましては、上流部におきまして暫定的に三幸毛糸富田工場、ジャスコ周辺の水路を一号幹線管渠に取り入れる工法も考えまして、下流ポンプ場の完成に間に合わすように努力をいたしたいと存じます。

第三点の国鉄富田駅東の踏切周辺につきましては、下流側の富田電報電話局の横を流れます既設水路の改良、すなわち富田雨水二号幹線管渠の施行につきましては、国鉄線、国道一号線を推進で抜きまして代官町に至る間をできれば五十六年度より着手できるよう努力をいたしたいと存じますが、道路状況、国鉄線の横断等非常に困難な問題がございますので、国、県とも十分協議をいたしまして、ポンプの稼働状況等を見きわめながら努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

次に、第五点でございますが、富田小学校運動場周辺につきましては、近鉄線西の四日市高校、丸之内周辺の雨水取り込みでございますが、これにつきましては四日市高校の前に立て坑がつくってございまして、これに取り入れるように準備をいたしておりますし、また近鉄線の東側の小学校運動場周辺の雨水対策につきましても、既設水路を改良する方法などよく検討いたしましたして下流ポンプ場の完成の時期までに対処をいたしたいと考えておる次第でございます。

次に、第六点の塩役運河の環境整備についてでございますが、これはご指摘のように五十三年度に改良工事が終わっております、五十四年度から東側の部分のコンクリートの床張り整備を進めさしていただいておりますが、本年度では完成させる予定でございます。引き続きまして、五十六年度におきましては残っております西側部分の床張りなど整備を行っていきたいと存じておる次第でございます。

次に、第二問のうちの二の第四点でございます。北部墓地公園の建設に関連いたします豊栄ポンプ場の関係でございますが、豊栄ポンプ場につきましては、四日市港管理組合におきまして高潮対策事業で設置されたポンプ場でございます、この運転管理につきましては市が委託を受けて行っておる次第でございます。このポンプ場の除じん機の設置でございますが、以前から強く管理組合に対してご要望申し上げておるところでございます、管理組合のご予定といたしましては、五十六年度から国庫補助対象事業として設置するよう準備をしておるといふことでございます。それまでの間は業者の重機などの借り上げによりまして対処をいたしたいと考えておる次第でございます。

次に、第三問の羽津茂福ポンプ場の問題でございますが、五十四年度から着手をさしていただいております現在の羽津茂福都市下水路事業といたしましてご指摘のような計画内容でございます。茂福ポンプ場への流入量を少しでもカットしようというものでございますが、将来的には北勢沿岸流域下水道事業の進捗とあわせて富田浜、浜元町、茂福、羽津地区などを対象としました関連公共下水道の雨水対策事業といたしまして雨水幹線の整備、また近鉄線西での遮集方法などを検討いたしましたして、同時に羽津茂福都市下水路のポンプの増強も行いまして浸水地域の解消を図ってまいりたいと考えておる次第でございます。以上であります。

○議長（伊藤信一君） 環境部長。

〔環境部長（水谷和一君）登壇〕

○環境部長（水谷和一君） ご質問の大きい二の一の墓園造成先行についてであります。本市における墓地は市営墓地四カ所を含め、市内の百五十四カ所に点在しておりますが、その利用度は非常に高く、飽和状態にあり、拡張することが困難な現状にあります。一方、墓地の需要は、世帯構造の変化等に伴いまして年々増加の傾向にあり、しかも、この傾向は将来とも続くものと思われまます。こうした墓地情勢にかんがみまして、市民への適正な墓地の供給を

図るため大矢知地内に都市計画事業として北部墓地公園を建設するものであります。建設に当たりましては、地元関係者はもちろん、排水関係等関連する地域住民の方々とも協議を重ねてまいりまして、災害の発生防止についてもご理解を得まして、現在四日市市土地開発公社の方で実施設計作業を進めていただいております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 二の二番、地元との確約の五点についてお答えいたします。

第一点の調整池の問題についてでございますが、北部墓地公園の調整池は現在開発公社で設計が進められておりますが、その貯水量は一万五千七百二十トンの計画であります。仮にいま、ご質問の中にございました時間雨量七十ミリの場合にどうなるかと申しますと、四時間二十分で満水の状態となります。これは県の土木部で制定されております開発事業の指導に関する計画設計技術基準に基づくものよりも二千七百四十六トン余裕を持っております。したがって、昭和四十九年災害時のように十八時間四十分で三百四ミリの降雨量がございましたが、このような基準で設計されておりますので、その程度の雨までは十分調整できるものと考えております。

次に、関西線下の橋梁の拡幅、国道一号線下の橋梁の拡幅、第五点の十四川準用河川事業の促進について、あわせでお答えさせていただきますと存じます。

十四川につきましては、五十一年度より補助事業といたしまして事業を進めさせていただいたわけでございますが、河道を鋭意改修中でございます。これまでに国道一号線より上流、通称「網勘橋」に至る間の左右岸の護岸整備を終えまして、本年度及び五十六年度事業をもって国道一号線から豊栄ポンプ場に至る間の護岸工、しゅんせつ工を予定しております。この間水位的にネックとなっております国道一号線橋梁につきましては、その実施を昭和五十七年度建設省へ委託すべく、交通規制問題、工法についての基本設計もできましたので、それをもとに実は本日建設省と協議を持っておるわけでございます。また、関西線下の橋梁につきましても、国道一号線に引き続きまして実施できるように国鉄名古屋鉄道管理局と協議を重ねておるところでございます。

なお、今後の事業促進につきましては、国・県に強く要望いたす所存でございますので、ご理解賜りたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤信一君） 橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 ただいまご丁寧なご答弁を賜り、まことにありがとうございます。したがって、再質問はやめて、要望にとどめさせていただきます。

まず、北部公共下水道の第二点、第三点は、上流の三幸毛糸富田工場周辺で基本幹線に取り入れるとのことご答弁を賜り、その上また、本日初めて、計画がございました二号幹線の本工事に入るため五十六年度より代官町を経て国道一号線の下を抜き、国鉄線路の下を抜き、中町の二号、三号水路の合流点にて二号幹線に取り入れ、しかも、五十八年度事業に完成を目指し努力することのこと、これまでの、二点の国鉄駅前、三点の国鉄東踏切周辺、すなわち西町全域、中町、代官町の浸水問題も一気に解決すること、まことにありがとうございます答弁を賜りました。よろしくお願い申し上げます。

しかし、国鉄線路は三車線の幅があり、国鉄の了解を取りつけるには困難な点多かろうし、日時もかかると思われますので、国鉄に対しあしたからでも強力なる折衝をお願い申し上げます。

次に、北部墓地公園の建設につきまして、二の地元との確約の五点のうち、国道一号線の橋梁拡張については、ただいまのご説明によりますと国道の管理者である建設省と十分なる打ち合わせをしておりますようであり、また県ともきめ細かい調整をされ、そのネック部を解消するための努力に対し敬意を表する次第であります。

なお、国鉄関西線の橋梁部についても、国道橋梁部と同様に一日も早く着工できるよう努力の方をお願い申し上げます。

最後に、羽津茂福ポンプ場につきましては、くどいようでございますが、常時浸水地の解消のためには前川河川の水位を下げるように特にご配慮のほどをよろしくお願い申し上げます。その他は全部了解いたしました。

以上で私の質問終わります。長時間ありがとうございました。

○議長（伊藤信一君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 通告に従いまして、ご質問をさせていただきます。

公園並びに緑化計画の見直しとその対応について。

近年住民の生活水準は、物質的に大幅に向上し、現代的な快適で便利な生活ができるようになったことにより生活意識や生活様式が大きく変化してまいりました。したがって、満たされた生活の中で物から心へとその要求の目が向けられ、創造性の開発、人間性の回復という言葉がよく使われ、精神的、文化的豊さを求める意識も急激に高まりつつあることは今日の趨勢であり、ご高承のとおりでございます。また、週休二日制や夏期休暇の普及、高齢者の増加等により余暇時間が一層増大する傾向にあることは、これまたすでにご存じのことと存じます。さらに、余暇に対す

る考え方も変化し、かつてのように単に体を休めるという消極的なものでなく、むしろ余暇の中で人間の基本的要求を満たすという住民の生活意識の変化が行政需要の質的变化となつてあらわれていることを考えますと、いまこそ行政の施策、役割等に一層の創意工夫とその必要性を痛感するものであります。とりわけ、市民生活と市民の健康につながる公園行政については、市民の動向を敏感に受け取り、積極的な対応により市民の要望を満たす立場にありますが、本市における公園行政が果たして住民の要望にこたえられているかどうか。私は、この際問題を謙虚に受けとめながら、抜本的な発想の転換を図り、行政の需要の質的变化に対応しなければならぬのではないかと存じます。そこで、きょうは私は、南部丘陵地の利用と風致地区の二点にスポットを当ててご質問、ご提言申し上げたいと思っております。まず、南部丘陵地の利用計画でございますが、南部丘陵の利用については、再三再四にわたりご質問及びご提言申し上げ、また先輩諸氏よりも具体的にご提案等も行われたのでありますが、それに対して理事者側からはその都度善処をするとの理解あるお言葉をいただいておりますのでありますが、いまだ具体的な対応が示されておりません。しかしながら、私どもは南部丘陵が市民の憩いの場として、全体利用を一日も早く具現化されることを夢と希望を持って待ち受けているのでありますが、昭和四十八年から始められました公園整備も遅々として進んでおりません。それにはいろいろ理由もあろうかと拝察いたすわけですが、私どもが素人目に見てご指摘申し上げたいことは、南部丘陵全体のマスタープランを持ち合わせていないことは、事業を進める上で大きな支障を来し、一貫性のない、見えないものには終始するのではないかと心配されるのであります。

それはともかくといたしまして、南部丘陵は、位置づけとして多少南に偏してはいるものの、市民の身近なところであり、八十六・六ヘクタールの面積規模は、全国的なスケールから言っても決して遜色なく、レクリエーション基地として全市民よりの期待を持たれているところでございます。緑が埋める小高い丘陵の連続と、眼下に石油コンビ

ナートを見おろせるすばらしい景観は、南部丘陵ならではの味わえない景勝の地であります。しかしながら、残念なことに戦後の維持管理が十分行われなかったために荒れるがままになり、とりわけ最近のマツクイムシの被害とともに緑が失われようとしていることは、まことに残念でなりません。昔のように、森林に対する下刈り、下枝打ち払い、間伐等行われないために通風性がなく、採光面についてもさえぎられておりますため生育が悪く、枯死する木も少なくありません。加えて、いまでは非行少年の非行場所として利用され、また冬期山火事の多発するまわめて憂慮をすべき状態であります。したがって、私はこの際、先ほど申し上げましたように行政需要の負的变化と、思うように進まない公園の進捗状況を踏まえ、仮称「四日市余暇開発公社」を設立し、一挙に社会的要請にこたえるための効果的な機能を有する官民一体の推進母体をつくり上げ、総合レクリエーション施設の建設を強力に進めてはとご提言申し上げるものでございます。その基本方向を次のような内容に従ってはどうかと存じます。

- 一つ、保健保養、観光、生産の三つの機能を柱とし、付帯機能とをあわせ、複合的多目的機能を持たせる。
- 一つ、スポーツ施設、住民のためのコミュニティー施設を配置し、生きがい活動の場を提供する。
- 一つ、総合的な社会開発として観光客と地域住民が共存共栄できる場とする。
- 一つ、自然環境及び付近住宅環境との機能的な相互補完関係を保ちながら全体的な調和を形成する。
- 一つ、国、県の財政的な援助制度を最大限に活用する。

一つ、民有地の協力を求めると同時に、市民の創造性を生かし、名だたる専門家に基本計画を委嘱する。

以上のようなことを骨子として事業を進めることになるわけですが、公社設立の理由については、将来利用客の多種多様の要求に対応するため、行政的制約を受けない団体にゆだねることが余暇の本質的なものを充足するに効果的であると考えたわけであります。

以上、私は、現在の行政需要の質的变化に伴い他に先駆けて申し述べました基本構想に従い、仮称「余暇開発公社」の設立に踏み切っていたくださたく、勇断を持って事業の推進を図られることを愚考いたしますが、理事者のこれに対するご見解をお示しいただきたいと思っております。

次に、風致地区の問題点とその対策についてありますが、私どもの居住環境に緑を欠かすことのできないことは当然のことながら、平素ともすれば自然を破壊し、緑の大切さを見失うことがたまたまであります。その意味で四郷の風致地区指定の経緯については、戦後各地域に行われた無計画な乱開発に歯どめをかけるためにも、また全国的に都市緑化を目指す行政上の見地から、昭和五十一年四月四郷の一部地域を風致地区として指定されたものであります。当時、地域指定の策定に当たっては本市の航空写真図によりメッシュ方法を取り入れ、全市的な緑のバランスの上から立って四郷地域に白羽の矢が向けられたと聞いております。そのような重要な役割を持つ風致地区が、今日どうでしょう。ご承知のとおり、天敵マツクイムシに食い荒らされ、初秋ともなれば全山松の紅葉でにぎわい、年々緑が失われ、いまでは全くの昔の面影はありません。そのような状態にもかかわらず、行政は冷淡であります。手をこまねいて見ているのみで、いまのところ何の対応も手がかりもございません。風致地区がこのままでいいのでしょうか。都市緑化の原点に立ち戻り、早急な取組みが望まれるわけがあります。このままでは風致地区指定が空文化してしまいます。もともと地域指定の策定段階では、地域に制限の網をかぶせるだけで地域にメリットがないではないかという一部の地主の反対もあったわけですが、説得の上、同意を取りつけた経緯がございます。ご承知のとおり、南側斜面は断崖のような急傾斜で、松の木を失うことよって地盤が緩み、山津波の危険性は十分に考えられるところであり、さらに尾根を縫っている農道も貧弱で、幾たびかの災害で所によっては分断され、倒木の搬出に事欠く次第で、今後の風致地区の機能の効率化について抜本的な対策、見直しをお願いしたいと存じます。特に考えられます環

状一号線の横断によって、取りつけ道路の整備ないしは地域から要望のあります墓地公園、多目的広場についても一考を煩わしたいと存じます。風致地区の今後の対応についてどのようなお考えがあるのか、それについてのご見解を明らかにしていただきたいと思います。

次に、諏訪都心部の下水対策であります。公共下水道事業は、本市においては重点施策として強力に進められておりますことは、私も地区住民として大変心強く感じているところであります。しかしながら、最近排水機能の面において、また基本設計について見直しをせざるを得ない箇所が見受けられますが、その点ご一考を煩わしたいと存じます。その原因個所の一つに諏訪都心部一円がございまして、毎年例外なく一年に一回は床下浸水するのが通例で、地下室を有するビル街はそのたびに手痛い打撃、損失をこうむるのであります。たゞ重なる被害に行政不信の声さえ上がる始末であります。災害時には下水が逆流するために手の打ちようがなく、聞くところによりますと、時間五十ミリ以上の降雨量の場合、そのような下水設計がなされていないためにどうにもならないというのが偽らぬ事実のようであります。年間、時間五十ミリ以上の降雨は、年によって違いますが、平均二、三回はあるのではなからうかと思ひます。そのたびに数億という莫大な被害をもたらします。したがって、早急に諏訪都心部一円の下水についてご検討をいただき、出水時を控え、抜本的対策をお願いしたいと思つております。地区住民は都市計画費並びに下水道使用料、及び施設時には下水道施設受益者負担金を徴収されているにもかかわらず、このような被害を毎年こうむることは片手落ちのような感じがいたします。

昨年の集中豪雨は、皮肉にも公共下水道管理地域のみに限って浸水の憂き目を見たということは、本当に信じられないことであります。もちろん、いろんな理由はあったと存じますが、自然の力の偉大さを感じるとともに、反面、人間の力の限界を知らされたという強いショックを受けました。生活水準が高まれば高まると同時に、近代化施設が

人工的に施されるわけですが、そのことが災害時には裏目裏目に出ることは留意すべき大事な事柄ではないかと存じます。自然流下という言葉は、私もふんばんは別段何も感じないのであります。災害時はその言葉の意味を十分知らされます。そのような下水の鉄則のようなものを、ともすれば私どもの周辺には逆らつて人工的に取りつけられあるものがしばしば見られます。その点昔の人は生活の知恵として自然に従つた手法をうまく生かされておりますことは、大変敬服に値します。その点現代人は人間の力を過信しているのではないかと思われます。心すべき事柄ではないかと思ひます。私は、諏訪都心部周辺の下水解決策について次のように考えております。

一つは、上流部に遊水池を多くつくるための施策を講じること、でき得れば建設されようとしている文化会館の施設内でも設けていただければ大変助かると思ひます。

二つには、阿瀬知川の改良工事を行うとともに、工業高校前の排水路と下流阿瀬知川との間の除じん装置を改良してトラブルのないようにしていただくとともに、流量増大を図っていただきたいと思います。

三つには、諏訪公園内に地下調整池を設け、災害時には圧送ポンプにより三滝川に放流する。

四つには、下水管渠の機能について常にチェックするとともに、流量の増大を図ること。

五つには、災害時における防災体制を強化するとともに、事前にあらゆる情報を地域住民に周知せしめる。

この五点は下水対策上、また諏訪都心部の災害を解決するための方法でございますが、これに対し理事者のご見解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） たいまは、公園並びに緑化計画の見直しにつきまして、大変貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございます。私も本市の緑化計画につきましては、本市全体については大きな緑のマスタープランというものが作成されておりまして、それを基本にいたしまして今後各地域の公園計画を樹立していきたいというふうに思っております。ただいま特に本市の公園計画の中で南部丘陵公園についての発想の転換を図るようというご意見でございましたけれども、ご承知のように、本市にはただいま西部地域では桜の財産区をもってレジャーランドの計画を逐次進めているところでございます。また、北部につきましては、北部の墓地公園を市の開発公社が今後事業を実施していくというふうになっておるところでございます。さらに西北部につきましては、保々の西村地域で県の住宅供給公社の所有しております用地を一部含めまして、その付近に県営公園を設置してもらいたいという要望もしておるところでございます。ご指摘になりました南部につきましては、四十八年より南部丘陵公園の整備を進めておるわけでございますが、それぞれの立場、あるいは資金の手当てをいたしておるような状況でございます。いま直ちに南部丘陵公園を公共事業で実施しておりますものを、そのほかの手段でやることについては、若干まだ問題もございますので、検討をしていきたいというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、本市全体の現状でのバランスを考えながら、それぞれの資金といえますか、公共事業でやるもの、あるいは融資で行いますもの等々考えながら実施していきたいというふうに考えておるわけでございます。

そこで、「余暇開発公社」の設立はどうかということでございますが、これは今後十分検討していきたいというふうに思っております。

なお、南部丘陵公園の全体のレイアウト、あるいは計画の内容、また四郷地区の風致地区につきましては、都市計画部長から細部で説明を申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 南部丘陵公園の現状と四郷の風致地区についてご説明いたしたいと思っております。

ただいま助役からご説明ありましたように、南部丘陵公園は、昭和四十八年より南ゾーンに着手しまして、五十四年度をもって南ゾーンの計画を完了しました。引き続きまして昭和五十三年度より北ゾーンの整備を開始いたしました。昭和五十七年度に完了の予定でございます。南ゾーンにつきましては、児童遊園地、水禽舎、人工滝、園路、広場、湿性植物園、ミニヘルスサーキットコース等を配置した総合公園として、家族連れや子供たちに大変楽しく活用していただいております。北ゾーンにつきましては、展望台、野鳥園、園路等自然を中心とした総合公園として整備する予定でございます。本公園は日永地区、四郷地区、内部地区にまたがる良好な自然林でありまして、緑を保存するという観点から、当面は自然公園として整備していく所存でございます。また、四郷風致地区の保全につきまして、昭和五十一年四月十三日、百二十二・八ヘクタールを都市計画決定されておりまして、地区の風致を保存するというにより美観保持、災害防止等を図るものがございます。現在マツクイムシ対策として、伐倒、薬剤散布等を実施しておりますが効果が少なく、その対策に苦慮しておる現状でございます。当該風致地区も、市街地周辺の貴重な緑を残す地区でございます。補植等一層の保全に努める所存でございます。

後藤議員のいろいろ賜りましたご意見は十分検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 諏訪都心部周辺の公共下水道事業につきましては、昭和三十年五月から納屋排水区といたしまして合流式ですでに整備の終わっている地域ではございますが、ご指摘のように昨今の豪雨時にはたびたび被害を受けてまして、地域の方々には大変ご迷惑をおかけいたしております。この原因につきましては、ご指摘がございましたように、昭和三十年当時の計画降雨量と、昨今の異常な降雨量との相違でありますとか、二十五年の歳月の経過によります地域の都市化等によりまして、豪雨時には被害をこうむっておるのが実態でございます。本市の下水道整備につきましては、現認可区域の中に未整備の区域がまだ残っておりますので、国の指導もありません。これらの整備を重点的に現在進めさせていただいております。このようなことから、当地域の浸水対策といたしましては、暫定的ではございますが貯留槽を設けて豪雨時には一時的に貯留させる方法やとか、あるいは貯留槽から適当な河川への強制排水による放流等の方法が考えられるわけでございますが、抜本策といたしましては、降雨量の基準値の見直しや既施設の改良、増補が必要でございますので、なるべく早い機会に国、県等の指導を受けたいと存じますが、国の変更認可を取りつけまして事業に着手するまでには相当の期間と多額の費用を要しますので、応急策としまして、先ほど申し上げましたような貯留槽、強制排水等につき対応を考えておる次第でございます。また、諏訪公園施設との関連もございまして、具体的な方策を定めまして対処をいたしてまいりたいと考えております。

それから、管路の清掃につきましては、地域を定めまして年次的に逐次実施をさせていただいておりますが、なお一層の努力をいたしたいと存じます。

また、当地域の浸水関係に重要な関連をもちます阿瀬知川水系の整備、点検、除じん機等の装置でございますが、これにつきましては、今年度一部改良工事を実施させていただきますが、今後とも十分配慮をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、ご指摘の市街地へ雨水を流入させないように雨水流入の防止につきましては、近鉄駅西側の地区に遊水地をできるだけ設けるようにといたしております。市立病院には現在二千トン程度の貯留槽を考えていただいておりますし、今回建設されます総合文化会館では約一千トン程度の貯留をお願いしております。今後とも公共事業はもちろんのこと、民間施設につきましても、できるだけ修景施設を兼ねた遊水地を設けていただくように積極的にお願いを続けていくよう考えておるところでございます。どうかよろしくご了承のほどをお願いを申し上げます。

○議長（伊藤信一君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 ありがとうございます。

「余暇開発公社」の問題といい、南部丘陵地の利用といい、大変大きな問題でございます。しかしながら、私どもの市民の生活に係りのある問題でございますし、また市民の健康にもつながる問題でございます。また、他の都市におきましては、非常に三重県内におきましても積極的に取り組んでる課題でございますので、どうぞひとつ前向きにご検討をいただきたいと思っております。

それから、下水問題につきましては、幸い諏訪公園の見直しが行われておるこの際、やはりあの公園の地下に貯留槽を設けていただければ大変ありがたいと思っておりますし、地域の方々にそれだけの恩恵が受けるということで、従来の

行政不信といったものを多少でも解消できるのではないか、かように思いますので、よろしくその点お願いをいたしたいと思います。

以上、要望にとどめまして質問を終わります。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 それでは、質問通告に従ってお尋ねしたいと思います。

第一点目は、公害対策についてでございます。ご存じのように、二酸化窒素の問題では、昨年六月議会、また九月議会、ことしの三月議会では複合汚染の問題として質問をしてまいりましたが、残念ながら十分な回答を得ることができなかつたわけでございます。昨年六月の二酸化窒素の基準緩和の問題の質問に対して、市長の答弁では、公害対策審議会に諮問をしたところ、今日の段階では汚染の負荷量というものが、固定発生源と移動発生源の間にどうなっておるかというようなことが明確になっていない、特に移動発生源からの大幅な増加をきたしておると、したがってその間の取扱いをはっきりしてほしいということ、さらには、さっきお話のありました窒素酸化物の規制を燃焼バーナーのところで行っておりますが、これは汚染負荷量によって規制をするのが理論的に合っているのではなからうか、こういうようなご答弁をいただきましたので、そのとおりのことを県の方にも申し述べたという答弁がございました。ところが、市長さん、川崎市の二酸化窒素の環境基準を検討しております川崎市の公害対策審議会の窒素酸化物対策専門部会、ここにおきましては、二酸化窒素の環境基準を一日平均〇・〇二PPM以下とする現状を留保し、緩和する必要があるとの報告を八月二十九日に同審議会に提出をしたところであります。この専門部会では、一年八

カ月にわたって環境基準値の当否を検討していたそうであります。また、中央公害対策審議会の専門委員会がNO<sub>2</sub>の長期曝露の指針を提案するに当たって特に注目した報告として採用している四つの疫学調査、六都市の調査、それから千葉県調査、大阪、兵庫調査、岡山県調査、この四つの疫学調査を独自に分析しその問題点を明らかにしているところでもあります。このように、時間もかけ独自に分析するなど窒素酸化物規制問題に対処するのが、市民の命と健康を守る立場からも要求されるのが当然であります。複合汚染の問題が取りざたされている今日、改めて二酸化窒素の基準緩和の根拠についてお尋ねをいたしたいと思います。国が基準緩和をしたから、県が同意を求めたからと、こういうことではなく、市長みずから公害対策審議会にも諮問をされて答えを得ているわけでございますから、この規制緩和のときに納得された理由についてお尋ねをいたしたいと思います。また、他都市におきましてこのような報告がなされていることから、四日市におきましても独自に調査研究されることを強く要望したいと思います。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

二つ目には、公害対策課で小学校の五、六年用につくられました四日市の公害のあらましの問題であります。この本の十二ページには、公害病の人の数というグラフがあります。グラフだけ見ておきますと、四日市の空はきれいになった、公害患者が減少傾向にあるとしかグラフからは見ることができません。しかし、公害患者はいまなおふえ続けている状況でありますし、五十一年度を見ても申請が七十五件、そのうち認定が六十七件、死亡者が三十人、そして辞退等が七十人となっております。五十二年では辞退などが百十四人となっておりますが、本当にこの辞退された方々が治癒して辞退されたのかどうか大変疑問に思うところでありますし、実態をお知らせいただきたいと思っております。年々死亡者もふえてくる実態から、公害患者の数を示すときは死亡者の数も明らかにしてグラフなどに示すべきだと思いますが、市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

九月一日は市民総ぐるみの地震防災訓練が実施されました。私も塩浜中学校における訓練を見せていただきましたが、そのときの感想も含めながら質問をいたしたいと思っております。

いつ、どこで、どの程度の地震が発生するかという予知のうち、いつということとは、現在の科学技術水準ではおよそわからず、将来においてもわかる見通しには立っていません。にもかかわらず、あたかもそれが七時にわかり、判定会が招集され、九時に警戒宣言の発令がされ、しかも自衛隊のヘリコプターや機動部隊の救助出動などという地震対策から見ても無責任有害なもの指摘せざるを得ません。近年たびたび発生する地震は、三重県が想定している震度でも五でありますし、また局地的に被害を与えるものが多く見られます。この四日市でも震度五程度が予想されるところと聞いておりますが、このように地震はいつくるかわからなくても、どこでどの程度のものが発生するかは過去の記録から予測できます。したがって、そのときどの地域でどのような被害が発生するのかが想定できますし、その地域における震度、地盤の状況、建造物の強度、材質、高低、建物、人口の密集度、防災施設、消火力の大小などさまざまな要素からその被害を想定することによって、その地域の災害防止計画の指標とすることが必要だと考えますが、市長の考えをお尋ねいたします。

また、被害想定に当たっても、当日の訓練では、電電公社、水道局、ガス会社、消防車などがスムーズに道路を走りましたが、地震のときに果たして道路が使えるかどうか、こういう点でははなはだ危惧を抱くものでありまして、そういう観点で防災対策を検討されることを要望すると同時に、塩浜地域におきましては、工場と工場、またその間には民家があり、民家の軒先をパイプラインが布設されています。八月の消防署の配管点検では大丈夫だとの中間報告がなされていますが、地震時に本当に安全であるかどうか不明であります。国道二十三号線の下が本当に点検されているのかどうか、この点も疑問でありますし、またこの配管についてどのようなガスなり液体の配管であるか明らかにされていません。これらを明らかにして公表する必要があると思っておりますが、どのように考えておられるかお尋ねします。また、これらの配管につきましては、一定の震度のときには工場の両端ですべてをストップさせるべきだと思いますが、この指導がなされているのかどうかお尋ねします。

また、情報の問題では、無線が当日混信して大変であったと。また電話連絡も時間がかかって大変だったという声も聞かれました。地震災害時に無線は混信し、また本当に電話連絡ができるのかどうかわかりませんが、災害時の情報伝達は非常に重要であります。そういう点では、一例として申し上げたいと思いますが、各地域に放送塔などをつくり、また無線で放送し、そしてその放送塔から地域住民に放送する、このようなことも考えるべきだと思いますが、この対策についてお尋ねしたいと思います。

先日も静岡の駅前地下街のガス爆発事故で多数の死傷者が発生いたしました。このことから、地下の商店街やデパート、雑居ビルなどにおける災害時の避難誘導の体制、この確立がどのように指導を含めて行われているのかお尋ねしたいと思います。また、ガス配管が地震により破損した場合などによる二次災害に対する対策についてもあわせてお尋ねいたします。

最後に、震災防止は市民の総力を挙げての事業であり、それは科学性に裏づけられ、現代の進んだ技術を最大限に活用し、市民の自発性と創意を生かして進めなければ効果は上がりません。市民一人一人としては、火を消すこと、危険物の安全対策を心がけるとともに、この防災の日を契機に、震災についての知識を高め、身の回りの安全か地域の防災診断を進めることが必要です。震災防止の抜本的な法制度を確立することが必要だと思いますが、それについての考えをお尋ねしたいと思います。

第二点目は、来年の国際障害者年に当たっての市の施策についてお尋ねいたします。

この問題につきましては三月議会でも質問したところでございますが、国及び県の障害者年に対する指導なり方針がどのように定まり、市の対応はどのように行おうとしているのか、まずお尋ねをいたしたいと思います。

ご存じのように、国連総会は一九七五年障害者の権利宣言の中で、障害者は、その障害の原因、特質及び程度の違いを問わず、同年齢の市民と同一の基本的権利を有するとうたっておりますし、そして国際障害者年の五つの目的を掲げております。第一に、障害者が社会の各分野に受け入れられるよう、身体的にも精神的にも援助をすること。

第二は、障害者が適切な仕事につけるようそれにふさわしい援護、訓練、治療、指導を行い、雇用のための国内的、国際的努力を強めること。三つ目には、障害者が社会生活に参加できるよう公共の建物、交通機関などを利用しやすく改善すること。第四に、障害者が政治、経済、社会の多くの分野で活動し貢献する権利のあることを世間の人々に知らせること。第五に、障害の発生を予防し、リハビリテーションのための効果的な施策を進めるということでございます。この五つの目的を実現する方向で、市、県、国の施策を行わなければなりません。市独自でも計画を策定すべきであると考えますが、いかがでしょうか。また、計画策定に当たりましては、障害者の団体の方も加えて行うべきだと思います。具体的に計画は進んでいるのかどうかお尋ねしたいと思います。

また、障害者年について、国連は、国際障害者年行動計画六十八のC項では、それぞれの国で国際障害者年の目標を徹底させるための国家計画を準備し、一九九一年までにその成果をまとめることができるようにすることを勧告しております。この勧告を受けて、国際障害者年行動計画を十一年として策定する必要があると思いますが、どのように考えられているのかお尋ねします。

いま、国連決議による国際障害者年の呼びかけにこたえてぜひとも実現されなければならない問題についてお尋ねします。

第一は、障害者が社会の各分野で受け入れられるようにするために、幼児教育から高校教育まで一貫した教育を保障し、法制度の差別を一掃する必要があります。この四日市市におきまして、義務教育における就学猶予の実態、また義務化として席は置いておりますが、長期欠席を含めたそれらの子供たちに対してどのような対策がとられているのか。その子供たちの能力を生かすような対策がとられているのかどうかお尋ねいたします。

第二には、障害者が適切な仕事につけるようにするために、企業に身体障害者雇用促進法によって、企業に義務づけられている法定雇用率を守らせることあります。中村議員の答弁に対して、四日市管内では一・三七％と答えられました。具体的に五百人以上の企業、また千人以上の企業での雇用率をお尋ねいたします。また、国に対して身体障害者雇用促進法が定める雇用率未達成企業に対する第十五条に基づき、労働大臣の雇入れ計画の作成を命ずることや、その実施についての勧告、第十六条のそれに従わない企業についての公表など厳正に実施し、早期に雇用率が全企業で達成されるように強力に働きかけることが必要だと思います。これらについてどのように努力してこられたのかお尋ねしたいと思います。

第三は、障害者が社会生活に参加できるようにするために福祉の町づくりが行われておりますが、障害者と専門家の参加する町づくりのための諮問機関をつくり、その調査と勧告に基づいて、障害者の安全が守られ自由に行動できる町をつくる必要があると考えますが、その点についてお尋ねいたします。また、障害者が居住地や職場で不安な生活ができるよう、地域住民の自発的な協力を奨励し、援助者をふやし、障害者が点訳、手話通訳、介助など日常生活での必要なことが安心して頼めるようにするための援助を行うべきだと考えます。この点についてお尋ねいたします。

第四に、障害の発生を予防し、リハビリテーションの効果的な施策を進めるために、一歳半児検診が今年度から実

施されることになりました。検診漏れや発見漏れ、対応漏れをなくす一貫した乳幼児検診体制、障害乳幼児対策を確立し、生まれてくる子供の障害の予知、早期発見と治療、訓練、保育、両親教育を行うことが必要ですが、この対策についてお尋ねいたします。

第五に、障害者の社会的活動を国民に知らせるために障害者の日を制定するなど、市民的取組みにする必要がありますし、国連総会における国際障害者年の勧告は、国際障害者年は障害者のためだけにあるのではなく、障害者を締め出す社会は弱くもろい社会であり、社会を障害者、老人などにとって利用しやすくすることは、社会全体にとっても利益となるものであると指摘しております。国連が提唱している障害者の日を制定し、障害者の状態や要求、社会的活動を広く市民に知らせることが必要だと思いますし、市民の正しい理解、関心を深める広報活動を強めることが必要であります。また、市民の一人一人がボランティア活動に自発的に参加をできるよう、市、県、国の援助制度を確立することが必要だと思いますが、この点についてお尋ねをしたいと思います。

第三点目は、行政のあり方についてであります。

第一番目は、防犯灯の電気料金の負担の問題についてであります。現在、防犯灯につきましては、電気料の約七〇％を市が負担をしておりますが、同じ四日市市民であり、また税金を納めているにもかかわらず、防犯灯が設置されている土地が市の土地でない、こういうことで全額負担させられている所があります。県営住宅や日本住宅公団がそうです。住宅公団では昨年供用の電気料金が約百四十万と負担させられ、ことし電気料金の五〇％値上げにより五十五年度は二百万を超える状態であります。こんな不合理はいますぐただす必要があると思いますが、いかがでしょうか。

第二番目は、陳情、請願を受け付け採択したものの取扱いについてであります。陳情、請願で採択してもなかなかできないということがありますし、八年前に採択されました笹川の児童館建設はいまだに解決を見ておりません。地方自治法第二百二十五条では、請願、陳情で採択を受けたものは、議会からの請求があれば請願の処理の経過及び結果の報告をしなければならぬと規定されておりますが、議会から請求をしなくても、陳情、請願の状況について議会に対して報告をすべきだと考えますが、市長の考えをお尋ねいたします。

第三番目は、民生委員の問題でございます。私どももときどき聞きますのは、民生委員に相談に行っても話した内容がいつの間にか漏れているという話を聞くことがあります。一人でもこのような人がいると、多くの民生委員が信頼を失うこととなります。ことしは民生委員の改選時期にも当たっております。民生委員の推薦をもっと改善する必要があると思いますが、どのように対処されるのかお尋ねをいたします。

第四番目に、昨年は国際児童年でございました。昨年この国際児童年の取組みの教訓がことしはどのように生かされているのか、お尋ねをいたします。

以上で質問終わります。

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 公災害対策について、特に総務に係る部門についてご答弁をさせていただきます。

先ほどお話の中で、判定会あるいは発令等について、今回の防災訓練について総合的な批判をいただいたわけですが、無責任というお言葉があったわけでございますけれども、今回の訓練を企画し、また今回の訓練につきまして東海地震というものを前提に全国的な規模で、中央、地方を通じて行われたわけですが、私どもの考えとしまして

は、責任あるがゆえに、いまこういう企画をして訓練をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。

まず、ご指摘の中で、情報の伝達対策ということがございましたけれども、今回の訓練におきましては、警戒宣言の発令、これらについて、一方ではラジオとかテレビとかいう報道機関を通じて周知をされ、片やこれに直接関係いたします国、地方の関係につきましては、無線あるいは電話等を通じて国、都道府県、市町村というルートで、この二つの二系列で情報の伝達が行われたわけでございます。特に、今回の訓練につきましては、情報伝達広報といったことにかんがりのウエイトを置いた訓練が行われたわけですが、ご指摘の中にもありましたように、必ずしも無線あるいはそれらの情報の方法についていろいろ問題があったと思います。これらにつきましては、今後この訓練の結果の集約を得まして、対策あるいは検討を加えていきたいと、このように考えております。

同時に、災害時の避難誘導の対策についてもご指摘があったわけですが、こうした訓練を積み重ねることによって、その集約を得ながら、それらの対策を具体的に地域に見合った方法で考えていきたいと、このように考えておりますので、ご了承賜りたいと思います。

なお、行政のあり方の中に、請願、陳情の取扱いについてのご質問があったわけですが、処理結果についても、処理結果の報告に当たりましては、議会事務局の方にも調査機関がございますので、これらと連携をとりまして処理結果の報告について取りかかりたいと、このように思っておりますので、ご了承賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 環境部長。

〔環境部長（水谷和一君）登壇〕

○環境部長（水谷和一君） 大気汚染物質のうちの二酸化窒素に係る環境基準の問題でございますが、国の中央公害対策審議会の二酸化窒素の人の健康影響に関する判定条件等についての答申に基づきまして、昭和五十三年の七月改定されましたことをご承知のとおりですが、三重県におきましてもこの改定を踏まえまして、三重県公害対策審議会の二酸化窒素の県内における目標値を、年平均値〇・〇二PPM以下とするという答申を得ておりました。これを踏まえて五十四年の七月、三重県公害防止条例の一部改正が行われました。この間、当市におきましても大気汚染防止法に基づく政令市の関係もあり、市としての目標値を定めるということは特に行っておりませんが、五十三年の十一月、四日市市公害対策審議会に諮問をいたしまして、その答申をいただいて、知事あてに二酸化窒素の環境基準の改定に伴う対応策の決定に当たって、市民の健康を十分保全できる環境濃度の保持を基本として対処されたい旨、文書でもって要請を行っております。また、大気汚染常時監視測定局におきます窒素酸化物測定器の充実強化にも努めてきております。

それから、公害認定患者の推移につきましては、昭和四十年市単独の救済制度発足以来、昭和五十年末までは、新規認定患者数が常に治癒、死亡等による減少数を上回り、増加の一途をたどってまいりましたが、昭和五十一年度以降はこれが逆転し順次減少傾向にあり、本年九月一日現在の認定患者数は九百三十六人で、昭和五十年末のピーク時千四百四十人に比較しまして二百四人減少しております。減少の内訳は、新規認定患者数が百八十八人に對しまして、治癒等による減が二百八十四人、それから死亡による減が百八人、差し引き二百四人が減少しているということでございます。先ほど小学生の資料に、減少の理由あるいはその死亡等が出ていないではないかというご指摘でございますが、小学生のいわゆるレベルということで、いわゆる減少の理由等詳しく挙げてございませんが、少し詳しい資料は、毎年公害対策課の方で出さしていただいております「四日市市の公害の現況と対策」で公表させていただいておりますので、ご了承を賜りたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 国際障害者年を迎えるに当たりましての諸施策について、いろいろご指摘あるいはご質問いただいたわけですが、国際障害者年事業につきましては、六月の議会におきまして永田議員からの質問に対してお答えしたとおりでございますが、まず第一点の問題としまして、国の方針あるいは県の方針はどうかというところでございましたが、現実には、国の心身障害者対策協議会、これの答申については、新聞紙上等に載っておりますが、いまの段階ではまだ打ち出されてきておらないのが現状でございます。いずれにいたしましても、市といたしましても具体的な方針はまだ打ち出されてきておらないのが現状でございます。いずれにいたしましても、市といたしましては、従来国あるいは県と協力しまして、あるいは独自で障害者のための町づくりを初めとしましてそれぞれの施策を積極的に進めてきたわけでございます。そうした中で障害者の福祉向上に努めてきたわけでございますが、来年度の障害者年を起点といたしまして、特に授産あるいは就労の機会の拡大、必要施設の設置、あるいは改善、その他諸施策の見直し、社会的あるいは職場環境改善、教育、あるいは市民へのPR等々を含めたいろいろな問題に対しまして、その解決のために一層の前進を進めていくために、障害者関係団体あるいは学識経験者、行政関係者等の参加を得まして、障害者年推進協議会を発足させまして、国あるいは県の方から打ち出されてくるだろうと思っております行動計画あるいは施策に対しさらに市独自の施策を加えまして、その障害者の完全な社会参加あるいは平等、そうしたテーマに基づく方針に努力してまいりたいというふうに考えておるわけでございますが、これにかかりまして六項目のご質問いただいたわけでございますが、そうした問題につきましても、こうした中でひとつ十分協議しまして協議していただきました。その具体的な方針を、これからの方針を打ち出していくというふうに考えておるわけでございます。

す。

次は、行政問題につきまして、まず一つの問題としまして、民生委員の改選の問題がございましたわけですが、いずれにしましても、民生委員につきましては非常に地域福祉、こうしたものを推進する推進役としまして非常に期待が大きいことは確かでございます。こうした面で、この十二月を期して進められております民生委員の改選につきましては、特にその資質の向上、そうした面を留意しまして進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 一の公災害対策について、一部私の方の所管事項についてご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

第一の問題は、コンピナートの場外配管の問題でございますが、その一つは配管の所在がはっきりしてないということと、地震発生時に大丈夫なのか、この二点であったと思います。

まず第一の配管の所在がはっきりしてないというお言葉でございますが、場外配管の経路につきましては、まず埋設配管、地下を通っておりますものでございますが、これは一定の間隔をおきましてそれぞれの区間にこれを立てたと。さらに配管の分岐点に表示をする。さらに地上に出ています配管でございますが、これは公衆の出入りする場所に決められた形のものを立てなければならぬ、こういうふうになっております。その掲示の形式でございますが、横一メートル、縦五十センチというもので、一番上に危険物移送配管埋設、これは埋設管についてはそのように書かれております。次にどの工場からどの工場まで行っておるのということが図示されております。それから、現在地

点が表示されております。さらに内容物、何年に埋設したものであるかという年月日、それから、だれが移送しておるのだと、工場名。それから、もし緊急事態が起きたときにどこへ連絡したらいいのか。これだけのことを書いたものを立てなければならぬ、こういうふうな決められております。そして、このことは高圧ガスについても同様でございます。現在四日市市内の状況は、これらの基準に従いまして危険物配管について八十四カ所、それから高圧ガス配管について百八カ所が立てられております。若干少ないように思いますが、いろいろ事情を調べてみますと、私も一番立てたい所の地主さんでありますとか付近の方々でありますとかいうのが、どうもそこへ立てられては困るとか、もっと違う場所へ移してくれというふうなことで、必要な箇所へ立てにくいというふうな状況がございます。

次に、この埋設配管の安全性でございますが、これはまず第一に設置する段階におきまして、材質の選定から接続の方法、腐蝕防止、埋設の深さ、埋め戻し等々に至るまでそれぞれ基準が設けられ、この基準を満足させるものでなければ私どもその使用を許可しないというふうな形で、まず第一に設置時に安全対策を強化しておることとでございます。次に、そうして埋設されました配管がどのように維持されておるかということとでございますが、これは法の規定は、日常点検、常に点検しなければならぬということと、年一回の定期点検というものを法律は決めておりますが、当市では石油類導管保守管理基準、これは議会のご指導を得て昭和四十七年につくったものでございますが、さらにこの日常、年一回という点検を強化いたしまして、一月一遍、三月一遍、主なものを申し上げますが、さらなることとなりますが、点検を強化しております。さらにまたいつも申し上げることでございますが、埋設後十年以上たったものにつきましては掘り起こし検査を指導しております。本年度におきましても八月に終わったのでございますが、配管三十二本について掘り出し検査を実施いたし、さらに立ち上がり部分等についても綿密な検査をいたしましたが、異常は認めておりません。

次に運転に関する問題でございますが、場外配管は、前の議会でもご説明申し上げましたように、震度四の地震が発生いたしますと自動的にまたは半自動的に停止するという装置になっております。さらに、後に残ったガスなり石油類なりを水または窒素で追い出すという措置が講ぜられるようになっております。これらの安全性につきましては、立入検査等を通じて私どもが確認いたしておりますが、昨年中におきまして場外配管五十八施設、これは市内にある全部でございます。これらにつきましては、百四十八回の立入検査を実施いたしております。ガスのコンビナートの場外配管の問題については、簡単でございますが以上で終わらさせていただきます。

二番目に、静岡の駅前ビルにおきましますところの地下街のガス爆発について、当市の状況はどうなっておるかということとでございますが、静岡の問題がございましたのは八月十六日でございます。それについていろいろ私も検討いたしました結果、当市には地下街と申すものはございませんが、一体この際こういった類似のものについて全面的に再検討をしておきたいということで、二十日、二十一日の二日間にわたります、私どもの消防職員五名、ガス会社の職員二名を一組といたします組を六組つくりまして、市内の対象物について一斉に点検を実施したわけでございます。ちなみにその数は地下室、百貨店でありますとかスーパーでありますとか地下室を有する建物、これが市内全部で四十三ございます。そのほかに、地上ではございますがよく似ております雑居ビル、複合ビルとか何とか言いますが、雑居ビル、そういうものが二十七、この七十について総点検を実施いたしましたわけでございます。その結果は、避難対策について五件、設備管理について十二件、事故防止の意識について十五件、これらのほか二項目以上にわたって不備欠陥を有するものが二十二件ございました。それらについてはそれぞれ指導をいたしております。この結果を踏まえて今後の方針といたしまして、第一に関係者の事故防止にかかわる意識を向上していくということ、それから二番目に緊急時における消防体制の確立、これは先ほどご指摘がございました、どうするのだということは今後十

分検討し、また消防自身についてもさらに勉強を深めていきたい。それから、関係法令におきますところの保安規則の問題、これをいろいろ考えなきゃならぬ点があるうと思ひますので、県にも国にも訴えながら間違いが起きないようにしていきたい。こういうことを考えまして、早急に実施してまいりたいと考えております。また、地下街におきますところの事故時の誘導体制につきましては、設備的には放送設備がまだ体制的には避難誘導体制を含めた消防計画の作成が施設関係者に対して法により義務づけられているものであります。その実行につきましても今後十分に指導を行ってまいりたいと思ひます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 二点についてお答えいたしたいと思ひます。

まず、第一点の義務教育のいわゆる障害児教育に関連したことでございますが、就学免除と就学猶予があるわけですが、そのうちの就学猶予の児童、生徒についてでございますが、その数は、本年度の数は私いま正確に資料を持っておりませんが、例年数名以内の数字であるように記憶しております。それで、これにつきましては、たとえば四日市市内にできました県立西日野養護学校におきましては、席を養護学校において、養護学校の先生がその家庭を訪問されていわゆる指導をされると、こういう仕組みになっております。ただしこれは保護者の了解を得てということになっておりますので、お含み願ひたいと思ひます。なお、これに関連いたしましたして、三重県の市町村教育長会におきましては、現在の県立養護学校が、さらに僻遠地とかあるいは非常に通にくい地方であるといった所に、分校その他の養護学校をつくって、特殊教育の完璧を期してほしいというので、例年県に対して県立養護学校のさらに将来の計画というのを強く要望しているということを付言して申し上げておきたいと思ひます。

それから、国際児童年をいかに本年度取り入れておるかということでございますが、教育委員会といたしましては、青少年問題は重点の一つでございますので、青少年団体の育成あるいは本日出ました青少年の非行化の防止、あるいは家庭教育の実施、指導者の養成、青少年関係施設の充実等々につきまして、さらに一層努力をいたすのが国際児童年の結果を踏まえてのことであろうと、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） ただいまの佐野議員の三点目、行政のあり方のうち、防犯外灯の關係につきましてお答え申し上げます。

現在市が行っております防犯外灯の助成につきましては、自治会が設置をいたしまして管理費を負担しておるものを対象としておりまして、これらにつきましては設置費なり維持管理費の助成を行っておりますけれども、住宅団地等あるいはアパートの階段等に設置された電灯等につきましては、一般住宅の軒灯なりあるいは門灯等に類するものとして、防犯外灯としての助成対象にはしておりません。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 まず、一番近いところの防犯外灯の問題ですけれども、これは当然階段灯など私どもも考慮に入れておりません。当然ああいう団地、県の県営住宅にしろ公団住宅にしろ防犯灯はきちっとあるわけです。その分についてどうだということを、お尋ねしておるわけです。当然出るべきだと思ひますが、もう一度お答えを願ひます。

それから、消防長にお尋ねしますが、被害想定をどう立てていくのかという点、お聞きしたところ全然お答えがないわけですね。やっぱりこの被害想定を立てなければ具体的な対策もとれないと思いますが、この問題についてお答え願いますし、また場外配管の問題では、埋設管の場所なども含めて配管の危険な中身の問題が明らかにされていないということです。この点を明らかにすべきだと思います。

また、公書の問題では、いまお話ししたように、川崎では一年八カ月もかけて疫学的に独自に調査をしていると、そういう立場で調査する気はないのかどうか、これをお尋ねしているわけですし、また福祉の問題では、当然来年は国際障害者年ということは明らかにされてるところでございまして、三月でも私質問しましたし、雇用率の問題など別に協議会をつくらなくても調査はできるわけです。そういうこともやらずに放置して、いたずらに国際障害者年をお祭りの終わらせないように、再度ご質問いたしましたして、回答をお願いいたします。

○議長（伊藤信一君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） 先ほどお答えさせていただきましたように、自治会において設置をしていただき、あるいはその維持管理費を負担していただいておりますものにつきましては、助成の対象にさせていただきます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 先ほど環境部長からご答弁申し上げましたとおり、窒素酸化物の問題につきましては、公害対策審議会の専門部会で十二分にご検討いただいておりますし、私ども、現時点において、いまご指摘のような調査をする意思を持っていないことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 先ほど配管の中身の問題というお話でございましたが、それは先ほど申し上げました表示の欄に、内容物という欄で書かなければならないことになってますので、これは出ておると思うのですが。

それから、被害想定の問題ですが、ごもっともだと思います。訓練をし、いろいろ対策を練る上で被害想定がなければ何もできない、そういうことは私もよく認識をいたしております。しかし、地質の問題、いろんな要素が絡まってきます。一四日市の消防だけで措置し得る問題ではございません。そういったことから、昨年度の総務部の防災対策室を中心にいたしましたして、専門の先生方の知識をお借りして、市内の地質図を作成する等、そういったことを手始めといたしましたして、徐々に、もし地震が発生した場合にどの地域はどうなる、だからどうしなきゃならぬということまで持っていきたいということで努力を重ねておりますので、ご理解をちょうだいしたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

午後三時二十二分休憩

○議長（伊藤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午後三時四十二分再開

この際、報告いたします。産業部長は公務のため退席しましたので、ご了承願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に、平山物産対策新化製工場建設をめぐる問題についてお尋ねをいたします。

この問題につきましては、市議会議長を初め市議会全体としても意見や対応の仕方に違いはありますが、真剣に取り組んでいるところでございます。しかし、最近に至りましても、県、市の間での対応姿勢に食い違いがあるかのような話が特に県関係の方から伝わってくるわけでございます。果たしてどうなっているのか、明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

本年一月二十三日だか二十四日の県・市トップ会談におきまして、この問題に対応する県、市の役割分担というのが何項目かにわたって確認されたということでございますけれども、それを正確にひとつこの機会に改めて明らかにしていただきたいと思います。

楠町は昭和三十九年に当時の四日市市長から公害工場誘致については事前に楠町の了解をとる旨の文書を取っているということでございますけれども、その事実があるのかないのか明らかにしていただきたいと思います。そして、市当局が新化製工場建設地を河原田と決めるに当たって、楠の町当局、その他関係者と事前な話し合いをし、あるいは了解を得ていたのかも明らかにしていただきたいと思います。今日、楠町への対応はどこが主体になってやっているのかも明らかにしていただきたいと思います。

平山物産との話はどうのような方針で臨み、どのように進みつつあるか明らかにしていただきたいと思います。

新化製工場の建設に關しまして住民の間に持たれております公害被害についての不安をなくすること、そし

て現実に無公害の設備とする内容、どんな内容になるのか、また住民の方々の了解を得るための条件を全般にわたって明らかにすべきであると思えます。私たちが市議会として、近代的と言われる岸和田、明石の設備を見たわけでございますけれども、これなら大丈夫という確信は得られなかったと思うわけでございます。いま市当局が示しております設備内容で、果たして大丈夫か不安であるわけです。けさですか、これが塩浜と河原田に配られたようでございますけれども、これ急に見せていただきましたので、十分検討もできないんですけども、こういう内容だけではまだ不十分だと思うわけでございます。またそのためにも、急がば回れで、環境アセスメントをすぐ実施して今後に対応していったらどうかということを改めて提起したいと思えます。お考えを伺いたいと思えます。

次に、加藤市政ということに關しましてお尋ねでございます。加藤市長が就任されましたから四カ年を経過し、いま再選を期して着々と態勢を整えられておるようでございます。また、今期議会は市長任期最後の定例会でもあると思えます。この機会に私は、過去四カ年の加藤市政における幾つかの問題点を指摘いたしまして、今後の市政に臨む市長の所信を伺っておきたいと思うわけでございます。

もともと加藤市長はその職に就任されるまでも、その経歴が示しますように石油化学コンビナート企業の幹部職員としてその利益を代表する立場にあられたり、石油化学コンビナート増設など産業優先、大企業の利益擁護の高度成長政策、地域開発政策を積極的に推進したあの九鬼元市長に請われて助役に就任され、それ以来その責任の一端を担ってこられたわけでございます。その過程で、四十七年七月に公害裁判の判決が下り、石油化学コンビナート企業の誘致、立地の行政責任をも厳しく問われ、これを契機に市長みずからも就任直後の最初の議会の五十二年一月の臨時議会におきまして所信表明されましたように、それまでの産業優先、生産第一主義から福祉優先、人間第一主義へと政策転換を図ったとされたのであります。四年前の市長選における「加藤寛嗣の市政への原点」というこのものを

ましても、日本経済の高度成長は古くから伝えられてきたよき生活までいやおうなく破壊してしまつたと、ふるさと四日市の面影もこれがためすっかり消えてしまい、市民生活は次第にゆとりと潤いのないものになりつつある、果たしてこれでよいのだろうかという強い疑問を抱くようになった、加藤寛嗣の四日市市政への原点はこの大きな疑問に答えることよって新しい四日市創造へと踏み出そうとするところにあると述べられておつたわけでございます。

実際に加藤市長も、その前職時代におきまして責任を担って進められました四日市の地域開発、石油化学コンビナート企業を中心とした大企業優先、生産第一主義の政策は関係企業を大きく成長させ、発展させましたけれども、市民の命と健康に重大な被害を与え、それだけでなくて、はかりしれないほど莫大な、広範囲な社会的損失を与え、そのための公災害、治水対策、教育、福祉施設整備等々に、関連企業の税収をはるかに上回る巨額の市民の血税による公共投資が行われたわけでございますし、いまなおその傷はいえておりません。いまなおそういう公共投資が続けられていかなければならない状況にあるわけでございます。地域経済、地方財政への波及効果も余りなく、むしろ社会的損失に対する公共投資に多くの財政支出を余儀なくされて、四日市の福祉、教育、文化、スポーツ等々、あるいは生活環境、諸施設の整備、各般にわたって行政水準は大変低い状況が続いたわけでございます。こうした高度成長期の失敗、失策は、どれだけ深く反省してもし過ぎることはないと思います。加藤市長はこの四年間の市政運営の中で果たしてみずからの責任も含めて、この過去の施策についての深い反省、真の反省をし、その轍を踏まないように進めてきたのだろうか、こういう点で疑問があるわけでございます。その最たるものは、不況の波に乗り、地方財政の危機の状況とかかわって、コンビナート企業を初め大企業等の巻き返しに呼応する、こういう形でNO<sub>x</sub>の環境基準緩和に積極的に尽くしたこと、また十四万坪の埋立ての強行と、石油関連企業は立地せしめないとするかつての議会決議の撤回を促したことにあります。加藤市長は新しい総合計画におきまして「活力ある総合産業都市の

建設を」と言われているわけでございますけれども、表明されておるわけでございますけれども、実際にはこのNO<sub>x</sub>の環境基準緩和にしろ、十四万坪問題にしろ、引き続き石油コンビナート偏重の産業政策をとっておられる、こういう敢然たる事実があるのではないかと思います。先ほども二番目の質問者に対していろいろとお答えもございました。確かに、部分的な産業構造の多様化への努力がなされているという面はありましようけれども、しかし、四日市の産業構造を本当に大きく多様化していく、こういう具体的な中身にはなっておりません。そして、四日市の工業都市としての発展を早くから支えてまいりました繊維産業、これがどんどんどんどんと衰退を始めていっていることについてはほとんど何らの手も打たれていないわけでございます。新しく誘致する問題の以前に、いま現に四日市の長く工業を支えてきた繊維産業、これの衰退を手をこまねいているかのような形では、これは本当に産業構造を多様化した総合産業都市としての発展の道にはならないと思ひます。こういう点でも大いに批判を持つものでございます。

加藤市政は、この四年間を通して、やはり自民党政治に追従する面が非常に多くあつたと言わざるを得ないと思ひわけでございます。先ほどのNO<sub>x</sub>の問題にいたしましても、その端的な例だと思ひます。また、先般の議会でも私取り上げましたけれども、自民党政府の国民への負担増、この政策に沿って進められてまいりましたところの特別養護老人ホームの老人からも負担金を取り、その扶養義務者である家族からもさらに負担金を増額して取るという、全く福祉の名に値しないようなこういう施策にもそのまま追従されたわけでございます。三割自治の制約があるといはいえ、この自民党政治に追従するということは地方自治の破壊であり、市民生活圧迫の道であると思ひます。事もあろうに、さきの衆議院、参議院同時選挙におきましては、市長を初め市長の部下の方が自民党候補を公然と支持すると、こういう姿もいまままでにない形でわれわれは目の前で見ることになったわけでございますけれども、今日自民党政治が軍国主義化、右傾化を強め、国民への負担増の押しつけを一層露骨に進めてこようとしているときに、それだ

け地方自治にとっても重大な危機であるときだけに、市民生活にとっても重大な危機であるだけに、自民党政治に追従するのでなく、これにきちんと対決していく立場、あくまで国民、市民の立場に立つことが必要だと思うわけでございます。自民党の政治はあくまで大企業奉仕でございます。今日の税財政制度もその仕組みのもとに置かれているわけでございますが、四日市独自にもこの大企業に対して適正な負担を課する、こういうことは可能な道も残されているわけでございます。こういう面に加藤市長が、われわれは積極的な施策をとられるように、たとえば法人市民税の大企業に対する不均一制限税率課税の問題も提起してまいりました。あるいは臨海工業工場用地における土地にかかる固定資産税がきわめて安い、これについての適正な評価を積極的に進めていくという問題も提起してまいりました。あるいはまた、港の整備にずいぶんとお金をつき込んでおりますが、これについての負担の適正化、特にコンビナートを中心にした特定利用企業の負担金、こうした問題についても提起してまいりましたけれども、いささかも具体化をされなかったと言っても過言ではないと思います。こうした点でも私どもは、真に市民本位の立場、市の財政の民主化、こういう点に立っておられたかどうかという点で疑問を持つわけでございます。その一方で、市民負担の増大が次から次と図られたことは一々説明するまでもないと思います。

公正な行政、こういう点で見ましたときに、この二、三年来、そしてこれからおさら多くの問題になってまいりますが、同和行政の問題でございます。今回の議会におきましても多くの予算が計上されておりますけれども、あるいはまた幾つかの事業が過去にございましたけれども、それらをやはり公正、公平な、真に部落解放に役立つ立場からの行政の対応ということが必要であると思います。この点でも加藤市長の対応については多くの疑問を持ち、同時に、これから大変大きな問題になっていくだろうと、この辺の対応をいま誤らしてはならないというふうにいるわけでございます。民主的な行政、特にここでは私は各種審議会、行政委員会の委員の人選、あるいは運営の問題につ

いて提起したいと思っておりますけれども、やはりある程度節度を持って、少なくともある程度節度を持って対応されなければだめだと思うわけでございます。直接の後援者という方が各種の行政審議会に名を連ねる、翼賛委員会という形にだれが見てもなるような、こういうものが現実存在するわけでございます。民主的にやっている、あんなの言う民主はどういうことかわからぬという答弁が返ってきたこともございますけれども、そういうことでは納得できないわけでございます。

また、地域社会づくり、私どもも地域社会づくりは非常に大切なことだと思います。しかし、これはたとえば市長が四年前の選挙戦で自治会の推薦を受けた問題を提起しましたときに、地域づくりを実施していく上で大きな力になるものと喜んでおると、こういう態度をとられたわけでございますけれども、こういう形ではとんでもないという方だと思つてございます。地域社会づくり、その組織づくりは自己の支持基盤を強めるためのものとなってしまふような、そんな批判を受けるような形のものになってしまつてはいけないと思つてございます。自治会が特定の候補者を推す、運動をする、自治会員にそれを押しつける、こういうことは本来許されるべきことではございません。その点を無視するならば、その自治会の団結、その地域の連帯は薄れていくことは明らかでございます。この点をきちんと正して、むしろそういう各種選挙においても問題があります一部自治会等の対応についてもその点をきちんと指導すると、こういう姿勢があつてしかるべきだと思つてございます。

市民参加、広報広聴という問題につきましても、いまやられていることを全部否定するわけではございませんが、少なくとも行政資料の公開の問題については、もっと積極的な対応をしていただきたい、そして、たとえば平山物産の対策としての新化製場建設問題についての場所選定についても、その段階から住民参加を保障すると、各種の都市計画にしろ町づくりにしろ、そういうものの計画に当初から住民参加を保障する、もちろん議会制民主主義というも

のがございます。あくまでこの議会制民主主義を補完する内容としての住民参加という形での位置づけは、私も十分しておるつもりでございます。こういう点をぜひ踏まえて対応していただきたいと思うわけでございます。

まだ時間が許すならば幾つかの問題を提起させていただきたいと思うわけでございますけれども、時間の制約もございまして、いま申し上げました問題、私なりに指摘させていただきました問題についてのかかりました今後の政治姿勢に臨まれる所感に当たりましたのご所見を伺いたいと思います。

最後に、垂坂公園等の整備促進についてでございます。

本年三月に四日市都市計画区域の緑のマスタープラン策定委員会によってまとめられました報告がいま部内で供覧にされているというところでございます。私たち議員にはダイジェスト版によって説明を受けただけでございます。その説明によりまして昭和七十五年を目標年次においた相当遠大なプランのように受けとめたのでございますけれども不明な点が多く、全体を十分に理解することができませんので、私は再三その報告書全文をすべての議員にも渡し、検討できるようにするよう求めたわけでございます。しかし、その都度、言を左右にして拒まれてまいりました。しかし、たまたま幹部職員に供覧をされている報告書をかいま見ましたときに、この報告書を私たちに見せたくない、そういう理由がわかったような気がするわけですが、これが勘ぐりだったらお許しいただきたいと思っております。この報告書にあるプランによりまして、公園緑地等の整備に要する投資額は四日市市の分だけで総額一千三十九億円に上ることが明記されております。先ほど後藤議員が公園緑地整備計画の見直しの問題を提起されておりましたけれども、四日市市の分だけで総額千三十九億円、公園につきましては、その整備の優先順位も明らかにされております。これが一般の知るところとなりましますとまずいと判断をしたのではないのでしょうか。この一千三十九億円の投資額の財源は明らかにされておりませんが、いかに昭和五十四年から七十五年までの二十二か年計画とは言いまして、これまで

の市の公園緑地整備の整備費の実績からかけ離れた額であり、いろいろな議論を生むだろうことは想像にかたくないからであります。また、市当局が各種整備事業の優先順位までつけて一般に発表したことはいままでに余り例がないからであります。この報告書はマスタープランの策定過程のうちの市町村の素案作成の段階に当たるものであるということでございますが、そうだといたしまして、市の総合計画にかかわり、公園緑地、レクリエーション施設整備、ひいては防災面を含めて都市づくりの根幹にかかわるものである以上、いろいろな角度から議会はもとより広く市民的な議論を十分に起こし、意見を集約して具体化が図られるようにすべきであると思っております。それだけでなく四日市にありましては、この報告書でも随所で指摘しておりますように、石油コンビナートを主とした工業化、あるいは都市化の進行によって市街地を中心に自然環境、生活環境、都市環境が破壊され、現況は劣悪、きわめて貧弱、貧困というふうに言っておるんですね、そういうふうに書いておるんですね、また、その改善のための緑地公園整備の施策も四十八年策定の総合計画においても、新総合計画におきまして、緑と太陽のある都市づくりを至上の課題として掲げておりながら、この間きわめて不十分なものでしかないという実態から見ても、またいま既存計画を見直し、思い切った対応をすることが迫られているという事情から、この報告書そのものは私もいろいろ問題があると思っております、その一つの重要な問題提起と言っても過言ではないと思えますし、公費をかけて嘱託委嘱作成された報告書をなぜ全面公表しないのか、この点をお尋ねしたいと思っております。この報告書作成には坂倉助役も協力員として参加し、市の関係部局も加わり、調整をして作成されたものであると思えますが、でき上がったものをどう受けとめておられるのか。一部には、余りにも遠大で膨大な投資計画であり、言うなれば夢物語であって、現実の都市計画上の位置づけ、事業ベースでは大幅に割り引いていく必要があるとするような意見があると聞きますけれども、果たして市長はこれをどう受けとめて対応されようかとされているのか、伺いたいと思っております。

次に、簡単に幾つかの問題についてお尋ねします。

垂坂公園は、四十四年一月計画決定されておりますが、全くの何の整備も行われておりません。地元の強い要望にもかかわらず、五十八年以降にやっと調査測量をし、事業化を目指すということとどまっておりますが、緑のマスタープラン報告では六十五年までの間に整備するようになっておりますが、その整備促進について積極的な取組みをなさる考えはないか、お尋ねをいたします。

羽津公園につきましては、昭和二十二年十一月十二日に計画決定されながら放置され、今日、現実に全く実現性がないことから、私はたびたび計画決定から解除し、当該土地の有効な利用と発展の道を開くよう求めてきたところ、一昨年来市当局も縮小を約束し、緑のマスタープラン報告におきまして、これを近隣公園として配置し、四日市の北部の人口急増地域である大矢知地区の運動公園を配置するとされておりますけれども、問題は、この計画変更をいっ行い、事業化できるようにするかということでございます。何年もかかりますと、この近隣公園それ自身の確保もむずかしくなる、そういう意味での促進をぜひ考えていただきたいと思いますが、この辺のことを伺いまして、大変時間をとりまして申しわけございません。終わらさせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第二点の加藤市政についてということで、私の個人的な経歴までお取り上げをいただきましたが、四年間の実績につきまして大変厳しいご批判をいただいたものだと思いますが、同時に、これから先についてなおご激励もあったように受け取っておるわけでございまして、私はどう受け取ってよろしいのか、日本共産党員ではございませんので、多少私の立脚点と小井議員の立脚点とは違うというふうに思っておるわけでございます。私は今

日までいろいろ自分なりに努力をしまいたつもりでございますし、私がどういうわけで会社をやめて行政側に立ったかというようなことについてお話を申し上げたことがございませんので、なかなかご理解をいただけないだろうというふうに思いますが、いずれ先の話でございますが、私は私の心境を公にするつもりでおるわけでございます。そのときにご理解をいただけたらというふうに思っておる次第でございます。私も、小井議員のご批判はご批判として受けとめまして、今後なお市民の皆様方の立場に立っていい四日市の町づくりを進めていきたいと、そのために自分の全精魂を傾けていきたいということを申し上げておるつもりでございます。ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 新化製場問題につきましてご答弁申し上げます。

県・市のまず対応姿勢いかんということでございますが、この業務分担につきましては、用地問題は市が主でございます。いまして県が従、それから経営主体、融資等の問題につきましては県が主、市が従、プラント検討は県・市合同等で、県・市間で事前協議中でございますけれども、特にいまご指摘の、市域外の楠町に対する説明等につきましては、県・市、特に県が中心になっていただいて、市がこれにご協力申し上げるということで行おうということは、われわれの段階で再確認をいたしております。

それから、新化製場に関する環境に及ぼす影響でございますが、これは県の方が委嘱されております公害専門委員の先生方に事前の審査をお願いして、その結果に基づきまして、無公害であるという理解を地域住民の方々に一層深めていただきたい、いただくように努力をしまいたい、このように努力をしまいたい、特にこの工場は、公害、

悪臭、それからもう一つは水質、この二つが重点でございますし、悪臭は、ご承知のように有機質のものでございます。したがって、これは完全密閉式の工場の中で六百度以上、まあ七百五十度から八百度で燃焼し水洗して出しますれば、悪臭は完全に消えるということは、外部に漏れないということは、現地をご視察いただいて十分ご承知のことと思います。それともう一つ、水質につきましては、三次処理を行って完全に問題のないようにしてから放流すると、こういうことで地元の方々へは絶対に迷惑をかけないという確信を持っております。議長から簡単でということでございますので、またこのことにつきましては、説明会でもご説明申し上げますので………（私語する者あり）失礼しました。あわてまして、昭和三十九年に云々という、いまお話ございましたが、この当時の市長は平田市長ではないかと、平田市長当時でございますが、私もこれにつきましては、いまの時点で承知してないんでございます。この点は、ご承知と思えますけれども、いろいろ県にも申し上げておるんでございますが、ちょっとこの辺のところがいまわれわれの方で調べても出てこないということで、どういふことなのかというふうに自分自身も思っております。

それから、いまお出しいたしましたチラシの件でございますが、これにつきましてはまだ住民へは配布いたしております。ただ、バスの中で原稿をごらんいただいて、この間ご参加いただいた方に、その原稿に従って印刷をさせていただきますましたので、一応手元へ届けさせていただきますと、このようにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 第三点の垂坂公園等の整備促進についてでございますが、まず、小井議員から緑のマスタープランについてご質問があったわけでございますが、緑のマスタープランは総合的な都市計画の一環といったしまして、緑とオープンスペースの整備、保全を図りまして良好な都市環境表現のための方策を策定することを目的としておりまして、市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、または保全の方針として定められるものでございまして、今後の公園緑地や地域緑地の計画の理想的な基本となるものでございまして、そういう報告書でございまして、できるだけこの計画に近づけたいというように思っております。

建設委員会ではご説明いたしました公表させていただいたわけでございますが、部数の関係もございまして皆様にお配りしなかつたわけでございます。ご了承を願いたいと思っております。

また、垂坂公園は昭和四十四年一月に三十九・七ヘクタールを計画決定しておりますが、同公園は四日市市の北中部に位置する緑豊かな景観を持つ唯一の場所でございますので、この地形の特色を生かして散策園路、広場を中心とした自然公園を計画しております。総合計画の基本計画で実施のための調査を予定しております。

また羽津公園は、近鉄霞ヶ浦駅を南端とし、南北約二百五十メートル、東西約五百メートルで面積約十三・二ヘクタールの公園として計画決定されたものでございますが、現在は宅地化が進み、公園用地の取得が大変困難になってまいりました。しかし、この中で近隣公園として整備する必要があると考えております。この公園の面積の縮小につきましては、市域北中部の公園緑地を機能的に再評価した結果、霞ヶ浦緑地、羽津公園、垂坂公園の三つの公園及び緑地を連絡する米洗川河畔緑地と、さらに北部清掃工場跡地についても日常スポーツ、軽スポーツを対象にした運動広場を含む公園、墓地公園等の位置づけもしていきたいと考えております。

なお、整備につきましては、全市域的なバランスを配慮しつつ事業化の促進を図る所存でございます。

○議長（伊藤信一君） 本日は、この程度にとどめ、あとの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。  
本日は、これをもって散会いたします。

午後四時十九分散会

昭和五十五年九月十一日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号  
昭和五十五年九月十一日(木) 午前十時開議  
第一 一般質問

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員(四十名)

川	川	金	大	大	小	宇	伊	伊	小	青
						治				
村	口	森	谷	島	川	田	藤	藤	井	山
幸	洋		喜	武	四	良	雅	信	道	峯
善	二	正	正	雄	郎	市	敏	一	夫	男

○出席議事説明者

市助

長役

加藤三坂

藤輪倉

寛喜哲

代

嗣司男

○欠席議員（三名）

前松水森山山山山山森水松前  
 川島野川  
 辰良幹安信忠一  
 男一郎吉孝生剛一彦勝彦  
 高谷野 井口崎  
 三貞  
 夫保芳

喜多野 野 川 林 藤 藤 後 後 坂 佐 高 田 中 永 生 野 橋 平 古 堀  
 野 霸 川 林 藤 藤 後 後 坂 佐 高 田 中 永 生 野 橋 平 古 堀  
 也 男 茂 次 次 六 次 光 基 信 正 平 平 增 行 元 新 弘  
 等 男 茂 次 次 六 次 光 基 信 正 平 平 增 行 元 新 弘  
 等 男 茂 次 次 六 次 光 基 信 正 平 平 增 行 元 新 弘  
 兵 士 衛 一 信 藏 和 藏 已 夫 介 勲 信 次 六 次 次 茂 男 等

収入役	平井清三
市長公室長	阿南輝彦
総務部長	矢田三郎
財政部長	伊藤治郎
市民部長	毛利道男
福祉部長	岩山義弘
産業部長	河村昭一郎
環境部長	水谷和一郎
都市計画部長	内田忠泰
建設部長	石井三夫
下水道部長	奥村仁人

病院事務長 藪田裕

消防長 渡辺靖三郎

教育長 山鹿静夫

水道事業管理者 村山了  
技術部長 黒川薫

代表監査委員 伊藤凉一

事務局長 佐々木晃精  
議事課長 小坂 靖  
議事課長補佐 板崎大之丞  
主事 山口克彦  
主事 山本 伸夫  
主事 金森 夫

午前十時一分開議

○副議長（青山峯男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十四名であります。

本日の議事は、お手元に配付しました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○副議長（青山峯男君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 おはようございます。ご通告の四点について、質問いたします。

第一番目は、塩浜中里住宅跡地の利用について、その後の経過をお尋ねいたします。この問題は、五十五年三月までは六月議会においても取り上げられまして、ご答弁をいただいている問題であります。その後どうなっているのか。また、当局がこの問題に当たってこられた経過と、どのように変化したのか、または、進展しているのかをお聞かせ願いたいと思います。この問題は、石原産業との関係もあることと思いますが、できるだけ具体的に説明をお願いいたします。

次の第二点は、近鉄塩浜駅の西口駅の開設についてお願いであります。この件は十数年来の問題でありまして、私自身といたしましても、議会で再三質問を申し上げてまいりました。また、請願書も提出されております。塩浜駅の西口の開設については、初めは市長公室長のものであって取り扱われましたが、いまだでは都市計画課において取り組んでいただいております。

塩浜地区としては、中里住宅跡地の問題とこの西口の開設の問題、この二点がありました。当時としては、中里の跡地の問題が重点となり、中里の跡地を取りあげまして、委員会を設けて取り組むようなことになったわけであり。駅西の問題は、それゆえ第二義となっておりますが、前の都市計画部長のときも住民の方々と話し合いを進めてまいりました。ご承知の駅西となりますと、塩浜本町二丁目、御歯町二丁目の二つの自治会が直接関係が深いのであります。そこで、住民の方も真剣に願っていることではありますが、また多数の通勤者は切にこの問題について願っておるのであります。何とかして当局におかれましても努力していただきたいと思っておりますし、その後の経過がどうな

っているのかをご報告願います。

第三点、塩浜地区の都市下水と公共下水の将来の計画と実施の見通しについてお尋ねいたします。公明党として建設委員会に出ておりませんのでお尋ねするわけですが、いままでの工事の実施せられた状況は大体わかりますから、これから先将来の計画といつごろ完成するのか、これは国との関係もあることと思っておりますが、その実施の見通しをお尋ねいたします。

第四点目は、新化製工場の建設に当たってお尋ねいたしますが、この問題は全員協議会でも説明があり、私も意見を申し上げてまいりました。また、代表者会でも話が出ておりましたし、先日岸和田市とか明石市を視察してまいりました。また、地元の方々も視察に行かれることと聞いております。そこで、楠町の反対は別としましても、塩浜地区、大治田地区、河原田地区と地元の住民は、自治会長は賛成しても、われわれは反対であるとの意見が強いのであります。住民の方々のいろいろな意見を聞いておりますが、これを思うときに、重大なる局面を迎えていると思っております。私は、この新化製工場の建設には反対するものではありません。一日も早く平山物産の問題を解決せねばならないのが当然であります。

そこで、住民の方々の中には、港の十四万坪の埋立地に持っていかばよいではないかとの意見も多いのであります。そこで、港の十四万坪に持っていけない理由を住民の方々に納得させる必要があると思っております。とにかく、私は住民一人一人の同意を得ることが最重要であるかと思っております。市長として考えをお聞かせ願いたいと思っております。

以上で、第一回の質問を終わります。

○副議長（青山峯男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君登壇）〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの松島議員の第一点の問題、塩浜中里跡地利用につきまして、その後の経過につい

ご質問がございましたので、お答え申し上げます。

跡地利用につきましては、前回の議会でも取り上げられまして、ご答弁を申し上げたところでございます。本地域につきましては、地元の意向に沿いまして運動広場を含めました遮断緑地と分譲宅地としての利用計画を立てておるところでございます。また、三月議会にも請願が出されました。それが採択されたという結果を踏まえまして、その後石原産業と折衝をしておるところでございますが、同社も最近になりまして売却の意向になってまいりましたので、近く話を詰める予定でございます。

これに関連いたしまして、二十三号線の道路の整備事業として西側部分を緩衝緑地に国の方でしていただくことになっておりますので、つけ加えさせていただきます。

それから、第二点の近鉄の塩浜駅西口の開設でございますけれども、これは先ほどお話がありましたように、昭和三十年から地元の方々はもちろんのこと、市議会におきましても、近鉄側に開設の申し入れをしてきておるところでございますが、近鉄側といたしましては、西の出口の開設と駅南の踏切の閉鎖は切り離せない問題だということ、今日に至っておるわけでございます。そこで、市といたしましても五十三年には都市計画的な手法によりまして、当駅の整備計画を立てまして、地元の方々にご説明を申し上げてきたところでございます。しかしながら、いろいろと意見がございますが、いずれにいたしましても、賛否両論あったわけでございます。大変むずかしい問題になっておるわけでございます。ただ今後とも、私も放置するわけではなく、一層努力をしていきたいと思っております。

いま申し上げました中里跡地の利用計画が進展いたしますと、当然西口の問題も大きくクローズアップされてまいりますし、塩浜全体の町づくりの一環として、この整備計画を地域の方々にも理解していただきまして、西口の開設について積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（青山峯男君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君登壇）〕

○下水道部長（奥村仁人君） 第三間の塩浜地区の都市下水路事業と公共下水道事業の将来計画と実施の見通しについてでございますが、雨池川以東の塩浜地区の排水対策といたしましては、上流部の面的整備を公共下水道事業で、下流部の幹線水路とポンプ場は塩浜都市下水路事業として施行をさせていただきます。

まず、塩浜都市下水路の関係でございますが、四十八年度から着手をいたしまして、五十三年度までに第三ポンプ場を新設しまして、排水路はその大半を完成いたしております。昭和五十四年度から第一ポンプ場下部土木事業に着手しております。五十八年度末までに口径一千ミリ一台と一千五百ミリ二台の雨水ポンプと、第一排水路の下流部の四百五十メートルの水路の改修をいたしまして、塩浜地区排水の基幹となります都市下水路を完成させる予定でございます。

次に、公共下水道でございますが、まず雨水対策といたしまして、五十年から雨水幹線管渠の工事に着手をさせていただきますが、すでに大里幹線、御園幹線等大分進捗を見ておりまして、現在は三菱油化西門前クリークから松泉町に至ります海軍道路上と大井の川町地内で雨水幹線水路工事と仮設ポンプの設置工事を実施いたしているところでございます。今後とも引き続きまして、雨水幹線の工事を五十八年ごろを目標にいたしまして、完成をする予定にしております。

また、既設の水路の取り込みなど支派線の水路の整備も順次行いまして、浸水解消に努めてまいりたいと考えております次第でございます。

一方、汚水対策でございますが、当地域は分流方式による整備区域でございます。その汚水処理につきましては現在日本下水道事業団の手によりまして建設工事の中の日永終末処理場第三系統へ流入させる計画でございます。したがいまの処理場の完成目標を五十八年度と予定いたしております。現在鋭意努力しているところでございます。

して、塩浜地区の污水管の布設につきましては、先行的に五十六年から五十七年にかけて着手をしまいたいと考えております。これが完成につきましては、区域的にも非常に広うございますし、また道路事情あるいは地下埋設物の関係などから事業の困難さが予想されますので、全体の整備につきましては、かなりの長年月を要することと相なると思いますが、処理場に近接いたしております区域から順次水洗化を進めてまいりたいと考えております次第でございます。以上でございます。

○副議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 魚滓処理場の問題に関しましては、かねてから議会の皆様方並びに市民の方々に大変ご迷惑をおかけいたしておりますことに対しまして、私はこの席をおかりいたしまして、深くおわびを申し上げますと存じます。この魚滓処理場の悪臭公害というものが今日大きな問題として取り上げられておりますのは、全国いろんな都市で例があるわけでございます。特に、そういった面で大変苦勞をされました先進地の実態等も十分調査をいたしまして、今日平山物産が市民の皆様方にご迷惑をおかけをしておると、こういったような状況でない、市民の方々にご迷惑をかけないで済むという施設を設置することが可能であると、かように確信をいたしておりますのでございます。今日市民の方々が新しい化製工場を設置するということについてご反対になられる大きな原因は、現状の平山物産公害というもののイメージが大変悪いからだというふうに私は考えておるわけでございます。そこで、新しい化製工場を近代的な設備で無公害処理、無公害の化製工場をつくるということについては、すでに議会の方でのご発議で県知事の方にもそういう要請がなされておるわけでございます。こういったご決議等に基づきまして、私どもも新しい化製工場をどこへ設置するかということについて十分検討をいたしましたのでございます。その結果、少なくとも今度新しい化製工場で処理をしようとしたします魚滓というものは、大体北勢公設市場で取り扱われます魚から発生をいたしま

す量、そういったものを想定いたしましたして、新しい設備の容量を決めてまいっておるわけでございます。したがいます、魚滓処理の運搬という面からいけば、これをまとめて拾い歩くということになりますと、かなりの量が一つの車に積まれる。そういうものが市内をあちらこちら走り回るといような結果になるわけでございますが、毎朝魚市場へ来られる方々が前日の分を持ってきていただくということになると、そんなに大きな量にならないわけでございますから、運搬ということによって、余り市民の方々にご迷惑をおかけしないで済むと、それから一般住宅街からは離れたところにある、しかも二十三号線沿いにごございますので、製品等の運搬につきましてもですね、非常に便利であると、かようなことを考えてあの土地を選んだわけでございます。

もちろん、住民の方々の中には十四万坪に持っていけとか、あるいはもっと山の中へ持っていけとか、いろいろなご意見があらうかと思えます。しかし、こちがだめだからあっち、あっちがだめだからこっちというようなわけにはまいらないのがこういった施設の通例でございます。一人でも反対があったらですね、できないんだと、そういうことだとも何にもできぬというような結果にもなりかねないと思えます。私も思っております。

もちろん喜んで賛成というわけにはまいらないかと思えますが、できるだけ関係地域の住民の皆様方のご理解を得て、これを実施してまいりたいというふうにご考えておりますので、市民の方々のご理解を得るべく、今後最善の努力を尽くしてまいりたい、かように考えておる次第でございますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○副議長（青山峯男君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 ご答弁ありがとうございました。

第一番目の中里住宅跡地の利用について、若干意見を申し上げたいと思います。塩浜地区全般として、公害のイメ

ージをなくそうと努力してまいりました。塩浜駅西の発展は数年来著しいものがあります。中学校も保育園も幼稚園もまた児童館もこの駅西へできています。また、その後住宅も多く建ってきています。また、近く公共下水も完備されようとしております。私たちも将来の発展に希望を持っておりますが、それゆえ中里住宅の跡地の問題については、これは塩浜全域として期待しているわけであり、いま助役の説明からいきますと、将来に明るいような希望も出ることが非常にうれしいことだと思えます。自治会では特別委員会を設けて、真剣にこの問題に取り組んでいるのであります。市側としても今後全力を尽くしてこの問題の解決に当たっていただきたいことを切にお願いいたします。

次に、塩浜西口駅の開設であります。何としても近鉄の出方があると思えます。近鉄側では、自治会やまた個人の場合には話し合いに応じないという姿勢をとっているわけであり、市側のみと交渉していこうという姿勢を持ってはいるわけであり、それゆえ、当局としてこの交渉をお願いしたいと思うわけであり、できれば、白子駅のように塩浜も橋上駅になればありがたいと思っております。これは多い通勤者の切なる願いでありますから、よろしく願います。また、将来塩浜地区の発展の要因にもなります。ですから、ぜひ西口の開設については市長初めわれわれも一丸となり取り組んでいきたいと思えますから、特にこの点を要望いたします。

次に、新化製工場の建設に当たってありますが、市長のいま覚悟の上を披瀝されましたが、私たちは明石あるいはほかも見えてまいりましたが、明石市においては、住民の方と三十数回も接して努力しておられることを聞きしました。あれは比較的良好な条件の建設するところであつても、そのように住民の方と接触しておられると、

ここで塩浜中学は公害で移転したのであります。また次のにおきの公害をこうむるようなことがあればやりきれないんじゃないかという意見も多いのであります。これは、塩浜中学学区全部の問題でありまして、それもよろしく検討をお願いしたいと思います。また、ある運搬をする場合に、その臭気をまき散らすんじゃないかと、そういう意見も多

いのであります。塩浜地区は、過去においてある物産店の公害で苦しめられていた実例が、これあります。そういう点で、土地の方は敏感だと思えますが、どうかここで私は見切り発車のようなことをせず、この点を十分に住民に納得させた上で実施をお願いしたいと思います。よろしく願います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

「「関連」と呼ぶ者あり」

○副議長（青山峯男君）

大島武雄君。

「大島武雄君登壇」

○大島武雄君 たいだいま松島議員の第四点の化製工場の建設について、関連質問をさせていただきます。この新化製工場の建設につきましては、一日も早く望むところでございますが、先ほども市長の答弁の中にございましたいろいろな検討の結果、河原田以外ないというご発言でございましたが、その河原田にお考えになる前には、いろいろと私もはうわさとして聞いておりました箇所もございます。そういう点について、先ほども松島議員がなせ十四万坪の地域にできないんかということをお尋ねになったわけでございます。そこが適当かどうか別にいたしましても、私といたしましては、河原田の予定地につきましては好ましい場所ではないというふうに考えております。この化製工場の建設地の立地につきましては別といたしまして、化製工場が建設された場合に、平山物産は完全に営業を停止されるかどうか、この問題についてお伺いしたい問題、それから完全に営業を停止された場合につきまして、その施設の撤去、除去については、どういう形態をとってなされるのかどうか。これが第一の質問でございます。

第二番目につきましては、新化製工場を建設された場合に、私は四日市市内及び三重郡内から出た魚滓処理に限定すべきではないかというふうに考えておるわけでございます。また、その場合につきましても、前回私も質問しまし

て、この魚滓の焼却については、資源というか、そういうものを焼却することはもったいないから化製工場で再利用新しいものを資源といますか、製品をつくるんだというようなお話もございましたが、私はこの問題を解決するには、やっぱり少々の利益はあるかもしれないませんが、焼却が好ましいんではないだろうかというような感じを持っているわけでございます。この点について、もう一度伺いたいというふうに思っております。

それから、第三点といたしましては、この平山物産の悪臭問題の解決は実際問題としていつごろをめどになさっていらっしゃるのか。その考え方につきまして、お尋ねしておきたいと思えます。いずれにいたしましても、この平山物産の悪臭問題を一日も早く解決して、市民の快適な生活ができるようにというのが念願でございますので、その点をご理解の上ひとつご回答をいただきたいと思えます。

○副議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 大島議員の関連質問に対してお答えをさせていただきたいと思えます。

まず第一に、平山物産に対する今後の対応でございますが、これにつきましてはいま県といういろいろ協議をいたしておりまして、最終的な結論には達するまで至っておりませんので、ご答弁いたしかねますが、いずれにいたしましても、この平山物産については営業をやめていただくということが前提になると思えます。

それから、魚滓を四日市と三重郡内というところでございますが、ただいま市長からご答弁申し上げましたとおり、現在桑名、四日市、鈴鹿で北勢三市の公設地方卸売市場が一部事務組合で運営されておりますが、私どもといたしましては、この公設卸売市場というものを中心にして魚滓の処理をいたしたい。したがって、いま市長からのご答弁のございましたような数量になってまいるということでございますので、そのようにご了承を賜りたいと思えます。それから、悪臭の問題でございますが、これは焼却というふうなこともございますけれども、各都市の実態を見ま

しても、やはり魚滓等につきましては、焼却はいたしていない。ただ、一般の家庭から出る少量のものについては、家庭の炊事のごみと一緒に焼却いたしておりますが、大量のものについては、焼却は非常にむずかしいと、なお焼却する場合にもやはりそこへ持っていくまで、あるいはまた、そこで貯留をしていくようなときにも悪臭が出るんじゃないか。したがって、今度の化製場につきましては、貯蔵しておく場合には一応零度程度に冷却するか、あるいはきのう小井議員のご質問にお答えいたしましたように、水洗をいたしまして、燃焼をして脱臭するとか、それもご視察いただいた工場でもやっておるとおりで、大体七百五十度から八百度くらいにおいを焼いて、それから外に出すと、それから外に漏れないように、完全密閉式にするとか、いろいろこれにつきましては私ども、議員の皆様方もご視察いただきましたように岸和田、明石等には長所短所がございますが、いま協議中でございますが、長所は拾い上げて、短所は長所の方へ変えていくと、こういうふうな方法をとってけば、住民の方には絶対ご迷惑をかけないという確信が持てるわけでございますので、ひとつ今後ともご協力のほどをお願い申し上げます。どうぞよろしく願います。

○副議長（青山峯男君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 通告の順序に従って質問をいたします。

まず第一点、公害認定区域地域の拡大についてでございます。

余り好ましくないことですが、すでに全国において、四日市といえば公害、公害といえば四日市というように、過去においてずいぶん社会をにぎわせたものですが、その後あらゆる機会を通してこれらに対する対策がなされるように、ようやく人間が最低の生活ができるというような現状の環境になったことは、関係機関の関係者に深く敬意を表

するものでございます。しかし、のど元過ぎれば熱さを忘れるというように、四日市の北部の一部、すなわち富田浜地区などで再びこの公害問題が出ているようでございますが、ご承知のように公害認定区域の北部側は第三コンビナートに行くところの橋から見ても、西側にはほぼ直線に線引きがされているのですが、かつて線引きしたとき、当時と現状とは環境も変化してきたせいか、公害にかかわる病状や大気汚染による洗たく物の汚れなどが発見され、地元住民は大変悩んでいます。私の知るところ、公害認定区域を決定するものはSO<sub>2</sub>の数字で決められている。果たしてSO<sub>2</sub>だけで正直に判断できるものか。今後NO<sub>2</sub>が問題になっている今日ですが、いずれにしても、現状の区域指定の基準が決定されているより、きょうに至る問題の地域らに対して測定される公害拡大の予防対策的な手段をデーター的に測定されているのか。また、現状の認定地域はどういう基準で決めていられるのか、お聞かせ願いたい。洗たく物が汚れるという現状は、いまの時点では大きな問題であるし、これらの場合に、何を基準として決められるのか、教えていただきたいと思えます。

また、現状においては第三コンビナートにもフル回転で操業しているかに見受けられますが、第三コンビナートないし市内に設置されているコンビナートを最大限操業した場合と、最小限の稼働の場合、大気に及ぼす汚染度はどのくらい差を生じるのか、データーでわかれば教えてほしい。

また幼児、子供らの男子に気管支炎の病気が多いということが、これらの原因調査、対応も早急に必要に、その見通しについてお答え願いたい。恐らくこれらが測定をしている、対応するだろうと思いますが、測定車を十分に活用しているのか、いまの体制でよいのかどうか、その点についてもお聞かせ願いたい。

また、四季の変化による大気の状態はどうか。さらに、洗たく物などが汚れる原因について、近くを走る名四国道、一号線、関西線での騒音、排気は関係ないのか。騒音による不眠症なりによって病気の原因になっているか、わかれば知りたい。いずれにしても、今後住民の人たちが安心して生活できるための対策についてお尋ねいたします。

第二の点についてですが、すでに議会でも早急にやるということで、何度かお尋ねもいたしました吉田工業についてですが、九月に工事着工されるといふふうにも聞いていたわけですが、その後どういふように吉田工業が進められているのか、その点についても詳しくお尋ねしたいと思います。

第三について、西村団地ですが、すでに西村に団地を住宅公社が建設されようとしているわけですが、ご存じのように、団地区域内は大長駅の近くで平地であり、またその上の西村地域のところで住宅公社が購入した土地が住居跡地とか、そういう問題で住宅が建設できないというような現状で荒地地にされているわけですが、その点については、県の県立公園にさせていただきたいというように強く要望しているわけですが、市としては県にどうした呼びかけをしているのか、その点についても詳しくお尋ねしたいと思います。

○副議長（青山峯男君） 環境部長。

〔環境部長（水谷和一君）登壇〕

○環境部長（水谷和一君） 公害認定区域の拡大についてでございますが、ご質問のうちで、公害認定地域をどういふふうに進めているのかということでございますが、公害健康被害補償法に基づきまして地域を指定しております。

これは法第二条第二項に基づきまして、環境庁が中心ですが、国の方で指定をしてくれております。それで、地域指定の要件は大気の汚染の程度が、二酸化硫黄の濃度で年平均値〇・〇五ppm以上であって、かつ閉塞性の肺疾患患者の有症率が自然有症率のおおむね二ないし三倍以上である場合というふうに定められております。そういうことで、四日市も以前こういう状態であったということから海岸部を中心にした地域が指定をされているということでございます。その後、当市における指定問題につきましては、四十九年の三月当時の公害対策審議会での問題につきましているいろいろな審議をさせていただいたわけですが、すでにその四十九年当時です、大気の汚染状況及び有症率の調査結果から、地域拡大の必要がないという答申をいただいております。市議会の方にもご報告をさせていただいていると

いうことでございます。なお、その後における大気汚染の状況でございますが、年々改善をされてまいりまして、昭和五十一年度からは、市内における全測定局で環境基準を完全に達成をしているということでございます。五十四年度、昨年度における測定結果を見ましても、年平均値が一番高いところで〇・〇一四ppm、低いところは〇・〇〇七ppmということで、先ほど申し上げました指定要件よりもはるかに低い値になっているというのが現状でございます。また、有症率調査の結果でございますが、これも四十九年三月当時と、それから五十三年度にも同じような調査を四日市全域で行ったわけですが、その実態を比較してみますと、やはり有症率が改善されて減ってきているという実態でございます。そういうことで、現時点で指定地域を拡大するという要素はないかというふうに判断をされます。

ご指摘の洗たく物、その他が汚れるんではないかというご質問、あるいは名四国道等の自動車排ガスによる騒音、振動あるいはばい煙による被害はどうだということ等、いろいろのご意見をいただいたわけですが、こういう問題も総合的に地域の方々にどう影響を与えているかということにつきましては、先ほどちょっと触れさせていただきました有症率調査ということで、たとえば国道筋に有症率が非常に高いというような現象が起りました場合は別としまして、これまでの調査の結果からは、そういったデータが出ていないという現状でございますので、国道周辺につきましては、四日市の現状ではいわゆる被害補償法に基づく指定地域ということにはなかなかさせていただくことはできないだろう。国の方も取り上げてくれないだろうと思えますし、そういった実態を踏まえまして、市としてもより環境を改善していくという努力は今後も続けるということでございますが、地域拡大ということにはなかなかつなげることはできないというふうに思います。

特に、測定地点がどうかということがございますが、現在富田地区では二十四時間の測定、一年間を通じてもうずっと連続測定をしているのは四日市北高校でございますが、その他一カ月に一回ずつのいわゆる集約測定PBO2法という測定を富田地区二カ所で行っております。また、すぐ隣接の羽津地区でもやはりやっております、あるいは交通排ガスにつきましては、代表地点として納屋小学校で測定をやっておりますが、いずれも改善をされてきていると、納屋小学校につきましては、確かに自動車排ガスの影響を受けてまして、先ほどご指摘のNO2、窒素酸化物についてはかなり高い水準ではございますが、環境基準以内であるというようなこと等もありません。地域指定をどうするということにつきまして、拡大をするという方向には向いていかないということでございます。

○副議長（青山峯男君） 市長公室長。

〔市長公室長（阿南輝彦君）登壇〕

○市長公室長（阿南輝彦君） 吉田工業の問題につきまして、その後の経過を説明せよということでございます。

吉田工業の問題につきましては、大変長い間事が進まずにいろいろご迷惑やご心配をかけてまいりましたけれども、さきにもご説明をいたしておりますように、一応加工工場ということで建設計画案が出されまして、地元の代表者に説明もし、五月から特に保々地区の中の大沢、小牧南の各町の住民の方々に会社の方と私どもの方でもご説明に入っております。七月には、下野地区の代表者の方々にも説明を申し上げております。この説明会の経過の中で特にやはり地元の方々がご心配をされるのは排水の問題でございます。その量あるいは質の問題、あるいはその放流の経路の問題、さらには道路の問題と、あるいは当初この誘致計画が出されたときには大変大きな計画であったわけでございますが、いま提示されておる案でまいりますと、地元雇用ということにつきましても、大きな期待は持たない、あるいは下請関連等も当初の期待に外れてくるというようなことから、いろんな地元のご意見が出ておる状況でございます。それぞれの課題につきまして、さらに検討を加えまして、地元と協議をしてみたいというふうに考えております。したがって、先ほどご質問の中にもありました着手の時期はいつかということにつきましては、当初は本年末には造成に入りたいということにかかっておりましたけれども、地元説明がいま申し上げたような

状況でございますので、農地法による転用の手続とか、あるいは開発許可、あるいは工場立地法による手続等がとることがまだできませんので、ずれ込んでまい見込みとなっております。

ここでちょっとご報告を申し上げますが、吉田工業のこの建設計画につきましては、かねてから地元の方々もご存じの吉田工業の社長がずっとこの問題、担当というか指揮をしておられたわけでございますが、その長男になる人がこのほど専務取締役昇任されましたこと、四日市のこの問題に直接意欲的に取り組んでまいりたいということを申し出てまいっておりますので、市といたしましても会社の方、地元の関係とも十分連携を深めながら努力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（青山峯男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの第三点の西村団地についてお答え申し上げます。

ご指摘の土地は、県の住宅供給公社の所有する三十三ヘクタールのうち、市場町の住宅団地として利用する以外の十・六ヘクタールの土地ということでございますが、これにつきましては埋蔵文化財等がございまして、住宅としての土地利用ができないわけでございます。それとともに、住宅供給公社が非常に長い間土地を所有しながら、未了のまままで放置しておるといふ状況から、一昨年来地元の方でもたびたびその管理について苦情も受けておりますし、私どもそれに対して県の供給公社ともども地域の管理状況等に手を入れておるわけでございますが、こういう状況では非常にまずいわけでございまして、これの早期活用を強く県にも申し入れておるところでございます。また地域からも懇談会等何らかの活用を検討したかどうかということもございます。いろいろ考えておりましたが、その間四日市の一市四町になる都市計画区域内の緑のマスタープランの策定にかかります際に、この地域を広域公園にするというようなプランも出てまいりまして、現在その緑の位置づけがされておるわけでございます。そういうこと

から、いま申し上げました十・六ヘクタールの土地と隣接する西村の用水池がございしますが、これもあわせ、それに若干の近隣の土地を含めまして、県営の公園の規模と申しますのは、大体五十ヘクタール程度必要でございますが、その程度の用地を都市計画の決定をいたしまして、ぜひとも県営公園にしてみたいということ、いままでもたびたび県の方へは要望しておるところでございますが、最近私どもの四日市の都市計画区域と桑名の都市計画区域、あるいは四日市、桑名の両地区の広域市町村圏内のちょうど中心になるということで、これが北勢の二市十一町にあって非常に位置的にも満足される県営公園になるだろうということで、桑名の方へも話しに行っております。この調整も近々つく予定でございますので、その場合には四日市市あるいは桑名市を含めまして、両市町村圏の方で正式に県の方へ陳情していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（青山峯男君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 公害認定区域の拡大にはならぬということなんですけれども、生徒に非常に気管支のいかれている子供が多いということを学校側も聞いておるわけですけれども、そうした調査をなされているのか。ただ測定して基準よりないので大丈夫だろうというようなことで、実際少ない基準でも、それをまともに受けている人たちののどがいかれておるとか、そうした面がその辺の地域的に調査されているのかどうか。ただそこが基準が多いので、そこだけ認定するんだというようなことでなく、やはり住民の安全を願うためにもそうした調査をするべきではないんだろかかというような気がするんですけれども、そうした面がされているのかどうか、再度お尋ねしたいと思います。

吉田工業については、非常に熱心に進めていたでいて、そうした段階まで来ていたでいておるわけですけれども、できれば私も地元出身ということで出ておりますので、そうした経過くらいは少くも教えていただければ、地元の方にどれくらい進んだらというときに、これくらい程度だということの話ができるんですけれども、余

り私は地元でも役に立たぬとみなされているのか、そういう面が余り教えていただけないということですので、今後ではできれば私のような者でも少しは声をかけていただきたいと思いますので、その辺だけ強く要望したいと思います。それから、西村団地についてですけれども、いま話し合いされているということですが、すでに住宅についてはもう開発公社が非常に熱心に調査され、建設の段階にまで進んでおるわけですから、住宅のできやすいところだけ住宅をつくっていくと、後はほったらかしにしていくなかという考えでされたんでは、地元は十年以上あの土地が荒地にされ、非常に火事等を起こし、地元住民が迷惑しておるわけですね。そういう面では、やはりその件について市の方も、公園にするものなら排水整備、その他の方をもっと積極にやって、県にそうした要望を強く持っていくながらしていくというお考えがないのかどうか。やっていくということですが、その辺の環境整備をなされるのかどうかということを再度お尋ねしたいと思います。

○副議長（青山峯男君） 環境部長。

〔環境部長（水谷和一君）登壇〕

○環境部長（水谷和一君） 小学校の生徒等に気管支炎の患者が多いのではないかと、その具体的な調査をやっているかということでございますが、昭和四十九年の三月、地域拡大の必要がないという答申をいただいたとき、このときに市内全市民の方の調査をやっております。それから五十三年同じく全市民の調査をやっていたら、その結果からも先ほどちょっと指摘いただきました富田浜を含む富田地区も有症率が下がってきているということでございます。調査結果がそういうことだと。それからなお全市民の調査はそういうことで約五年ごとぐらいにやらせていただくということで、今後もそういうことを予定をさせていただく必要があるのではないかとこのように思っておるんですが、毎年の調査につきましては、実は国民健康保険の加入者の方を対象にした調査を、これは昭和五十二年度から毎年三重大学の公衆衛生学の方にお願いをしまして調査をやらせております。その結果からも特に

地域外、いわゆる補償法の地域外で問題のある地域というのは現在のところは出ておりません。やはり、改善傾向にあると、非汚染地域にむしろ汚染地域が近づきつつあると、そういう実態でございます。

もう一つ前に、移動測定車のお話もしていただいたんですが、現在移動測定車は磯津測定局をちよと修理、建てかえをお願いして工事してもらっておりますので、そこへ移動測定車を配置しておりますが、この測定局ができ上がりますと、また市民の方からの希望に応じまして、そこへ測定車を配置しまして、ある期間測定をするということで、固定局とのデータの比較からその地域の汚染の状態というのを把握をさせていただくと、そういうようなことで移動測定車もぜひ有効に活用させていただきたいというふうに思います。

○副議長（青山峯男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまのご質問の関連施設等についての市の対応、あるいは協力体制はどうかというふうに受け取ったわけでございますけれども、住宅を建てる方の十七ヘクタールの分につきましては、いろいろ県の住宅供給公社と協議をしております、その中で関連する河川改修、あるいは道路新設等につきましては、国の補助事業によります住宅地の関連公共施設整備事業という制度に乗って進めていくよう国の方へ要請をしておるわけでございます。また、残地につきましては、今後県の住宅供給公社といろいろな点協議をしていくわけですが、もう少し具体的な段階になってから詰めをしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○副議長（青山峯男君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 住民に対しては四十九年か五十三年にしたということらしいですが、いまも聞いておると、五年にす

るといふようなことも聞いたわけですが、寿命の短い人だったら、五年やったら死んでしまうに。そうだけれども、やっぱりそうした面でもっと調査をしながら、そうしたものがあれば、結局測定がどうのこうのじゃなくして、やっぱりきちっと住民として見るべきだと思う。それが何か机の上っちゃうのか、帳面の上で計算したような答えを出しとるのと違うやろか。実際泣いとる住民が直接そうしたことで市の方へも要望に来たらしいやないか。それも全然地域拡大はできないんだということで突っぱねてるんじゃないか。やはり四日市に誘致した工場であれば、そうした地域外であっても、市としてそういう対応をしてやるべきだと思うんです。すでに、十四万坪についても私はここで声を張り上げて反対したんですけれども、実際多くの賛成があつて、また企業に誘致するということが、今後やはり公害認定患者をふやそうとしているような気が私自身はしておるわけですが、そういう面でもやはりそういうことで、十四万坪がまたそれによって公害が発生するということもあり得ると思うんですね。そういう面では、今後十分な住民の調査をしながら、そうした対応をしていただきたいというふうに強く要望いたします。

それから、西村団地ですけれども、いま坂倉助役の言われるのには、住宅とまだ十分な詰めができておらぬので、それから要望していくんだということなんですけれども、やはりもっとあれを公園にするということで、県に強く市長は何か知事にそういう旨を伝えて要望したということなことを聞いておったんですけれども、いま坂倉助役によると、まだこれから調査しながら要望するんだということなんですけれども、その辺助役と市長との違いというものと、もう一度教えていただきたいのと、やはりそれに伴う団地の排水について、私ども同和対策事業で、その東の河川の工事をやるわけなんですけれども、それに伴う予算が今年度わずかな予算しかないということで、少しの区域しかできないわけなんですけれども、それがこの西村団地、あるいは県の公園にするなり、そうした目的でもっとあの辺の河川を一気に改修するんだというお考えがないのか、再度お尋ねして終わりたいと思います。

○副議長（青山峯男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） 西村団地の一部を広域公園に県へ要望することにつきまして、これは四日市市といたしましてはすでに要望しておるわけでございますが、県営公園ということになりますと、北勢全域がかかるわけでございます。そのために、四日市の広域市町村圏と桑名の広域市町村圏、両圏の意見をまとめるために現在動いておるわけでございます。四日市の市町村圏の方は意見がまとまりまして、これは広域公園でやってもらいたいというふうに固まっておりますが、桑名の方につきましても、近々そういうことで話がまとまるように聞いております。そうした場合に、両市町村圏でもって正式に陳情をすると、こういうお話をしたわけでございます。四日市市といたしましてはすでに市長も参っておりますし、私も土木部長のところへは話を持っていっております。

それから、当該地域の河川等の整備につきましては、できるだけ地域に迷惑のかからないよう排水の処理をすべく整備をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時十二分休憩

午前十一時二十八分再開

○副議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 通告に従い、質問させていただきます。

まず消防体制について、小さく三点に分けて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。一、防災

対策について、消防長に。二、消防職員の増員について、三輪助役に。消防庁舎の建設について、市長に。それぞれお願いをいたします。

去る九月一日の防災の日には、多数の市民や関係機関の方々に参加され、地震防災訓練が実施されました。最近、地震防災対策の強化が要請されているときだけに、大変意義深いものがあつたと考えております。しかしながら、現在の社会生活の中でこの二十年間に、灯油の消費量は十六倍、家庭用ガス供給量は七倍にふえ、車も含めて引火性の危険物がいっぱいであり、しかも本市は石油コンビナートを抱えており、一たび地震が発生すれば、建物の倒壊、橋の落下、地下埋設物の破壊、がけ崩れなど、続いて爆発、そして火災のような二次火災が必ず襲ってくることを覚悟しなければならず、想像を超える災害の発生が予想されます。先般の静岡市での地下街でのガス爆発事故でも見られますように、地震に限らず火災やその他の災害が発生した場合に、いち早く災害現場で活動するのが消防であり、その活動の結果いかんによって被害の程度が決まるのではないかと考えますと、消防体制の強化の重要性を痛感いたします。そこで、次の点についてお伺いいたします。

第一といたしまして、消防長にお尋ねしますが、九月一日に実施されました市民総ぐるみの地震防災訓練を通じて、消防活動の面から見て、どう評価されましたか。そうして、今後これらをどう生かしていくのか、お伺いいたします。第二といたしまして、三輪助役に消防力の強化として、特に人員増強についてお伺いいたします。現在、当市の消防職員は二百十五名で、そのうち十四名は消防学校に通っている訓練生であると聞いております。私は率直に申し上げますと、消防職員を早急に三十五名ほど増員し、計二百五十名とすることを強く要望いたします。消防庁長官の指示する人口二十五万人の当市の適正な消防職員数は四百三十五名で、その六〇％としても二百六十名となります。四十五名の人員不足となります。また、県下の各市の消防職員一人当たり市民数の現状をお聞きしたいと思います。当四日市市は、市民一千二百十六名に対し消防職員一名となっておりますが、当市の場合、市民一千名に消防職員一名

と仮定しますと二百五十名となり、当初申し上げた三十五名の人員不足となり、この増員についてお伺いをいたします。

第三といたしまして、市長にお尋ねします。現在の消防本部、中消防署の手狭な老朽合同庁舎を改築する計画があるやに聞いておりますが、この件についてその進捗状況と今後の計画と方針について、具体的にお考えをお伺いしたいと存じます。

次に、通告の二番目といたしまして、都市計画における市街化区域の拡大についてでございます。

ご承知のとおり、下野地区は中央に朝明川が東西に流れ、地区は南と北に二分されております。朝明川の南は、山城駅を中心とした山城町と礼場町、あさけが丘、八千代台を中心とした団地で、住宅が密集する市街化区域でございます。朝明川の北は、東西に向けて一直線に整備されました農免道路沿いに幼稚園、保育園、小学校、中学校、農協そして地区市民センター等公共施設が田畑に囲まれて立ち並ぶ調整区域でございます。これに関連してお尋ねいたします。下野地区を総合的に発展させるためにはどうしたらよいか。また、地区の未来像について地区民ともども話し合う中で、整備された道路沿いの市民センター、教育施設、農協を中心として発展することが地区全体として最善の方法であり、これが自然の成り行きであると結論づけられました現在、そして今後の住宅地の造成について、山を削り自然を破壊して、災害をもたらす原因をつくることを再検討し、都市計画地域に変更を希望する、災害を起こさない平坦な農地を宅地化にすることができる見通しがあって、初めて当地区の将来の見通しと計画ができるものと、また、昨年地区懇談会の席上において市長に要望し、市長は次の見直し年度までとのお約束をいただいております。当件について、現在までの検討結果と今後の見通しについて、改めてお伺いいたします。

次に、北部公共施設についてでございます。

昨年度まで、市は四つの拠点を公民館を通じて、文字どおり地域における社会教育及び地域文化の育成に貢献して

きたわけでございますが、私が全面質問いたしたいと思ひますのは、とりわけ北部の中心施設であった北部公民館が果たしてきた文化振興の機能を市は将来どのような形で存続させようとしておられるのかということでありま。そのためにも本年度当初予算に調査費が計上されておりますが、すでに市当局においてはこれについて検討され、基本的考え方もあらうと存じます。この施設を建設する場所、またどのような内容を考えておられるか、お伺いいたしま。私は、教育から福祉に至るまでの総合施設でありたいと願うものでありますが、将来について北部地域の教育文化の中心的役割を担っていく施設であることを考えますと、私の居住地に関係しており大変恐縮ですが、いま下野地区北部の丘陵には、昭和四十六年明和興産株式会社の改修した山林及び畑六万坪が眠ったままになっており、地元に対して何らの開発意思の表示がされておりません。改修も十年をたったきょうまで放置されてきたことについては、企業側にも相当の理由があったと存じますが、いずれにせよ地元ではその一部を借り受けて、矢田市民部長当時大変お世話になり、地区のスポーツ広場を造成しようとしておりますものいつになったらこの開発をしようとするのかという疑問にあわせて、企業側に開発の意思がないものなら、仮登記のままになっている土地を地主に戻してという声も一部に高まっていることも事実でございます。これらのことについては、もちろん放置している企業側が地元に対してその説明をすべき事柄であると思ひますし、それが企業の常識であると考えますが、どうもきょうまでうやむやに過ぎていようでございます。私ども地区住民は、企業が開発の意図を捨てているようにも思うのでございます。要は、当企業に対し行政指導を厳しくやっていただきたいと思います。いかがなものでしょうか。市長のお考えをお聞きしたいと存じます。

以上をもちまして、第一回の質問を終わります。

○副議長（青山峯男君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） ただいまの質問で、防災訓練の評価と今後の対策についてという質問でございましたが、九月一日市内全域で実施いたしました市民総ぐるみによる地震防災訓練は、ご承知のとおり国土庁が所掌する大規模地震特別措置法に基づきますところの強化地域並びに周辺都市十都府県で実施したのでありますが、その内容は、警戒宣言を初めといたしますところの地震に関する一連の情報の収集、伝達、広報及び避難訓練を主眼とし、実際に市民が体験する訓練に重点を置いたわけであります。従来ともすれば訓練、見せ物的になりまして、見ていただいて認識を高めていただくという程度の訓練が多かったのでございますが、ことはして、体験をしていただくということにご指摘いただき、そういう点に重点を置いて実施いたしました。ところが、自治会、婦人会を初めといたしまして、防災諸機関二十二機関が参加をしていただき、人員にいたしまして昨年の二倍以上の八万八千、昨年は四万人がちょっと切れたのでございますが、ことは八万八千余りの住民の方、防災機関の方が参加していただきました。訓練の実施状況といたしまして、大きな会場といたしまして塩浜中学校、三滝公園、松原公園とその周辺というものを重点会場といたしまして、実施したわけでございます。その他十九の市民センターを中心とする各自治会におかれまして、相当大規模な訓練をやっていたございました。実施しました訓練の種目は初期消火、応急救護、炊き出し訓練、その他専門のそれぞれ防災機関による訓練が実施されたわけでございますが、特に地域住民の皆さん方が非常な熱意を示していただきました。認識も高まっておったように感じております。

一例でございますが、ふだんこういうことをやりますと、私どもの通信室というのがございますが、そこに電話がひっきりなしに入りまして、結局電話の麻痺状態になってしまふという例がずっと続いております。いまのサイレンは何であったのか、いまの鐘は何であったのかというような問い合わせで、もうその応接にいとまがないというようになつたところになるんでございますが、今回はたった三件しかそれがなかった。あれだけ大規模にやつてそういう状態であったということは、事前に十分に認識をしておっていただいたことと心強く思っておる次第でございます。また、

避難誘導等の訓練におきましても、常でない非常に真剣な姿で携行品、その他も本当に真に迫った点が見受けられたわけでございます。

こういったことから、地震に対する市民の皆さん方の意識が、われわれが想像していた以上に高まっており、さらに訓練の状況もわれわれが初期に考えておった以上の成果があったものと考えております。しかし、われわれ防災機関の内部におきまして、二回にわたりまして先般反省検討会を行ったのでありますが、地震予知情報の収集の問題、伝達の問題、さらに連絡体制の問題等々について相当改善しなければならぬ点があるということ、さらにまた避難場所の問題、それから救急救助用の非常物資の備蓄場所の問題、それから地震発生時における住民の皆さん方の心得等について、まだまだ私どもの広報が十分行き届いていないというような点について改善を加える必要があるというような検討結果が出ております。それらを踏まえまして、今後住民の方々一人一人の防災意識の高揚を図っていきま

すとともに、防災機関の体制の整備に力を注いでまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 消防職員の増員につきましては、昭和五十三年度たしか三名増員いたしておりました、その後五十四年度に七人、五十五年度は実際採りましたのは十名程度でございますが、増員としては八人と、こういうような形で増員をしてきておるわけでございます。私どもは、この消防の職員の増員につきましては、できる限りの配慮はいたしたいと思えますもの、やはり財政とか、あるいは他の部局等の職員の均衡等々を調整いたしながら、ただいまご指摘のように、増員に向かって今後とも努力をしてみたいと思えます。ただ基準にいたしましては、この消防力の基準とそれから地方交付税の基準というのが一つございまして、同じ司掌の中でもこの基準が食い違っておるといふようなこともございますので、本市は本市としての独自の立場で、現在の消防団の皆さん方の現状とか、

あるいは自衛消防隊の現状とか、そういうようなものをあわせ考えながら、その中で適正な増員をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私から消防庁舎の建設についてお答えをします。

北部公共施設の建設に関しましては、市長公室長の方から答弁をさせます。

消防本部あるいは中消防署の改築につきましては、去る三月議会でご答弁を申し上げたとおりでございますし、今度の五カ年計画の中に組み入れられていることでもございますので、本年度は調査費を計上させていただきます。本市の実情に合った庁舎をどういうものにするかと、近くその基本設計を専門業者の方に委託をする予定でございます。問題は用地でございますが、保健所の跡地の用地を確保できればいいということで、県の方ともいろいろお話し合いをさせていただいておるわけでございます。近く議会の方でご審議をいただきたいというふうに思っておるでございます。なお、したがいまして、庁舎を建設するということについては、その方針で今後仕事を進めてまいりたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○副議長（青山峯男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 第二間の都市計画における市街化区域の拡大についてということについてお答えさせていただきます。

市街化区域の変更につきましては、都市計画法によりましておおむね五年ごとに見直すことになっておりまして、決定は県知事でございます。このため市におきましても、人口、産業、就業等の規模や動勢または土地利用の方向、

動勢、交通量等の基礎的な調査を行い、見直しの資料とするものでございますが、局部的で最小限の見直しを原則といたしております。次回の見直しは五十八年度に予定しておりますが、本年度から一部基礎調査に入るところでございます。市街地編入の基本方針といたしましては、区域境界の周辺における各種事業実施等による地形、地物の変更が生じたもの、区域区分の明確化、適正化を必要とするもの、また開発等ですでに良好な市街地を形成している区域等でございます。

以上のような環境条件等を考慮いたしまして、下野地区を含めまして全市的に検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（青山峯男君） 市長公室長。

〔市長公室長（阿南輝彦君）登壇〕

○市長公室長（阿南輝彦君） 北部公共施設の問題につきまして、まとまっているであろうその方向についてと、それから下野地区内にあります明和興産の土地の問題につきまして関連をさせてご質問をいただきました。後段につきましては、市長にわかりましてお答えを申し上げます。なお、次の渡辺議員の方からも北部公共施設という表題でご通告をいただいておりますが、ただいまのご質問の前提につきまして少しご報告申し上げたいと思っております。北部地域におきます公共施設の問題、特に各地区市民センターの施行に伴いまして、それぞれの実施整備と関連をさせながら、ただいまのご質問にありました北部公民館の果たしてまいりました役割と今後の問題を中心といたしまして、老人福祉センターあるいは勤労青少年ホームとか、あるいはホールの問題などの計画構想を研究、立案するために過年度来庁内で会議も重ね、名工大の服部先生にも参画をいただいております。この北部地域、中でも富田、富洲原地区は全市的に見ましても、人口あるいは産業、それから社会的に見ましても、大変大きなウェイトを持っておりますし、歴史的にも大変多くの課題を持っておることが明らかになってまいりました。調査研究も

先ほどの北部公民館の今後をどうするかということにとどまらず、こういった多くの問題に広く展開をすることになってまいりました。地元の関係される議員の方々にもいろいろご意見をお伺いいたしましたし、また関係の各地区懇談会におきましても、熱心にいろいろのご提案、要望を伺ってまいりました。このような意向あるいは情報等を分析してまいりましたのでございまして、当初考えておりましたより、はるかに複雑な要素を総合化しなければならぬということになってまいりまして、その集約がおくれ込んでまいりましたことは大変申しわけないと思っております。具体的な敷地計画などは保留をいたしまして、基本的な方向をこのほど一応まとめをいたしましたので、近く機会をいただきまして、議員の方々あるいは地元の関係の方々にご説明をいたしまして、さらにご意見を伺って調整した上で、本年度中には具体案を得たいと考えております。

このことに関連をさせて明和興産のお話ございましたけれども、この明和興産の土地の買収された経過等は、どうも市の方では関係の部課でもよくわからない状況にあるようでございますが、文化財、遺跡があるということははっきりいたしておるようでございまして、すでにこの所有者の方から原因者負担ということで金も出して、教育委員会の方が試掘実施を行っているようでございまして、確かに幾つかのメッシュポイントを置いた中から、そのような遺構あるいは遺物等が出てきたようでございます。先ほどお話がありましたように、市民部長が地域の方で調整をいたしまして、地区の方々と協議の上で、運動広場に活用しようということで、市も今年度の補助を予定しているわけでございますが、何分にもこの土地につきましては、農地法の関係あるいは都市計画法の関係、それからいまの文化財保護法の関係等、かなり多くの課題が重なっているようでございまして、このまま放置されることにも環境上非常に問題もあるようでございますが、今後とも地元あるいは所有者などと検討、協議をしてまいらなければならないと考えられます。ただ、ただいまご指摘の北部公共施設との関連ということになってまいりますと、先ほど申し上げました今日までの調査、検討の経過から考えまして、対象の候補地にはなりがたいものと考えております。以上でござ

います。

○副議長（青山峯男君） 野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 ご答弁ありがとうございました。

消防体制については、行政のあり方として可能な限り危険要因を市民に周知させると同時に、行政はその要因を取り除き、そして新たに危険要因をつくらないように最善の努力をすることであり、災害をより大きくするのもしないのも、これからの行政の対応であると私は考えております。当市の消防職員は基準以下の、そして他市に比べ少ない人員をもって市民の安全を守り、じみな厳しい日夜の業務に精勤していることに敬意を表します。防災の日の訓練の教訓を生かし、今後より一層の消防体制強化へ努力を消防関係の皆さんにお願いをいたします。

次に、備えあれば憂えなしのごとく、四日市市民一千人に対して一名の割りでせひとも増員を私はお願いたしましたと思うのでございます。他市の市民に対する歩合を参考までに、私も私なりに調べました。亀山市は市民六百六十七名に対して消防職員一人、熊野市は八百八十三名に対して一人、鳥羽市は八百九十七名に対して一人、桑名市は九百十二名に対して一人、津市は市民九百五十名に対して一人、伊勢市は一千五十三名に一人、当四日市は先ほど申し上げました一千二百十六名に対して一人の割合となっております。十分ご検討いただきまして、よろしくお願いをいたします。

なお、消防庁舎の改築は消防関係者と理事者で十分検討され、災害を未然に防止する第一歩であることを認識され、市長が責任を持って早急に実施されんことを強くお願いいたします。

次に、都市計画における市街化区域の拡大については、下野地区の総合的見地から地区の諸問題を考えていく中で重要な課題であり、今後の計画に及ぼす影響が大でございます。この点ご賢察の上、関係機関とも十分協議検討され、

地区の希望に沿える見直しにご尽力をいただくようお願いをいたします。

次に、北部公共施設についてでございますが、北部地区は東名阪道路の四日市北インターの開設も相まって、これからますます発展することが予想されます。これまで文化教養等に値する公共施設が全然見当たりません。今後、三重大教授のもとに調査、計画が具体化されていくと存じますが、地区民の意向も十分組み入れた有意義な公共施設が建設されんことをお願いいたします。私の質問を終わります。

○副議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午後零時三分休憩

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡辺一彦君。

〔渡辺一彦君登壇〕

○渡辺一彦君 通告の順に従いまして、質問いたします。

まず、富田地区土地区画整理事業についてであります。

昨年十月中旬より実施されました近鉄、国鉄の両富田駅を含む十四川以北、国道一号線以西の約五十七ヘクタールを市街地整備という立場から土地区画整理事業、すなわちA調査が実情についての認識、環境、将来の商業地のあり方、事業の認識度、土地区画整理事業の賛否等二十九問、八十八項目にわたり調査されました。

過日関係議員に、また昨夜は富田地区連合自治会の総会にそのアンケート調査の結果報告と実態調査からの基本構想の概要について説明がございました。まず、アンケート回収率七九〇の中で、その環境について満足している方が

三一％、不満であると答えた方が四六％あり、不満の原因については災害路、公園などの公共施設がないということと、歩行者と車の混在を挙げております。また、整備実施の必要を望んでいる人は七五％に達している。さらに整備をしなかった場合には、現況のままもしくは衰退すると答えた人が全体の七一％にも達している。都市の四つの顔と言われる環境の安全性、保健性、利便性、快適性についてはそれぞれに幹線道路に歩道が設置されていないためにその危険性を訴え、水はけ問題、国鉄、私鉄、バス路線等の利便性がよいとしているが、快適性については総合的に低いと答えているが、これは主に公園とか災害路が整備されていないことを指摘している。また、この地区に永住意識を持っている人が過半数を超える五五％ありながら、反面整備する際に協力したいと答えた人が四一％、余り協力したくないと答えた人が一六％もあります。さらに世帯主の職業については、いわゆるサラリーマン族が多く四七％、次いで自営商業が二二・八％と多くなっております。住宅の敷地規模については狭小なものが多く、百平米に満たないものが三七％を占めております等々の説明がありました。昨夜の自治会総会における反響は、調査区外の方々を含めてもろ手を挙げて賛意をあらわすとともに、その実態調査から基本構想をまとめ上げた試計の図示、また計画テーマである「神社の緑や十四川の桜に彩られ、にぎわいのある商業街を持つ私たちの町」の設定に新たな夢と希望と感動に満ちあふれたまなざしを見たが、その奥には秘められた何かの決意がくみ取られたと聞いております。

さて、本市における面的整備状況は、既成市街地の戦災復興事業区域に始まり、現在施行済み箇所は山間部、新市街地を含め三十カ所あります。現在施行中の浜田第二、別名、西浦地区に続いての計画であると承っております。交通の要衝として北部の中心的立地条件を持ちながら市街地整備を講じないままに放置され、狭隘な道路と高密度の家屋が分布しているこの地区に活力を導入し、副都心としての活路を蘇生できますよう格段のご配慮をお願いする次第であります。また、市街地整備の方向を打ち出された今日、今後の計画設計事業化の中で詳細な検討を加えながら地区民の連帯感をさらに一層高め、よりよい町づくりの推進に努めたいと存じております。本事業の推進には、次の過

程としてB調査の実施がありますが、その時期等について市長あるいは担当部長のご所見をお願いするものであります。

次に、北部公民館施設でございますが、先ほど野呂議員の質問にあわせ市長公室長は、前日の議長発言にありました理事者の答弁を簡潔にとの言葉を取られたのか、私の分まで答弁されてしまいました。特に異なった質問はなかったのですが、どうか先ほど野呂議員に答弁された中で具体的な立地場所を避けて、これこれの準備できたものを近く皆さんとともに検討したいと言われておりましたが、どうかこの立地場所を先取りしていただいて、一日も早い実現をお願いしたいと存じます。

第一回の質問を終わります。

○議長（伊藤信一君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 富田地区土地区画整理事業についてお答えさせていただきます。

昭和五十四年度事業といたしまして実施しました富田地区の調査につきましては、五十四年六月に連合自治会に調査の目的をご説明いたしましたして、八月に調査業務の委託発注をいたしました。その間関係区域の住民を対象に自治会並びに関係団体のご協力を得ましてアンケート調査を実施するとともに国、県とも協議を重ねた上報告書を取りまとめたものでございます。アンケート調査の結果を踏まえまして、今後ともこの報告書の内容につきまして連合自治会初め関係者の方々のご相談しながら地区住民の方々にご説明し、住民のご意向、ご意見を把握してまいりたいと思います。したがって、ご質問のB調査、すなわち事業実施を前提としたさらに詳しい調査につきましては、住民のご意見、ご意向を十分把握しながら早期に調査実施できるよう努力いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いたします。

○議長（伊藤信一君） 渡辺一彦君。

〔渡辺一彦君登壇〕

○渡辺一彦君 ご答弁どうもありがとうございます。

B調査に早速に入られ、地区民との意見等も十二分にくみ取っていただいて、今後の実施設計に移っていただきましたと存じ上げます。また、浜田地区等の経験、反省からお聞きしていることは、当該区域に対する道路等の設置は、幅員もあり、十分なものが予定されておりますが、その隣接する土地との接点に道路幅のゆがみといいますが、旧来からの問題点が残るやに承っておりますので、その辺等十分考慮していただきたいと存じ上げます。

なお、北部公民館につきましては、野呂議員も言われましたように、北部地域の本当にいままでの果たしてきた役割の火を、文化の交流、この場の火を消さないようにお願いしたいと、かように考えております。どうかよろしくお願いいたします。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（伊藤信一君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 昨日、民生委員問題でちょっと触れてみえたんですが、中身の無い、ただ一般的なことでありまして、私は一遍この民生委員の改選期を控えてですね、十分理事者に聞いておいていただきたいと、こう思っております。

去る七月の下旬ごろの「広報よっかいち」に一市民が声の広場の中に民生委員はどのように選ぶという質問がありました。その内容はここにちょっと持ってきたんですが、そのまま、原文のまま読まさせていただきますが、「民生委員はどのようにして決められるのですか、なかなか会って話しては聞いてもらえず、また福祉行政にも無知で、地

元の非難を浴びている人がありますが、本人は名誉職のためかやめようとしません。民生委員は親身となり、欲得抜きで動いてくれる方、しかも福祉行政に明るく、人生経験豊かな方をお願いいたします。こういう質問が「広報よっかいち」に載せられました。担当課の社会課の答えはですね、民生委員法の法律に基づいた一般的な考え方の答えであって、市民に対して納得のいくものではないので、改めて私なりの考えを述べ、質問させていただきます。

民生委員の今期の任期はですね、五十二年十二月一日に始まり、五十五年十一月三十一日までの三カ年です。ことしの十一月末には改選されなければなりません。選出に当たって問題となる点をしぼってみますと、まず選出の基準をどのようにするのか、次に選出の方法をどのようにするのか、大きく区分して二点にしばられると思います。

まず第一点の選出の基準ですが、これは国の法律に従えば、四日市市は十万人以上の人口でありますから、二百世帯に一名ということであります。現在四日市市は総世帯数七万二千五百五十八、これは四月現在の調査ですが、三年前より世帯数増がありますから、約三百六十二名今度は選べるということになるんです。前期の改選期より三十名ほど定数増となるので、これは結構なことでありまして、ただ、法律に準じた員数だけではないのでしょうか。民生委員の活動は、生身の人間の福祉活動だと私は思っているものであります。

六月定例会で訓覇議員がいわゆる発言しておりましたが、その後いろいろと訓覇議員ともこの民生委員問題について話しておったわけですが、そういった中から思い出していたく意味で、前回の訓覇議員の質問要旨と市長の答えられたことをちょっと参考までに読んでおきます。

「民生委員がもう改選されますが、民生委員の数が三百三十二、それから新たに十四名の増員を出したそうでございますけれども、これじゃ足りないと思うんです。町を見ると自治会は六百近くあるわけでありまして、十名、二十名の町もございますから、それは兼務させるにしても、百名、百五十名の二つの町を兼務させるようなことはとん

でもない話と、民生委員活動はそれではできない」ということを言っています。「ぜひ百名ぐらいふやしていただきたい、どうしてもできなければ市単でやってもらいたい。そうでもしないと福祉行政について手足がないわけでありますから、そんな二町に一人というようなことでは、とても福祉行政ができません。これはもう秋の改選のときには必ずふやしていただきたい。それについて大したお金は要らないから」と、こう言ってみえるわけです。同じように市長はですね、その質問に対して、「地域の福祉力の向上ということでございますが、当然これには民生委員さんの活動ということが大いに期待されるところであります、定数が実は県の方から指示をまいりまして、民生委員さんは厚生大臣の任命ということでございますので、こちらが勝手にふやしていくことにもならない」といい、「そこでそれを補完する機能をやはりセンターに持たしていく必要があるのではないだろうかというふうに考えていますので、これについても今後よく検討して」、ここですが、「市民センターで相談活動ができますように対処してまいりたい」という、こういうご返答でございました。訓覇議員は本当に百名ほどふやしてもらいたい、はっきり申しましてこれはいいことだと思えます。そこで、こういう発言が言い放しにされたんでは困るわけでございまして、私ははっきり申し上げて、今回は議長会派の一人でありますので、こういった意味では市長答弁には納得しかねると、定数の基準が決められているので増員に応じかねるといふことでは、だれにでもこれはできることであります。市長は、四日市市の行政執行の最高責任者である以上、福祉政策思い切って実行していただきたい。また、市民に役立つような行動に出るはどうか。四日市市として基準枠を超えた制度をつくってみては、基準枠を超えた制度でございまして。

ここで私は、一つの提言をしておきます。市長は、市民センターで相談活動ができるように対処してまいりたいと言われました。それでは、たとえば教育委員会が体育指導員を置き、任命するのでありますから、福祉部の方でも各自治会単位、各自治会単位に福祉委員を置かれてはどうですか。各自治会単位に一名でありますから、民生委員が兼務される方もあるでしょう。この方々が中心となって地区の福祉の向上にご尽力を願えば、地区の福祉に対する対応が一層よくなると思えます。また、地区市民センターの機能も十分発揮できるのではないのでしょうか。今回の民生委員改選期を迎えて、この際思い切った選出基準をつくってみてはどうですか。

次に、第二点目は選出の方法についてであります。先ほどの福祉委員をつくる提言を受け入れていただいた場合には、民生委員選出方法と同じように扱っていただきたい、こういうことを先に申し上げておきます。

一つは、選任に際して留意しておくことは、民生委員の適格の要件であります。民生委員の一部の方の中には、先ほどの市民の声にもありましたように福祉行政に無知、地元の非難、批判を浴びている人もあるわけでありますから、現在の民生委員の中から選任するときは、過去における活動の実績などを具体的に検討してもらいたいわけであります。また、将来にわたっても十分な活動をしていただけるかどうかよく検討していただきたいのであります。同時に、年齢も若返ってもらいたいということです。市民の社会福祉への期待の増大が高まってきている今日、地域福祉活動を活発に身をもって対処していただける方であってほしいからであります。それには若さと健康な方、また手に職業を持つ人、これは、職業を持つ人はいわゆるこのちまたの状態がよくわかっていてということでは若さと健康な方、また手におありまして、社会の実態、実情を把握していただけるような適格者を選んでいただきたい。また、別枠で勤労者、いわゆるサラリーマンの中からも適格者を選んでいただきたいと思っております。それには企業体、事業体、また労働組合などに積極的に協力を得られるように行政サイドで働きかけてもらえないものでしょうか。民生委員を選出するに当たり適格性などの問題を提起してまいりましたが、どのように市長はお考えになっているのかお伺いしておきます。

二つ目は、民生委員を委嘱するに当たっての過程についてお尋ねいたします。過程であります。

民生委員推薦委員会が知事に申し出て、県民生委員審査会が知事に意見具申した後、知事が厚生大臣に推薦を申

し入れ、大臣が委嘱することに法は定まっているのでありますから、私たちがここで意見を言うことはできないのであります。しかし市推薦委員会に各地区からの適格者のリストアップされる際に、人選問題を十分討議される必要があるわけであり、ここが重要な点であります。ここを改めて指摘しておきます。いままでの地区民生委員推薦準備会、準備会はその適格者の推薦リストアップする席上に一名の現職の民生委員が必ず参加しているものであります。推薦を受けて大臣から委嘱される民生委員が討議の席上に参加するのでは、先ほど来私が申し上げてきた本人及び同僚の民生委員の適格性についての審査、討議、検討が公平にできないのであります。この際地区推薦準備会のメンバーチェックをする考えはありませんか。県は、現職の民生委員は抜くように、現職の民生委員は抜くように指導しているであります。自治会、青少年団体関係者、婦人団体、福祉関係者、ボランティア団体関係者、教育関係者、PTAなどの各種団体において、推薦のリストアップするように県は指導の通達を各市町村自治体に出している聞いております。民生委員が地区民生委員推薦準備会の委員となって地区の民生委員の推薦することは公平な審査ができないので、私は絶対に反対するものであります。準備会で推薦されれば、あとは機械的に厚生大臣から委嘱を受けることとなるおそれがあるからこそここで改めて言っておきます。地区民生委員推薦準備会での審査、討議、検討は、その地区の福祉行政の位置づけを左右すると言っても過言でないと私は思っております。民生委員の改選時期を迎えた今日、その任に当たる市長として、四日市の福祉行政執行に誤りのないよう切にお願いしておきます。と同時に、余談であります。私たちはこの十一月三十日にはりっぱな市長を選ぼうという予定をしております。だからこそ民生委員もひとつ三十日の改選同時でございますので、りっぱな民生委員さんを選んでいただくような一つの準備会の基準をつくっていただきたい、こういうことをお願いしておきます。

次に、五十六年度の職員採用についてでございますけれども、これにつきましては、題目はそうなっておりますが、括弧して人事関連ということにしておりますので、それもあわせてやっていきたいと思っております。もう過日ですね、九月八日に採用要綱が配布されましたので、五十六年度の採用についてはあの要綱どおり実施されるということで、これは了としておきます。ただ、五十七年度から以降の採用について、私の考えなりを申し上げながら、もう一つはですね、人事政策についても触れていきたいと思っております。

新卒者の採用でございますが、私はなぜ新卒者とあえて言ったのか、市の採用要綱の中に年齢基準を入れているから新卒者と申し上げておるのであります。ことしの要綱どおりに年齢基準を当てはめた場合、大学卒業者は二十五歳または二十六歳になって数カ月たった人たちまでが受験資格の対象者となるわけであり、ここで、高校を卒業してですね、ストレートに大学に入ってそして出てきた人なら、いわゆる二、三回受ける資格があるわけなんです。二浪、三浪となってまいりますと、それで出てきた方は一回の機会しか与えられず、また全然その機会もない方も出てくると思います。こういうようなことでは困ると思っております。それと同時に、私はちょっと話をおきたいんですが、三十歳前ぐらいまでその年齢を引き上げてはどうかと、まず第一段階で考えるわけですが、その理由としてですね、社会経験者の採用を一遍やってみたらどうかというような気もするわけです。いままでの採用試験を見てみますと、どうしても学力本位というんですか、要するに勉強のよくできる人が第一次試験で上がってきてですね、勉強ができてなかりやともかく採用されない、落とされてしまうということは、勉強さえできりゃその行政がりっぱに職員として務まるんかということなんで、やはりその本人の適格性をどうするか、実践力はどうかんだとかいうようなこと、こういうところからですね、やはり物差しを当てることも大事だと私思うわけです。そういう意味では、役所生まれ、役所育ちの職員をつくらなくして、役所生まれも役所育ちもあっていいんです。また、いろんな社会経験者の中から市の職員になっていただいて、そういう中であらゆる角度からその行政執行に協力していただけるような方で組み合わせしていくとですね、よりよいこの多様化に沿ったいわゆる人間的関係ができてくるんじゃないかと、こういうふうに思います。ここらで人事政策の方向をですね、一遍見直して、位置づけてみる気はないかと、

ちょっといやなこと言いますけども、この三月の定例会で私は、やる気ある者が報われるというシステムをつくらうやと、こうも申しました。何を逆さに考えられたんか知りませんが、何を感じ取られたんか知りませんが、この四月以降参事、副参事がたくさんできました。どういう意味でつくられたんかなと、私不思議でなぬわけです。これ参事、副参事といいますが、やはり課長及び部長クラスですから、給与面でもたとえ副参事に昇格された方なら特三の給料の方が二等級、課長クラスの方が参事に昇格されたら一等級と、こういうことで給与面でも格が上がり、そして財政にも影響してくるんじゃないかということなんです。交付団体になっている今日ですね、もっと役職だけで物事ははからずですね、窓際族をつくるんじゃないかというところから人事政策ちゅうものに対して一遍見直してみる気はないかと、こうも思うわけです。昨今の企業はですね、四十年代の後半からですよ、本当に一生懸命になって減量経営をしてこの不況を乗り切ってきたわけですよ。だからこそこの採用時期においては非常に減量経営しておいたので、景気もちょっと立て直った、ひとつようけ募集してやろうかと、新しい人を入れようかというふうなことも言われております。しかし、こちらの四日市市をながめてみた場合、減量経営どころかともかく皆が金を余り使い過ぎるんじゃないかと、もう少し人事枠いろいろに対して検討を加えてもらわなければならないと、かように思います。

最近ですね、過去三年ほど前からだったと思いますが、アメリカへ職員を行政視察に出されるんですが、部長一名、課長一名、別に私はこれに文句を言うところじゃなくて、こういうこともまことに結構です。いわゆる違った国の地方行政を学んできていただいて、また生かせるものもやってみようということで、帰ってきて報告書をつくられ、いろんな会議で検討もされますが、そういうようなことも一ついいことだと思えますけども、またひとつころで一遍考えていただきたいのは、いわゆるこの優秀な企業が四日市市にはたくさんあるわけですね。そういうところへ五、六名をグループにしてですね、六カ月なり一年ぐらい今度は企業経営を学んできてもらうようなプロジェクトをつく

って、一遍そこで出向させて勉強してきてもらうというふうな職員制度は考えられないですか。そしてそういう中から企業経営の実態と行政経営の実態、ここらを上手に扱っていくことにおいて、これからのいわゆるこの行政について、一般市民の対応にこたえるところの一つの問題を提起する形になってですね、解決の方向に向かえるんじゃないかと、こうも私考えるわけです。

長々と言っても時間もたつばかりですからこの程度にしておきまして、ただ最後をお願いしておきたいのは、この際総務部中心にいわゆる人事プロジェクトでもつくってもらって、そしてこういうこの四日市市の三千数百人の人事について一遍掘り下げた見直しの時期が来たんじゃないかということで検討を加えてもらいたいと思います。

次に、市立四日市病院跡地でございますが、これは三月のときにも私申しました、この五十五年度中に何とか解決せよと、こう言っておりましたら、何のそれから六カ月たっても報告も何も出てこぬ、どない動いとるのやと先日来からも全協もありますし、そういうような場ですね、十分報告していただいてもいいことなんです。こんなこと質問させることがおかしいんであって、きょうまでですよ、あの当時申しました、日に三十万円ずつ飛んでいってると。百八十日として五千四百万の金ももう利息として飛んでいってると、これこそ本当に企業がやったら莫大な金ですよ。ここらをおとつどうされとるのか、この際中間的にですね、ひとつ報告を受けたいと思うわけです。

と同時に市民ホールについても、これは先ほど来の全協でも話が合ったように、五十七年の八月ごろが完成目標ですから、この後の総合文化会館が完成した時期にこの市民ホールをどうされるんかと、いまからやはり考えていたたく、二年ありますから、いまから考えていただくという事は、まず来年のいまごろまでにですね、中間的に一遍議員の皆さん方にこういう使い道がある、こういう方法がある、幾とおりかの方法を一遍中間的に出してください。そしてあとの一年でまともな上げとさせていくと、それじゃあもう総合文化会館に移行してもすきといくんじゃないですか。ここらの考え方も聞いておきます。

それから最後に、塩浜地区についてとありましたが、松島議員も大分言いましたのでもうこれは繰り返すことはないで、ただ駅西口の件ですが、これは私は松島議員とちょっと違うんですが、考え方が。踏切をですね、閉鎖して賛成するものか反対するものかと、こう二手に別れておるわけですね。西口つくってもらうことについては一緒なんです。だから理事者だけで苦しまずにですね、中里の開発の推進委員会つくったみたいに一遍行政指導ですね、あなたたち自治会で討論してみたらどうですかと、どうしたら一日も早くできるか、地元のとめを一遍この際行政指導の形でどっちへ向いたらいいかと、そういうふうな問題をちょっと投げかけていただいた方がこの仕事は早く進むと思いますので、そういう点もひとつ考慮に入れてご返事願いたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一点の民生委員の問題に關しましてお答えを申し上げます。

民生委員さんが福祉行政を推進していく上において、大変大きな役割をお果たしになられるということは言うまでもないでございます。私どももこの民生委員さんの活動に大いに期待をしておるところでございますが、お話にありましたように、この数がどうしても県を通じて厚生大臣の辞令ということで限定をされておりますので、その増員につきまして地区の要望を取りまどめて市の民生委員協議会と協議をいたしまして、県の方に要望をいたしました結果、現状よりも十二名定員増の決定がまいっておるわけでございます。これは厚生大臣の定める基準定数に対しまして充足率が八九・一九％ということなんです、市におきましてはこれで九五・二九％ということになるわけでございます。しかし、十二名増員をしていただきましたけれども、各地区の実態を詳細に見てみますと、ご指摘のありましたようになお不足をいたしておるといのが実態でございます。三月議会で私が市民センターでの相談業務ということとを申し上げたのでございますが、それはまた別に一つの意味もございまして、センターとしての機能を上げていく

ということを一つ配慮をいたしておたのでそういうご答弁を申し上げたわけでございますが、現実にはやはりこれだけの民生委員さんでは、地区によっては非常にお困りの地区も出てくるだろう、そこで先ほどご指摘のありましたような地区社会福祉推進委員といったような、仮称でございますが、そういう活動をしていただく人をご指定申し上げます、民生委員さんあるいは社会福祉協議会と連絡をとりながらですね、地区の福祉の向上にボランティアとして活躍をいただいたらどうだろうかというふうに現時点で考えておりました、その役割あるいは体制をどうするかと、それを制度化するためにどういう方向で制度化をしたらいいのかというように、現在研究を進めておる段階でございます。したがって、その結論を待って、できれば来年度からスタートをさせることができないかと、かように私は考えておるわけでございます。

次に、この適格者の問題でございますが、きわめてむずかしい問題ですが、県の民生委員審査会にあります審査方針あるいは基準といったものがございまして、その内容について一部先ほどお触れをいただいたようにございます。貴重なご意見を賜りましたので、十分ご意見の趣旨は配慮をいたしまして、今後適格な方に民生委員をご推薦いただくように推薦会の方とも協議をして進めてまいりたいと、かように考えております。どうぞこの点について、また皆様方のご協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（伊藤信一君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） ご質問の第二、第三についてお答えさせていただきます。

職員の採用につきましては、ことしもその要綱を発表いたしましたしお願いをいたしておるところでございますけれども、受験資格と年齢問題についてご指摘があったわけですが、そのほかに現在の職員の職階的に見た構成、もちろん先ほどの年齢の問題もあわせて職階的に見た構成、それから給与費の実態と将来の見通しと、今日いろいろの課

題を抱えております。特に先ほど減量経営と、役所では合理化といったような問題がかなりあるわけでございますが、そうした問題を踏まえまして、先ほど米のご指摘の趣旨も十分考慮に入れまして人事問題についての調査研究機関、プロジェクトといったようなものを設置して検討を加えていきたいと、このように思っております。

それから、四日市市立病院跡地の問題でございますけれども、過般の議会におきましてもご指摘をいただいておりますが、その後住宅公団の方といろいろと折衝をさせていただいておりますが、また今日の段階でまともって中間報告をさせていただくまでに至ってなかったもんですから、報告をさせていただいておりませんけれども、住宅公団の方でどういう形で買収をしたいかという結論がまだ出されておりません。私どもの方も再三にわたって督促をいたしておりますわけですが、今日の段階ではですね、かなりもう日時も切迫をいたしておりますので、少なくとも今月の中旬過ぎには何らかの住宅公団との間での結論を出したいと、このように思っております。

それから、市民ホールの問題でございますけれども、これは先ほどのように総合文化会館完成後の関係を考慮するとは当然でございますので、これについてもそれまでと言わず、早い時期にひとつ何らかの処置の方針を出したいと、このように思っておりますので、ご了承賜りたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 失礼しました。塩浜駅西の問題でございますが、これはおっしゃるとおり私もよく承知をいたしております。しかし、整備を進めていくことが必要でございますので、地元の方に十分ご説明を申し上げ、ご議論をいただいたらいかがかと、かように考えてます。

○議長（伊藤信一君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 余り答えが何なく返ってきたものであつけにとられておったんですが、民生委員の改選期を迎える話で、福祉委員も来年度から極力つくって行ってやろうというようなお答えであるし、それから人事についても一遍プロジェクトで考えてやろうということでございますから本当に、まことに結構な答えでございます。これを機会に十分検討していただいてやっていただきたいと思えます。

ただ、市民ホールの件だけはですね、やはりこれは逐一十分早目に何らかの結論を出していただくようにしてください。以上のようなことで終わります。

○議長（伊藤信一君） 本日は、この程度にとどめ、あとの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時四十七分散会

昭和五十五年九月十二日

四日市市議定会定例会会議録（第四号）

四日市市議會

○議事日程 第四号

昭和五十五年九月十二日(金)午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第 七四号 昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………

第三 議案第 七五号 昭和五十四年度四日市市水道事業決算認定について……………

第四 議案第 七六号 昭和五十四年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定に

ついて……………

第五 議案第 七七号 昭和五十五年四日市市一般会計補正予算(第一号)……………

第六 議案第 七八号 昭和五十五年四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)……………

第七 議案第 七九号 昭和五十五年四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)……………

第八 議案第 八〇号 昭和五十五年四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………

第九 議案第 八一号 昭和五十五年四日市市地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)……………

第一〇 議案第 八二号 昭和五十五年四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………

第一一 議案第 八三号 昭和五十五年四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

(第一号)……………

第一二 議案第 八四号 昭和五十五年四日市市水道事業会計第一回補正予算……………

第一三 議案第 八五号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改

正について……………

議案質疑：  
委員会付託



○出席議事説明者

○欠席議員(二名)

市助助  
入  
長役役役

加三坂平  
藤輪倉井  
寛喜哲清  
嗣司男三

中野 山山山山山森水松  
村崎 本本中路路口 野島  
信貞 一 忠 信 安幹良  
夫芳 彦勝 一 剛 生 孝 吉 郎 一

前堀堀古平橋野生永谷田高高佐坂後後小  
川内 市野本呂川田口中木井野口藤藤林  
辰弘新元行増平平正 基 三光正長寛博  
兵 士 衛 一 信 藏 和 藏 已 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。  
 ただいまの出席議員数は、三十七名であります。  
 本日の議事については、お手元に配付しました議事日程第四号によりとり進めますので、よろしくお願ひいたします。

午前十時一分開議

○出席事務局職員

主 事	主 事	議事課長補佐	議事課長	事務局長
金 山	山 口	板 崎	小 坂	佐 々 木
森 伸	森 伸	克 大	崎 大	木 晃
夫 彦	夫 彦	之 丞	之 丞	精 靖

代表監査委員	伊 藤 涼 一
水道事業管理者	村 山 了
技術部長	黒 川 薫

次 教	次 消	病 院 事 務 長	下 水 道 部 長	建 設 部 長	都 市 計 画 部 長	環 境 部 長	産 業 部 長	福 祉 部 長	市 民 部 長	財 政 部 長	総 務 部 長	市 長 公 室 長
長 長	長 長	長 長	長 長	長 長	長 長	長 長	長 長	長 長	長 長	長 長	長 長	長 長
山 鹿 照 男	川 合 一 郎	渡 辺 靖 三	奥 村 仁 人	石 井 三 夫	内 田 忠 泰	水 谷 和 一	河 村 昭 一郎	岩 山 義 弘	毛 利 道 男	伊 藤 治 郎	矢 田 三 郎	阿 南 輝 彦

日程第一 一般質問

○議長（伊藤信一君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 おはようございます。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、第一番目の庁内受託工事についてであります。どうも最近松戸市のすぐやる課的存在であります維持課の動きがその任を十分果たし得ない気がしてなりません。仕事量に対して人員不足なのか、本年実施された人事異動によるものかなど私自身思い当たる節を考えてみたわけです。しかし、人員は二名ふえているのだし、人事異動による不慣れな点を差し引いても、まだ疑問が残ったわけです。私たちが議員にいたしましたし、理事者の皆様にしても、四日市全体を見た場合、抜本的な交通体系の確立を含めた都市づくりに大きな力を注ぎ、維持管理については、道路はもとより施設などへの取り組み姿勢が緩んでいる感じがしてなりません。組織体制に見られるのですが、いかがでしょうか、所感をお尋ねいたします。

いま一つ問題として感じられますのに、受託工事のあり方にあるような気がいたしましたのであります。昨年までは土木課と維持課が半々で受託していた方式を本年より庁外からの受託工事は土木課に、庁内からの工事は維持課にと振り分けられたとお聞きしておるわけですが、庁内工事が教育委員会関係から出る学校整備、プール建設などを見ても、期限があるためにどうしても時期的に集中し、そちらに回らざるを得ないということではないでしょうか。本年新年度より十一名の職員がそれこそ有給夏期休暇を返上してでもやってこなければならぬといった状態であったのでは

ないかと想像できるのであります。その結果が維持課本来の仕事に支障を来したのではないのでしょうか。たとえば耕地課を見た場合、農繁期には農閑期に比べて余裕があると思われるのですが、そうした場合耕地課にも委託をすることで、全庁的に受託工事の受けざらを検討してみたらどんなものでしょうか。しかし、この方法をとれば維持課に起きた問題が他の課で起こり得ることが考えられるわけですから、一課集中といったことにならぬように分散方式を常に考慮していかなければならないと思えますが、いかがでしょうか。十一名でこなすより五十名、百名でこなすという単純な発想を申し上げたわけでありますが、現況、将来についてご答弁のほどよろしくお願いいたします。

次に、分別収集について質問させていただきます。分別回収は、分別排出に戸或いを見せていた市民の方々にもようやく定着の兆しを見せ、広報活動の徹底、地区住民の協力、再生资源協同組合などの努力によりまして、全市の三分の一は完全に実施されるようになりました。また、三分の一は徐々にではありますが、分別回収がなされつつあります。しかし、残り三分の一については、いままでの働きかけが必要だと言われておられます。数字的には昭和五十五年二月現在、分別排出完成地区は、四日市内七万二千五百四十七世帯中二万二千七百九世帯で約三二%、五十四年度中の全資源化量二千四百九十三トン七百三十キロのうち七百三十五トン九百二十キロで約三〇%であります。この時点での分別率は四〇%となっております。そして再生资源組合より分別排出金が七十八万五千二百四十四円、自治会活動の助力となっております。こうした成果として財団法人クリーン・ジャパン・センターは、「リサイクル八〇」という小冊子の中で四日市方式として全国に紹介されたことは、皆さんご承知のとおりであります。しかし、この四日市方式の特徴として記されている、市はほとんど介入せずごみ減量達成という項であります。ごみ減量、資源再利用の第一歩は、家庭で行う分別排出であると思われませんが、このためには行政、業者、家庭の三者一体の協力が必要であります。広報面にはがんばっておられるようですが、行政としてなおいまま以上に積極

的に関与していかなければならないと思うのであります。最近四日市市に視察に来られる他都市の清掃担当者の皆さんも異口同音に四日市市は本当に楽ですとおっしゃっていると聞かされていのであります。五十五年版四日市市清掃事業の概要の中でも「世界的に資源の不足、枯渇の心配されている現在、資源小国のわが国において大量の廃棄物をつくり、その処理にまた大量の資源と多額の費用を投ずることのむだが見直され、省資源リサイクルの時代へと変化しつつあります。廃棄物を適正に処理することはすべての都市にとって不可欠な事業であり、新たな時代の要請に応じ事業の効率化を初め資源の有効利用、再利用等に積極的に取り組むとともに、市民に対してもなお一層の理解と協力を得るよう努め、美しい町づくりを推進していきたいと考えております。」といった文章にむなしさを覚えてなりません。暮らしとごみの小冊子をつくり、小学校四年生の見学者向き啓蒙をし始め、わずかに三十万円のごみステーション材料支給費の予算化と、以前に比べて前向きに進めてこられていることは感じられるわけでありすが、どんどん積極的に進めていただきたいものであります。その中身につきましては、以前の議会で申し上げてありますし、先進都市における方式をもどん欲に取り入れていただきたいと思ひます。

もう一つ、再資源組合が四日市周辺で出る年六千トンの廃家電対策としてシュレッター機を導入されようとしているわけですが、組合の一翼を担った活躍があつてこそ四日市方式が回転されているわけでありすが、市民の皆さんが感じられているように、決してもうかっているわけではないという現況も出ていることですから、この際利子補給なり補助金を考えてみてはどうかと思ひますが、いかがでしょうか。高度化資金の活用ということでは商工課が窓口になっているようですが、産業振興の面からだけ見るのではなく、四日市の再生資源の立場から一考していただきたいと思います。いかがでしょうか。

続いて、第三番目に挙げました社会教育団体の中で、特に婦人会の問題にしばって質問させていただきます。以前に私自身質問をさせていただいたことがありますが、改善の形が見られないのであえてまた質問をさせていただきます。特に運営についてであります。教育委員会では補助金を出されているわけですから、当然社会教育団体として認識されておられると思うのですが、いかがでしょうか。

会員や下部組織の教育活動を効果的にするために専門委員会を設けて、問題の掘り下げや専門的考察を行うべきだと思ひますが、そういった指導はなされているのでしょうか。専門委員会としてたとえば青少年問題、福祉問題、消費生活問題、家庭教育問題などの分科制をひいて専門制をとっていただきたいと思ひれるわけでありすが、役員が高齢化、固定化し、会員意識が低く、活動に参加しない会員も少なくないと思ひますが、いかがでしょうか。

婦人連絡協議会でありながら、連合会として活動していると思ひますが、いかがでしょうか。地域組織として、地域住民の生活福祉の増進のために地域連帯意識を深めるように、地域活動を重視していくように指導されてはいかかと思ひます。そしてその最たる代表的な形として、婦人会長さんが四十五も四十六も四日市市の審議会に出てきているという現状についての教育委員会の考え方をお尋ねしておきたいと思ひます。続いて、当面する課題、諏訪公園駐車場についてお尋ねをいたしたいと思ひます。私自身もあの地域に生まれまして、長年諏訪公園で遊び、諏訪公園で育てられたと考へておるわけですが、市もたくさんのお金を投資して多くの市民の財産を形成してきたわけでありすが、しかし、ここところに来て、あそこに半地下式の駐車場をつくらうとしているわけでありすが、市民からの要望として切なる要望は十分に理解できるわけでありすが、それができた後の広域避難地として活用されている諏訪公園が防災の見地から、消防長はどう思われるかお尋ねしておきたいと思ひます。

それから、続いて起こり得る百五十一台の駐車台数に対して、路地裏に車がひしめくわけでありますから、当然ほかの駐車場も含めて約二百五十台ぐらいが動くと思われれます。そういった点において、その駐車場ができた後の対策についてどういふふうに都市計画は考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

それから、皆さんよくご承知のとおり、諏訪公園の周りはたくさん飲み屋さんがあるわけですが、あそこに駐車場をつくることによって、四日市市は酩酊運転を推薦しているんじゃないかと思われる感がしてならないわけですが、その点についてどう思われているかをお尋ねしたいと思います。

それから、二メートル六十のへいができて、その上に公園ができるということになりますと、きのうの風が吹いた状態を見ていただくとおわかりのとおり、かなり遠いところまで砂が飛ぶんじゃないかという気がします。そういった美観の点とおかつそれに伴う二次災害について、市はどう考えているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、私自身も見せていただきましたが、高らかにうたい上げた都市緑化、緑のマスタープランとどのようにかみ合わせて駐車場を考えているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、この駐車場問題について庁内を逐次歩き、いろいろな課に当たってみますと、どうもこの課では知っているが、この課では全然知らないといったようなことがあるわけですが、四日市市二十五万市民の大きな財産を活用してこのような駐車場をつくるということになった場合に、もう少し庁内の打ち合わせを完全にしたらどうかという気がいたしますが、その打ち合わせの状況についてお尋ねしておきたいと思えます。

それから、当然いまの二メートル六十のへいができて醜い状態になるわけですが、せっかく地元の方々もつくりたいという意思で臨まれておられるわけですから、もう少しお金をかけてでも遠いところから進入して駐車場の中に入れるようにするか、またリフト方式を使って完全地下式にして緑を残す方法の駐車場方法がとれないものか、そういった

点についてもお尋ねしておきたいと思えます。

いずれにいたしましても、コンビナートが来まして海がなくなりました。そしてまた生産性のために駐車場ができて緑がなくなり、いろんな美観を損なう状態ができればよろしいと思っておりますが、そういった点において市長は陣頭指揮をとって都市計画部長をけし立てているようにございますが、その辺の意志の強固さに私も感服をしておりますので、またこういう市民の皆さん方がりっぱな組合をつくられてそういう施行をしたいということに対して、それほどまでに熱意を持たれていることとございますから、そのことだけを一応確認いたしましたので、私も今後いろんな要望をしていきたいと思えます。

それから、工業高校跡地につきましては、きのう宇治田議員がおっしゃいましたように、市立病院、市民ホールと同じようになくなってからこうしようということいろいろ考えていたんでは遅いと思えますので、その点を早く県とも協議していただいで進めたいということですが、どのように進めているかをお尋ねしておきたいと思えます。

近鉄四日市駅前の交通問題についてであります。土山線が完成をしたりいたしますと、ますます近鉄の駅前に車が入ってくるということとございますが、今度また山路議員の地区の方からいつも出ておられるように、あそこ歩道が閉められて大変だということと、またあけられるということとございますが、その辺についてのどうなっているかをお尋ねしておきたいと思えますのと、近鉄駅前の西から来て左に曲がって都ホテルに行く方向、それから東から来て右折をして都ホテル向いて行く、近鉄百貨店向いて行くのに非常にネックになっていることとございますので、あえてこの諏訪公園駐車場をつくるということも含めて、この辺の交通体系についてももう少し早くそういうマスタープランをつくっていただきたいと思うこととございますが、その辺の考え方をお尋ねしておきたいと思えます。

続きまして、スポーツ行政についてお尋ねいたしますが、このたび体育指導員が、スポーツ課の中で準公務員として働いている体育指導員が全的にスポーツ意識調査を行おうとしているわけですが、スポーツはコミュニケーションづくりにとって表裏一体と思われる非常にいいことだと思うわけですが、そのスポーツ調査を行う際に際して時期的にも途中でございましたし、なかなかむずかかったのでしょうか、全然予算がないということでございます。ですから、ほかの全庁的な物事を考えてみましても、こういう市民部における住民意識調査というのは逐次行われているわけですが、こういった各方面の意識調査についてもう少し全庁的に予算をつけていただいたらどうかと思いますが、どうでしょうか。

続きまして、大谷台小学区についての問題を提示したいと思いますが、大谷台小学区につきましては、常々私どもも問題にしてきてコミュニケーションづくりには大きなネックになっているという意見を申し上げているわけですが、大谷台小学区で現在あそこは、ご承知のとおり大矢知地区と三重地区、海蔵地区がまたがっております、大矢知地区における体育指導員は二名、それから海蔵地区は二名、それから三重地区は小学区区にあわせて入っているわけですが、大谷台小学校区の体育指導員は三重地区に入っているということで、人数が、大矢知地区と海蔵地区のいわゆる垂坂町とか海蔵地区の西の方については体育指導員がなくなっているという感じがしてならないわけですが、現在体育指導員をつくるのに小学校区二名という形でとられておるので、ぜひとも二名という形だけではなく、そういった地域における体育指導員、大谷台小学校区をたとえば三名つくって、一名は三重地区に、一名は大矢知地区、それから海蔵地区にといったふうにつくっていただければ幸いだと思いますが、どうでしょうか。

それから、スポーツのチーム選出につきましても、その地区におきましては現在体育指導員が催されたり、教育委員会がやる場合は小学校区でチームを選出していらっしゃるという形になっているわけですが、大谷台小学校区の場合はなかなか選出にくいということもございますので、いまのような申し上げた点を考慮していただきたいと思えますし、なおかつたとえば水沢、河原田、川島のように小学校区と地域界が一緒の場合はそれだと思えますが、富田小学校区とか富洲原のように生徒数が非常に多い場合には、たとえば最低限三百名の小学校を基準として、それ以上多い千名の小学校であれば三倍の何かの施策を打っていくと、また人員補強していくというようなことをしないとよき細かいスポーツ普及ができないんじゃないかという気がしますので、ご考慮いただきたいと思えます。

それから、地域スポーツの振興費というのが毎年各地域に三万円出されているわけですが、私どもの四郷地域におきましては笹川、高花、四郷と三つの地域スポーツ振興団体がございまして、三年おきにどうも助成をいただいているようであります。しかし、いま申しましたように小学校区単位でコミュニケーションづくり、スポーツチームづくりをなされる方針を打ち出しているわけでありまして、地域で分けるのじゃなくて小学校区で補助金を出していく、振興費を出していくという考え方に立っていただきたいと思えます。このスポーツ行政につきましては、財政がかなり伴っておりますので、長谷川教育次長に特別ご指名をさせていただきます、ご答弁をいただきたいと思えます。

以上で第一回の質問を終わります。

○議長（伊藤信一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 第一点、庁内受託工事についてと四番目の第三点、近鉄四日市駅前交通問題についてお答えさせていただきます。

ただいま川口議員からご質問ありましたとおり、庁内の土木関係受託工事につきましては、従来土木課及び維持課で分担しております。しかし、建設部におきます事務事業の効率的な運用を図ることから、建設部内の関係の課、すなわち建設管理課、維持課、土木課におきましていろいろ協議検討をいたしました結果、人員の適正な配置も含めまして今年度より他の行政機関及び河川関係につきましては土木課、河川以外の庁内の土木関係受託工事は維持課の担当として事業の効率的な運用に努めておるわけでございます。しかしながら、最近行政の多様化に伴いまして、各行政部門におきましても土木関係事業が増加の傾向にありますが、特に維持課におきましては、市民の皆さんに非常に関心の高い道路の維持補修、舗装事業等を担当しておりますので、これらの事業の住民サービスの低下を来さないよう今後も十分配慮してまいりたいと考えております。また、組織体制についてどうかというお話、ご質問がございましたが、この点につきましては課内の組織体制、特に事務事業執行に当たりましては、効率的な運用を期するために常に体制等については見直す必要もあろうかと存じますが、今後ともこの点につきましては、たとえば事業の発注方法とかいろんな面があると思いますので、この関係各課と十分協議しながらより住民サービスが向上するよう努力いたしたいと存じますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

次に、近鉄四日市駅前の交通問題でございますが、第一点はこの三年ほど問題になっておりました横断歩道の再開の問題でございますが、この点につきましては、去る八月二十五日に市、県警察本部、南署等と協議を持ちまして、再開につきましては強く市側からお願いたしましたわけでございますが、県警におきましても四日市市内におきます交通規制を始めてから数年を経過し、問題点も二、三あると、その中の一つとして本件についても基本的には再開するという方向で、今後警察、市の間で技術的な面、予算の問題等について協議を進めたいという回答がありました。しかしながら、以上の問題解決にはいましばらくの日時を要すと存じますので、直ちに再開されるというわけにはまいり

ませんので、事情ご賢察の上ご理解賜りたいと存じます。その中で、いま東進車の左折の問題、西進車の右折の問題これらの問題も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 環境部長。

〔環境部長（水谷和一君）登壇〕

○環境部長（水谷和一君） 第二点の分別収集についてでございますが、ごみの減量と有効利用を図るため昭和五十三年十月から全市的に実施してきておりますごみの分別収集につきましては、市民の皆さんのご協力によりまして順調に軌道に乗っておりますが、まだ地域によりましてはごみの三分区、すなわち一般ごみ、粗大不燃ごみ、再生可能物の三種類への分別が徹底しておらず、あるいは一部不心得な者による収集期日前のごみ出し、不法投棄などにより、自治会役員の方々あるいは付近住民の皆さんにご迷惑をかけていることも事実でございます。市といたしまして、四日市広報への記事掲載、P R印刷物の各戸配布、日程表の回覧、映画の上映を含む分別説明会の開催等その周知徹底に努めておりますが、今後はさらに清掃業務の充実を推進するべく再生可能物回収後の集積場のパトロール強化、市民への分別P Rのなお一層の徹底、市民の美化意識の高揚等に努めてまいりたいと考えております。そこで、分別収集に重要な役割を果たしてらってあります四日市再生資源協同組合に対する助成措置でございますが、同組合の破産導入に要する資金借り入れに対しましてはいろいろと協力をさしていただいておりますし、施設設備の改善に対する調査研究、収集に対する協力等、側面からの援助を推し進めていくところでございますが、今後なお一層同組合と緊密に連携をとりながら対応策を検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いたします。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） 私の方から、婦人会についてのお尋ねについてお答えを申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、婦人会はいわゆる社会教育関係団体でございます。社会教育関係団体と申しますのは、自主的に組織され、運営されております民間団体でございます。したがって、これに対するいわゆる指導ないし助言という問題でございますが、社会教育関係団体といえますのは、社会教育法には公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものであると定義をされておるわけでございます。また、同法にその団体の求めに応じて専門的技術的指導または助言を教育委員会がすることができると、こういうことになっております。婦人会が従来いわゆる社会活動を多様に推進されて、四日市のいわゆる地域社会の発展に努めてこられたわけでございますが、教育委員会といたしましては、その婦人会の健全な、健全な助長を心から願っておるわけでございますので、いまご指摘いただきました点、これはいわゆる会員の総意を反映いたしました民主的な運営がなされることが望ましい、またそのことによつていわゆる地域づくりと密接に、有効に連結しなければならぬと、こういう趣旨のように思うわけでございますが、こういう点に関しては、今後とも婦人会の自主性を尊重しながら私の方といたしましては十分に協議を重ねて、指導あるいは助言を積極的に行つてまいりたいと、そういうふうにご承知のとおりでございます。

さて、最後にご質問のございました婦人会長さんが市のいろいろな審議会の委員をたくさんされておるではないかというご質問のございましたが、私が聞いております範囲では十幾つかのようでございます。また、教育委員会関係としましては、婦人会の性格からいたしまして、婦人会の代表ということで六つほど審議会の委員をお願いしていただくわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 教育次長。

〔教育次長（長谷川照男君）登壇〕

○教育次長（長谷川照男君） スポーツ行政につきまして四点ほどご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず初めに、スポーツにつきましての意識調査の問題でございます。コミュニティスポーツを振興する上におきまして市民の意識を調査しまして、その施行する方法を把握して、今後これを参考にしていきたいと、細かい施策を立てることは重要なことでございます。したがって、ご提言の意識調査は、体育指導員連絡協議会のご協力を得まして、本年度できれば教育委員会において実施したいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

次に、体育指導員の推薦人員の問題でございます。ご承知のように、現在一小学校区につきまして二名の指導員をご推薦いただいておりますが、これはご承知のように一昨年、地域問題調査会の答申に基づきまして、地域活動の範疇を小学校区域にすることが望ましいと、こういう答申を受けて昨年からは実施しておるわけでございます。しかし、これを全市的に見ました場合に、各地域の実態からいたしましてかなりの格差が見受けられるのも事実でございます。複数小学校を抱えた行政区とそうでない区域あるいは、たとえば富洲原地区のように一行政区一小学校区域の地区におきましても、コミュニティ活動のすべての面にわたって三地区に分かれておると、こういうところもございまして、また逆に共同、同和地区のように、行政区を異にしながら小学校の通学区域は同じであると、こういう地区もあるわけでございます。今後これらを見直していくと同時に、ご指摘の大谷台小学校の校区につきましても、この地域の特殊性は十分理解できますので、将来これができるだけ増員しまして、運営上支障を来さないように配慮をいたしていきたいと、このように考えております。

それから、各種のスポーツ大会への参加チームの問題でございます。これにつきまして、今後指導委員の連絡協議会とご相談させていただきまして、大会運営上の問題がございますので、今後の検討課題といたしたいと、このように考えております。

それから、最後に地域スポーツの振興費のご要望ございました。現在、行政区域を単位といたしまして配分しております振興費につきましても、ご要望の趣旨十分踏まえまして今後検討いたしたい、このように考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（伊藤信一君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） 諏訪公園駐車場と工業高校跡地の問題についてお答え申し上げます。

まず、諏訪公園の駐車場でございますけれども、本駐車場の設置につきましては、すでに連合自治会から陳情が議会に提出されておりましたので、議会の方で慎重にご審議をいただいた上で昨年三月に採択をされておる問題でございます。われわれといたしましては、この駐車場につきましては周辺道路の違法駐車を排除いたしまして交通事故の防止をしたいということとあわせまして、市の商業業務地の地域の発展を図るために設置は必要だというふうに考えておるわけでございます。しかしながら、公園の面積、現在は三十台ほど公園を占用しておるわけでございますけれども、この分を拡張いたしましたして、また機能も低下しないように考えていきたいというふうに考えておるわけでございます。

そこで幾つかの質問がございましたが、まず一点は防見地から避難地としてどういうふうに考えているんだということでしたが、周辺からの公園の連絡のためにはスロープ、階段等で十分避難経路を確保していきたくて、高さも低く、緑のマスタープラン等から見てもどうにか合わせさせていただきたいというふうに考えております。公園の面積は確保していきたいというふうに思っております。むしろ現状では一部路面駐車のために面積が割愛されておるわけでございますけれども、半地下式にすることによって公園の面積は確保できるというふうに判断しております。しかしながら、都市部における公共施設、道路あるいは公園等につきましては、多面的に活用されるべきものでございまして、たとえば電柱は路面に占用しておりますし、水道、ガス等は路面あるいは地下を活用して都市の生活基盤を確保しておるわけでございまして、そういう意味から申し上げても、都市計画、駐車場が公園の機能を損なわない程度にあるいは範囲内において占用は認めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、周辺道路問題でございますが、これ私の方で先般、周辺の道路の交通状況を調査したわけでございまして、その状況は、北側道路あるいは西側道路につきまして、一時間当たり五十台ないし六十台という程度でございまして、本駐車場の整備によって増加する交通量は一時間に三十台程度というふうに判断されまして、特に支障はないものと考えております。また、かねてから問題になっております北側の屋台につきましても、この際移転あるいは撤去をするように話し合っていきたいというふうに考えておりました。こういう意味からも道路状況はよくなるんじゃないかというふうに考えております。

なお、交通安全等につきましても、今後十分公安委員会とも協議を進めてまいりたいというふうに思っております。それから、庁内の打ち合わせにつきまして質問がございましたが、この点につきましては、私どもの方で今後

十分連絡調整をしていきたいというふうに思っております。

それから、完全に地下式の問題あるいは進入路を延長する問題については、いまのところ半地下式の駐車場で検討していきたいというふうに考えております。

それから、組合をつくって実施するに對して市長が大変協力しているんじゃないかということでしたが、これは本来地域の連合自治会からの要望を受けまして実施をするということになりましたが、施行主体が民営であるということから、資金を賄うために組合をつくらしまして高度化資金を借りてやるということでございますので、その点はご了解を願いたいと思います。

それから、飲み屋のためのものか云々というふうなお話もありましたが、これはあえてご答弁することは差し控えたいと思いますけれども、むしろ反対の考え方もできるわけでございまして、飲酒運転が駐車場によって避けられるんじゃないかという考え方もありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

次に、工業高校の跡地に對して、今後どのように進めていくのかというようなご質問でございましたが、工業高校の移転につきまして、市間に協定が結ばれておりまして、その中で跡地利用につきましては、県は市の意見を尊重して処分することになっております。当跡地は、本市の西の玄関に当たるところでございまして、本市にとりましては、残されました最も重要な地域というふうに認識しておりますが、そういう意味で各界の関心も高く、中でも商業界の関心は非常に深いところでございまして、その活用につきましては十分検討した上で結論を出さねばならないというふうに考えております。そこで県・市それぞれ跡地利用に対する部内の連絡会を持っておりまして、今後とも分県と市の方で連携をとっていきたいというふうに考えておるわけでございますが、また私どもの方で広く市民の意見を聞くための懇話会を発足させるよう現在準備を行っておる次第でございます。

それとともに、さらに地域にふさわしい土地利用の計画をまとめますために、専門的に検討する必要があるというふうに判断をしておりますので、議会の皆様方あるいは地元商業界の方、それと経済、都市計画の専門家の入った協議会的なものをつくりまして慎重に検討をいたしまして、五十六年中には結論を出したいというふうに考えておるわけでございます。以上で終わります。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ごみの分別収集につきまして、再資源利用組合に高度化資金の利子補給をする気はないかというところでございましたが、これは制度上の助成を今後考えてまいりたいと、かように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 助役から諏訪公園駐車場の問題について、傍聴されておる皆さんから笑いが出るような答弁しか出ない。そこまで押し切ってまで駐車場をつくっていかなきゃならないか、二十五万市民の財産をなくしてまでやらなきゃならないかという大きな問題になってくるんじゃないかという気がします。連合自治会が何か陳情書を出して採択をしたからということでございますが、非常に市民に對して満足していただくものをつくるということではないと思えますけれども、もう少し考慮していただきたい点がたくさんあると思えますし、先ほど質問の中で申し上げましたように、コンピナートをつくって白い砂がなくなり、ヨットがなくなっちゃったんですよ、ヨットを忘れないでください。それでですね。このいま助役がおっしゃっているいろいろな条件をすべて完備してやられるということなんです

が、十年前に約束したこともできないヨット、それからきょうの新聞じゃありませんが、楠町に対しても約束して破っちゃったというような問題も出ているわけですから、その辺の四日市市における約束というものが現在四日市市民がどのぐらい信じられるかということについてかなり不満を持っていることは確かでございますので、よく念頭においてお進めをいただきたいと思えますし、ただあの辺の地域の皆さん方が駐車場が欲しいということは当然でございますし、その点について四日市の交通体系全体の中からそういうものを生み出してくるならまだしも、あそこに公園があるから下に穴掘ろうというようなモグラ考えだけでですね、果たして四日市の全体の交通問題が解消できるんかどうかいのうに疑問を持ちますし、一時間に三十台ぐらいしかふえない、それで売り上げがどんだけ伸びてくるかというこのデータについてもどれぐらい持ち合わせているかに少々疑問を感じるわけでございます。ですから、当然業界の方には悪い言い方でございますが、夜のみ繁栄していく駐車場じゃないかと、それに対する答弁がああいう答弁であったわけでございますので、よく検討していただきたいと思えます。

それから、来年建設省でスタートいたします第三次交通安全施設整備計画の目玉事業が何であるか、坂倉助役はよくご承知のとおり、裏通り路地裏作戦をやるうとしております。路地裏をコミュニティ道路として歩く、遊ぶ、憩う場として活用しようじゃないかと、生活道路は本来居住空間としての役割が大きいので、それが自動車に侵食されて危ない、汚ないところになってしまっているのを直そうじゃないか、それからデーター上においても幹線よりも裏通りの事故が非常に目立っているということもございまして、建設省の進める交通安全施設整備計画とかなり真面向から違ったような考えのもとに発想されているわけでございまして、建設省ともよく打ち合わせして、また駐車場をつくりたいという皆さん方の要望を踏まえて十分に周り反対住民の協力を得られるようにやっていたいただきたい、進めていただきたい。そうしなければますます行政不信というものが起こりかねないという気がいたします。

それから、シュレッダー導入について、市長はその運営上というんですか、制度上でやりたいということをもう少し詳しくお聞きしたいんですが、私ら勉強不足ですので、よろしくお願いいたします。

それから、婦人会についてでございますが、教育長はかなり自信を持っておられるようですが、数においても全然自信のない数ですよ、あれは、婦人会長のやっている役の数ばかりちゃちゃですよ。それじゃここにお座りの部長の皆さん方に各部で幾つずつ審議会に入っているかお尋ねして、集計を市長に計算してもらったら絶対狂いますよ。そのような認識だけでですね、婦人会の会長にいろんな役についてもらって、きょう座ったけど、きょうは何の会議だというような婦人会長にそんな四日市市の重要な問題をやらしてもらって、ですから、教育長のおっしゃっている指導をして単位の地域の婦人会が活動していくならいいんですよ。連絡協議会と連合体と地域婦人会というものをごっちゃにして婦人会というものを活動さしてしまっているのでは無理ですよ。それから、余りにも行政が婦人会という大きな連絡協議会を選挙を含めているんな面で使い過ぎるといふ問題が多くあるわけです。だから、教育長は敬老会婦人部の仲間しか持たないからわからないというふうな気がしてならないわけです。だから、もう少し婦人会が社会教育団体であるというふうに確信するんなら、社会教育課がもう少し指導して組織づくりからいるんなものまでやっていかなきゃ、何十年たっても同じ顔ぶれで婦人会の名前が出ているわけです。それで入っている人、笹川団地、桜台、高花、それ全部入ってないですよ。四日市の婦人会じゃないんです、あんなもの。もう少しその辺について検討していただきたいと思えます。

それから、交通体系の駅前の問題でございますが、前向きなご検討でありがたいと思えますが、今の出てまいりました、先ほども質問の中で申しましたように、公園に駐車場ができるわけですから、そういった駐車場との兼ね合いも含めてやっていただきたいと思えますし、庁内打ち合わせが少ないので、本当にそれだけはもう少し協議していた

だきたいと思ひますし、四日市の市役所の中にも交通安全対策室というのがあるわけですから、その辺も行政上においていろいろ問い合わせをしていただいたり、横断的行政に取り組んでいただきたいと思ひます。要望だけでよろしいです。

○議長（伊藤信一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 四日市諏訪公園内の駐車場の建設の問題につきましては、付近に幾つかの問題点がございしますが、まずごく近隣の地域の方々のコンセンサスができるだけ得るということがまず必要ではないかと、そのための交通の体系、流れあるいは公園そのものが今日持っております機能を退化させることは避けるべきであるし、さらにこれを一步向上させるような方向で考えなければならぬことは言うまでもないと思ひます。したがって、この駐車場を立体的に半地下でつくるということに当たりましては、すでに建設省の方と十分調整をしながら、むしろ建設省の専門官の意見を多く取り入れた形で進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。いずれにいたしましても、ただいま申しましたように、地域の住民の方々の大変熱心なご要請でもございますし、これを受けて議会で請願が採択をされたといういきさつを踏まえて私は考えてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

その他婦人会の問題あるいは近鉄四日市駅東の交通体系の流れの問題等々厳しいご批判があったわけでございますので、十分これを受けとめて今後に対処をしまいたいということをお約束申し上げます。お答えいたします。

○議長（伊藤信一君） 暫時、休憩いたします。

十時五十七分休憩

午前十一時十六分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川村幸善君。

〔川村幸善君登壇〕

○川村幸善君 通告に従ひ、質問をいたします。

公共施設の維持管理のうち交通安全に対する各種標識及びカーブミラーについてであります。関係各位のご努力により現在必要個所に数多くの標識が立てられ、私たちの交通事故防止に格段のご配慮をされておりますが、この標識なりカーブミラーが、心なきドライバーなりその他によって曲げられ、折られ、またカーブミラーなどは鏡が横を向いて全く用をしないのを各所で見受けまます。付近住民の無関心も残念とは思ひますが、これら公共施設に対するパトロールなどを行い、適正に管理すべきであります。その点どのような維持管理をなされるのかをお尋ねいたします。また、維持管理の受け持ち所管が分散されていいて管理がしにくいようにお聞きしますが、その点もあわせてお答えをお願いいたします。次に、二点目の市道なり県道の路肩の除草についてであります。路肩除草については随時実施されているとは認めますが、特に交差点付近の雑草により車の運行上左右の確認が非常に困難なところが多くあります。また、交差点付近の民有地が雑草の伸びたまま放置されているところも多く見受けられます。これらの処置についてどのような対策を持っておられるのか、また実施されようとしているのかをお尋ねいたします。

二に、同和問題についてお尋ねいたします。同和对策事業特別措置法が一昨年三年間の延長がなされましたが、余すところ一年余りとなりました。その間福祉施設、同和教育の推進、またことしより赤堀地区小集落改良事業が行わ

れるなど生活環境改善に一定の前進が見られますことに敬意を表します。しかし、依然として同和地区を取り巻く環境は厳しく、差別解消はほど遠い感があります。とりわけ同和教育と就労問題は、同和問題解決のために欠くことのできない重要な課題であることは言うまでもありません。

まず、社会同和教育の推進についてお伺いいたします。社会同和教育の推進についてどう進められるか、その具体策を示されたい。さらに、この社会同和教育推進の原動力とも言うべき、同和教育専任の社会教育主事の配置について、同和教育室はもちろんのこと、各館、支所に配置される意思があるかどうか、お伺いいたします。

また、同和問題への理解を高めるために学校教育の果たす役割への期待は、まことに大きいものがあります。にもかかわらず、最近高等学校などで差別事象が目立つと聞き及んでいます。学校における同和教育のことへの対応はどうなっているのか、今後の方針も含めてお伺いいたします。

二点目は、差別事象が公的、私的を問わず、最近市内に数件発生しておりますが、これらの原因の究明はもちろんのこと、事件解消には行政側の精力的な取組みが望まれるところであります。その具体策についてお伺いいたします。

三点目は、就労対策であります。同和地区住民の生活実態は差別と貧困から決して安定していると言えません。今日の厳しい雇用条件が、同和地区住民の就労を一層困難にしているとはいえ、雇用安定は当然生活安定向上につながることは明らかであります。しかし、市の行政が真に働く意欲を持っている住民のために機能を発揮しているかと言えば、全くと言ってよいほど不足しているではありませんか。したがって、地区住民の雇用対策について今後どう対処されるのか、お伺いいたします。

四点目として、特別措置法の期日があと一年半という状況の中で、同和地区住民のこの法にかける期待はまことに切実なものがあります。ここでひとつ、同和对策事業はどこまで進んだのか、これからどれだけの事業が残されている

のか、考えておられるのかをはっきりとさせていただきたい。また、残された事業をこの一年半の間にどう計画推進されるのかをどうめどをつけようとされているのか、その推進のための責任体制はどうなっているのかを示していただきたいと思えます。

このことにかかわり二つ目として、この事業推進のかなめとなる部課長クラスの人々の事業の必要性、事業の計画構想についての理解が行き届いているのかということについて、遺憾ながら日ごろ心もとなく思っている次第であります。たとえば先進地を視察し、事業の姿を具体的に把握していただくことが近道であるかとも思えます。このことにかかわる理解の徹底のための具体的方法についてお考えを伺いたいと思えます。

次に、三つ目として、この事業の推進については、地元住民のこの取組みへの意欲、立ち上がりが重大なかぎとなることは言うまでもありません。この意味で、地元住民がその願いを育て、組織していくための運動などの今後一層の理解をお願いするとともに、市の持っている同和地区改善を目指す町づくりの計画を地元住民が理解しやすい、しかも、夢のある形で示されることを強く希望する次第であります。このことへの具体的な手だてを示されたいと存じます。現状を見ますに、いかにも安上がりな長屋住まいをあてがい、事足りたとしていた趣がないではありません。住宅建設資金の貸付制度が実効を上げ得ない現状があります。宅地分譲などの施策を含めて、総合的な町づくりの計画をわかりやすく住民に示されるよう希望するものであります。たとえば、赤堀の小集落改善事業、寺方の裏山開発を含め、町づくりの計画、保々、日永栄地区の将来像などをどう住民に示すつもりかを伺いたい所存であります。

最後に、西老人センターの利用についてであります。このセンターはお湯がよいのか、福祉部長を初め関係職員

れておりますことはご承知のとおりであります。このことに関して幾つか改善の必要があると思っておりますので、伺います。

まず第一点として、このセンターへ行く便についてであります。現在二十八名定員のマイクロバスにて近鉄四日市から山城駅からの各一回定期便を出しているという状態ではありますが、乗車できないお年寄りが出ています。また、近鉄四日市駅から、あるいは山城駅からということでは、不便な地域の老人はこの福祉センターへの往復について近所の人の善意に頼っているという現状があります。近鉄四日市駅からマイクロバス運行ということではなく、各地区市民センターを巡回送迎するといった方法を整備していただくことはできないか、バスの台数が足りないならば新規に購入するとかして、お年寄りの要望にこたえてはどうかと思えます。

次に、第二点として、このセンターの収容定員が八十名のところ、二百名からの老人がお越しになり、窮屈な思いをしていただいています。中には温泉入浴をあきらめて帰られる方も出ています。この改善の方法についてお尋ねいたします。

以上で私の第一回の質問を終わります。

○議長（伊藤信一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 公共施設の維持管理についてのうち交通安全施設についてお答えいたします。

ただいまご質問の中でご指摘ございました各種標識、あるいはカーブミラー等破損が多いというご指摘ございましたが、その点につきましてはまことに申しわけないと存じます。市内には、現在カーブミラー九百七十二本、防護さく約三十四キロ、道路照明灯約五百基と設置されておるわけでございますが、これらの施設につきまして、通行車両

等による破損等も多く見られるわけでございますが、それらにつきましてはその都度原因者と話し合いをし、原因者において復旧をするもの、市において復旧をするものと、こう区分けいたしました復旧に努めておりますが、ご指摘のように、まだまだそういう破損個所が見受けられるということでございますので、今後ともパトロールを十分強化いたしまして維持管理に努める所存でございますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

なお、管理に当たっているいろいろ分かれておってやりにくいんじゃないかという面でございますが、この維持管理につきましましては、維持課が主体で行っておりますので、今後ともパトロール強化の中で努めて一層努めたいと存じます。

次に、道路の路肩の除草についてでございます。ご指摘のような路肩の除草問題、地区懇談会の場でもいろいろお聞きいたしております。市といたしましては、市道延長約千六百二十キロあるわけでございますが、これらすべてがそういう問題があるところではございませんが、特にただいまご質問の中でご指摘ございました交差点とか、交通安全上必要な個所につきましては市で対処してまいりたいと存じますが、そのほかのところにつきましては、まことに恐れ入りますが、市民の皆様のご協力もあわせてお願いいたしたいと存ずる次第でございます。

また、県道の問題もご質問の中にございましたので、県土木事務所の方へもこの点のことをよく申し入れたいと存じますので、ご了解賜りたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤信一君） 教育長。

〔教育長（山鹿静夫君）登壇〕

○教育長（山鹿静夫君） お答えいたします。

国民的課題でございます同和問題の解決のためには、同和教育が肝要であることは言うまでもないことと存じますので、一層同和教育の充実推進に努めたいと考えております。

さて、まず社会同和教育の推進について具体的にどうかというご質問でございます。まず第一、啓発活動を推進したい、そう考えておるわけでございます。そのうちのひとつといたしまして、市民に対する各種の啓発活動の充実でございます。本年で三年目を迎えておりますが、全戸に配布いたします市民のための同和教育の小冊子の配布につきましては、今後もこれを続けていきたいと、そう考えております。また、市の広報への掲載も続けてまいりたいと思っております。それから、社会教育関係団体に同和教育研修会の開催を強く要請してまいりたいと思っております。昨年度の実績といたしましては、PTAを中心といたしまして約年間六十回開催をいたしております。また、企業におきます同和教育につきましては、年々増加をいたしておりますが、いまだ不十分でございますので、職業安定所と連携をとりまして、今後重点事項として取り上げまして、雇用についてもご理解をいただきたいと、こういうことも含めまして努めてまいりたいと考えております。さらに、地区市民センターにおきます講座等に同和教育を組み入れる、また、同推協につきまして、近隣地区への組織化について働きかけてまいりたいと、そう考えておるわけでございます。

それから、対象地区住民の学習活動の充実につきましては、現在も行っておりますが、今後も続けてまいるとともに、何といたしても、指導者の資質の向上が重要でございますので、社会教育関係職員及び同和教育関係職員の研修を充実いたしますとともに、社会教育関係団体の指導者に対する研修も深めてまいりたいと考えております。それで、これに関連いたしまして、同和教育室などに、いわゆる社教主事の有資格者を配置する問題でございますが、現在同和教育室には、室長を含めまして、いわゆる指導に当たる者としてしましては三名配置をいたしておりますが、いずれも学校の先生の経験の方でございます。この方が学校同和教育及び社会同和教育に当たっておるわけでございますが、また市民会館、教育集会所に四名の同和指導主事、それら同和教育の指導員三名を配置しておりますが、同和教育主

事は、これはやはり学校経験者でございますので、ご指摘の、いわゆる社会教育主事の有資格者をもって充てるという事は、ご趣旨よくわかりますので、今後人材の養成も含めましてそういう方向で努力をいたしたいと考えております。なお、同和地区を有します地区市民センターには、社教主事の有資格者を配置いたしております。

次に、学校同和教育についてでございますが、これにつきましては、まず第一に次のような具体的な方針で実施をしましてまいりたいと考えております。すべての学校で部落差別解消を指向した人権教育の実践を図る、さらに学校内の指導体制を整備し、教職員研修を充実する。続いて、対象地区を持つ学校の子供の進路保障を確立する、以上三点を特に重点として推進してまいりたいと考えておるわけでございます。ただ、このためには何といたしても、教職員特には資質の充実が重要でございますので、また先ほど例にも出されました、ある高等学校での差別事象のことからも反省いたしました。本年度は新しく学校同和教育の手引きというものを作成いたしました。これをテキストといたしまして、先生方でございますので、夏休みを中心といたしまして中学校別に集まっていただきまして研修会を実施いたしました。今後こういった方向で特に先生方のこういった面での研修に努力をしましてまいりたいと、そう考えております。

それから第三番目でございますが、残念ながら差別事象が依然として後を絶たないのは、私といたしましてはなほだ残念でございます。一層同和教育を推進する必要があると痛感しておるわけでございますが、この差別事象の起こりました場合には、これは速やかにその原因、実態を把握いたしますとともに、何といたしても、単に表面にあらわれた一つのことだけに視点を向けるんでなくて、ひっきょう、これは心の問題でございますので、そういった意味合いにおきまして同和教育の推進に一層努力をいたしてまいりたいと、教育的に処置をしていきたいと、そういうふうにご考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君） 登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 同和問題につきましてもまず第一点の雇用対策についてご説明させていただきたいと思  
います。

同和地区住民の方々に対します雇用の促進と職業の安定を図ることにつきましては、同和問題を解決する上でき  
めて重要な課題と考えておるわけでございます。現在、同和対策事業といたしまして、その雇用対策としては公共職  
業安定所、そこに同和担当就職促進指導員と、地区のパイプ役といたしまして職業相談員二人が配置されまして、職  
業相談、企業指導等を実施しておるわけでございます。市といたしましては、雇用問題の重要性にかんがみまして、  
今回その実態調査を実施いたしました結果、不安定な雇用関係が五割余りを占めている現状であります。今後より  
一層関係機関と連絡協調いたしましたして、雇用の促進と安定に努力いたしたいと考えておるわけでございますが、さら  
に、現在婦人の方々を中心とする雇用確保の一環としまして寺方地区に大型共同作業所の建設準備を進めております  
が、他の地区におきましても実態に即して対応してまいりたいと思っております。

また、現在職業安定のために福祉施策といたしまして就職支度金の支給、あるいは自動車運転免許取得の助成、職  
業訓練事業としての養成訓練受講手当の支給等を行っておるわけでございますが、新規施策といたしまして、職業安  
定所と連携を図りながら、職業安定促進講習会事業を計画いたしております。いずれにいたしましても、雇用問題は、  
民間企業の同和問題に対する理解と認識が重要だと考えておりますので、関係機関とも一体となって努力して進めて  
まいりたいと存じますので、ご承知いただきたいと思っております。

続きまして第四点、同和対策事業がどこまで進められているか、あとどれだけの事業が残っているかということ

でございますが、同和対策法ができてから、市といたしましても同和対策事業につきましては積極的に進めてまい  
ってきたわけでございます。そうした中で環境の整備あるいは福祉施策の充実、隣保館活動、あるいは先ほど教育  
問題で出ましたように、同和教育の充実ということでございますが、特にこうした中で、先ほど川村議員のご評価に  
もありましたように、一定の前進を見ているということは確かだと思っております。しかし、まだまだこれに  
ついて充実をすべきことがたくさん残されておるんじゃないかと、しかし、その期限は非常に短いというような  
問題はあるわけでございますが、先ほど雇用のところで申し上げましたように、実態調査に基づいてさらに前進的に  
進めていくんだ、現在もっております主要事業といたしましては、赤堀地区の小集落改良事業あるいは小牧西地区に  
おける住環境の改善整備、あるいは先ほど申し上げましたように大型共同作業所の建設等々がございますが、これが  
特に重点的に大きな事業ということで、われわれ考えておるわけでございます。いずれにいたしましても、その住民  
の生活向上、そうしたためにさらに努力を進めてまいりたいと思っております。確かに、こうした事業  
が、ただ単にもう同和地域だけの問題ではございませんで、当然そのコミュニティーの中のやはり同和事業でなけれ  
ばならないということも、われわれ理解しておるわけでございますが、こうした面で、地域コミュニティーを進めて  
いく中において、やはり地域の方々が理解していただくと同時に、同和地域の住民の方々もさらにその理解、自主的  
な努力をお願いいたしまして進めてまいりたいと思っております。

続きまして、西老人福祉センターの利用についてでございます。この西老人福祉センターの利用につきましては、  
本年五月開設以来この八月末までに一万七千九百七十人の方々が利用いただいております。一日平均二百四人強と、  
そういう方々が有効に利用いただいておりますということでございます。私たちとしては非常に喜んでおるわけでござい  
ますが、市といたしまして、同センターの利用を容易にするために近鉄四日市駅からセンターの間一往復と三岐鉄道

山城駅からセンターの間二往復を専用バスを運行いたしましたして送迎いたしておるわけでございますが、ご指摘のことにつきまして、市内全域の老人の方々が広く施設を利用できるよう民間バスの借上げによる送迎も含めまして、十月から団体利用を中心に配慮しながら進めてまいりたいと思っておるわけでございますが、いずれにいたしましても、機能の限界があるということは確かでございますので、しかし、こうした結果、利用する方々が不満を持っていただくということでは非常に困るわけでございますので、できるだけそういうことがないように、喜んで利用していただくるように、その理解を求めながら対応を進めてまいりたいと思っておるわけでございます。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 川村幸善君。

〔川村幸善君登壇〕

○川村幸善君 大変ご丁寧なお答えありがとうございます。この同和問題に対しては、まだまだその学校教育においても、小学校、中学校はまあまあですけれども、高等学校へいくととたんにその差別事象が多くなると、小学校、中学校よりも学校教育において高等学校がおくれていると、これはうちの地区でも学生を呼んだ中で聞くと、どうしても高等学校へ行くことということ自体が口に出せぬと、人が言っておっても全然自分がその中に入っていけぬという、こういう本当に厳しい事情があります。また、この社会同和教育のおくれによって、うちの地区においても結婚式を挙げた人が少ない、本当にほとんどないと言っているくらい、いまの世の中で少ないです。というのは、正式な結婚をすると相手も困るし、こちらも困ると、こういうふうな事情で、この前もその結婚した人に集まってもらった中で、なぜ結婚式を挙げられぬのかということを見ましたところ、お金がないからとか、またどういふ理由でやと聞きましたところ、正式に向こうもしてくれぬと言いと、わかるから、こういうふうな本心に厳しいその地域の実態、これをどうしても何とか自分たちもやらねばならぬですけれども、何とか行政の力をおかりしてこういう問題を

速やかに解決したいと思っておりますので、その点よろしく願います。そしてまた、この環境整備についていけない社会同和教育というのも、これは真剣に考えていただかないと、あと一年半という立ちと、とてもじゃないが環境整備についていけぬ、住民のまだまだ低い認識しかない、同和問題に対しての認識が薄いということが、本当にぼくらも痛切に感じております。それと、この同和对策事業に対しても、できるところ、できぬところの差のないように、まあ赤堀の場合は小集落やってもらいますけれども、日永栄なんかはどうやるんやというふうなことも、本当に落ちこぼれないようにひとつよろしく願いましたして、私の質問は終わらさせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 川村議員の質問に関連をいたしましたして、まず一点目の安全諸施設のパトロールを今後強化して、さらに市民の協力を得るといふような答弁でございましたけれども、強化するということは、すでにパトロールをやっておりますと、このように理解をいたしますけれども、この中にもずいぶんと現実にあつた方がおられると思っております。カーブミラーのところへ来まして、車が来ておるので、ずっと待たせておいても車も来ないので、よく見たら自分の車が映っておってなかなか出られなかったというふうなカーブミラーもたくさんあるわけなんです。したがって、そういう点をいま建設部長は維持課でやるとおっしゃったけれども、安全対策室等もあるわけなんですから、維持課の少ない人員で無理してやらなくても、そういう方々とよく協力し合ってそういう点を十分ひとつ点検していただいて、点検だけでもございまして、悪い点は早急に直していただくということが一つ。それから民有地に対するこれは問題でございまして、民有地だから地元の自治会その他からその土地の所有者に除草をさせるといふ

うな方法をとるのか、あるいは市の方からその民有地の地主の方々に刈っていただくような方法をとるのか、この点についてのひとつの市の理解を求めたいと思います。

それから二番目の同和問題は差し控えますが、三番目の西老人センターの問題につきましては、福祉部長が近鉄から一回、山城から二回とおっしゃってみえましたし、これを今後民間バスの利用等を利用して十分やっていきたい、こういうことを言っておられますので、これはもう乗りこぼしはしないと考えますが、この点よろしゅうございますが、それが一つと、それから利用は、八十人のところを一日二百四十人と、これは非常に結構なことなんです。それに対して理解を深めるような対応をとりたいと、こういうふうにおっしゃってみえますが、理解を深める対応ということは増設をするということが一つなのか、あるいはそれまでの間地区的に日にちを決めて、きょうほどこの地区の方、きょうはどここの地区の方というような方法で対応されるのか、もう少し、その理解を深める対応についての具体的な考え方をひとつ教えていただきたいと、このように考えます。以上です。

○議長（伊藤信一君） 建設部長。

〔建設部長（石井三夫君）登壇〕

○建設部長（石井三夫君） 安全施設の維持管理についてお答えいたします。

確かに、いま古市議員からご指摘のあったとおりでございます。したがって、建設部だけに限らず車両を持っておる各部課にも協力を要請しまして、破損個所の通報についてお願いしたり、整備に努めてまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（伊藤信一君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 二点のご指摘いただいたわけでございますが、前者の、たとえば今後については乗り残しはしないだろう、落ちこぼれはないだろうということですが、そうなるようにひとつ進めてまいりたいということでございますが、と申しますのは、この方法をいろいろわれわれとしてはいま検討をしておるわけでございますが、具体的に地域指定をもこの場合にもしていかざるを得ないだろうというふうにご考えております。

第二点目でございますが、私のここで申し上げたいのは、たとえば総合計画の中であそこは一つの老人福祉センターとして計画されたわけでございますが、さらに、北部の方も公共施設の一環としてひとつ老人福祉センターを考えていきたいという計画を進めておるわけでございます。そうした点を考えてまいりますと、確かにあそこを現在のところ利用したいという方の希望が集中しておるということも確かでございますが、将来の問題としては十分考えてまいたらなきやいけません、現在の段階では、後者の消極的な方法、やはり人数設定をしていくという方法で考えざるを得ないというふうにご考えておるわけでございます。

○議長（伊藤信一君） これをもって一般質問を終了いたします。  
暫時、休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時五分再開

○議長（伊藤信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二 議案第七四号 昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第三〇 議案第一〇二号 公有水面の埋立てに係る意見について

○議長（伊藤信一君） 日程第二、議案第七十四号昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第三十、議案第二百号公有水面の埋立てに係る意見についての二十九件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、議案第七十五号昭和五十四年度四日市市水道事業決算認定についてお尋ねをいたしたいと思っております。

五十四年度は事業収益が二十五億四千百三十二万五千四百四十四円、また、事業費用が二十七億五千八十三万三千円と、五十四年度は事業費用が事業収益を上回り、二億九百五十万九千四百八十六円の赤字が生じ、これを前年度繰越利益剰余金一億三千三十万七千五百九十円をもって埋め合わせを行い、差引き当年度未処理欠損金といたしましたして七千九百二十万一千八百九十六円と、こういう決算になったわけでございますが、この中で受水費は約四億八千五百八十三万八千五百三十一円と事業費用の約一七％を占めているわけでございますし、五十四年度の途上におきましては、この収支見込みに照らして五十五年度から料金値上げを行い、住民への負担が強まったわけでございますが、この受水費の問題では、北勢水道用水は五十四年度が使用水量実績は六百二十七万九千五百五十五トンでございます。ところが、そのうち四日市市が三百三十八万一千四百七十三トン受水をしているわけです。まさに五〇％以上の水を四日市で受水しておりますし、これにかかわる費用が、先ほど申しましたように、基本料金、使用水量合わせて四億八千五百八十三万八千五百三十一円となっているわけでございますし、ところが、この四日市市が受けました一年間の総

水量、全体の総水量を見ますならば三千八百二十万二千九百四十四トン、こういうことで、一日平均といたしますと十万四千三百八十トンになりますし、ご存じのように四日市の水道水源は、公称施設能力は一日当たり十二万六千立米でございます。この十二万六千立米から見ますと、自己水源と北勢水道からの受水したものを含んでもまだ一七％近くも余裕があるわけでございます。毎月の平均を見ても、昨年八月の十二万九千九百一十一立米が最大の使用量でございますが、本来ならばこういった毎日の使用量の内容を詳しく分析しなければなりません。しかし、与えられた資料だけで見ても、月平均を見ても四日市市の能力十二万六千立米以下でございます。そういう点では多量の高い県水を買わされているのではないだろうか、こういう疑問が浮かぶわけでございますし、このような高い県水を買わなくても、この十二万六千立米内でおさまるならば、必要な量だけ受水を受けることができんか、そうすれば受水費をもっと下げることができるわけでございます。ちなみに工業用水なんかの実例を見ますならば、使用水量が少ないとき、こういうときは一時停止という方法をとって、使用水量を減少させて、基本使用水量との間の差、これにつきましては動力費、いわゆる電気代分が減免されているわけでございます。こういう処置が工業用水にも採用されているし、そういう点では北勢水道用水に対してもこの減免処置を強く県へ要求することが必要だと考えておりますし、そのことよって四日市市の水道料金のはね返りを少なくすることができるわけです。また、県営水道の使用水量、いわゆる原価計算書の根拠になっております使用水量を見ますならば、五十五年度で八百二十六万トン何がし、ところが、四日市市がこのうちの四百八十五万トン、このように、北勢水道が一日最大が八万三千トンで四日市市がそのうちの三万三千四百トンを受け入れる、こういう契約になっているわけでございます。その比率から見ても余りにも県営水道を受け入れ過ぎていてはないでしょうか、そういう点でこの県営水道の受水費を再考する必要があると思っておりますので、お尋ねしたいと思います。

二つ目は、漏水防止対策の問題でございます。四日市では五十四年度の有収率が八七・三三%と、全国的にも高い水準を示している。これは水導局の皆さんの努力のたまものだと高く評価をしたいと思いますし、五十四年度単年度をとってみましても漏水防止量が一年間で七十四万二千立米、それに伴う漏水防止額が約五千五百六十万円です。そして、この作業に要した経費が約千五百万円でありまして、差し引き四十六万円近くの利益を上げておりますし、五十四年度の資料を見ましても無効水量が一年間で四百二十七万六千八百八十九立米というふうに指摘もしておりますし、この全部が回収できると思いませんが、素人考えにいたしましたとしても、この漏水対策をもっと短期間に行う、このことによって大きなメリットが上がると思っています。いま聞きますところによりますと、五カ年で計画を立てて順次行くと、このような計画を立てられているようにございます。メリットの大きい漏水防止対策をもっと短期間でやることができないうかど、また、先年厚生省が有収率を九〇%以上にというふうに指示があったそうでございしますが、この目標達成の計画もあわせてお尋ねもしたいと思います。

その次に、大口需要者の問題でございます。再三再四小井議員よりも大口需要家に対する契約水量制の導入など適切な料金体系をするよう求めてまいりました。昨年十二月議会における水道事業管理者の答弁で、需要の把握を行い、対策を立てたいと、このような回答を得たわけでございますが、どのような大口需要家に対する把握を行われたのか、お尋ねをしたいと思いますし、五十四年度の水道事業年報の中でも大口使用者一覧表がたった八月份のみしか記載されておりませんし、この大口使用者の一覧表の提示も求めたいと思っております。

また、これらの動向をしっかりとつかむことによって大口需要者の一方的な水の需要の動向に当市の水道事業が振り回されることのないようにしなければなりませんし、帰するところ、大口需要者に対して契約水量制の導入による料金体系にしていかなければならないのではないかと、改めてそうした取組みと今後の対応をただしたいと思っております。

○議長（伊藤信一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 受水費の問題は、先般の料金改定の際にも申し上げておりましたが、先ほどご指摘になった一日の平均配水量に対して県水まで導入して対応していると、一日平均十万三千トンという数字が出ておりますが、経済的なベースで申し上げれば、この十万三千トンの水を用意して対処すればいいわけでございますが、これは平均でございまして、この水の手当てだけでは年間絶えず断水が発生してまいります。そこで、われわれとしては断水させないための配慮として一日最大配水量の日を目標にいたしまして水の手当てをいたします。この決算書その他参考資料等が上がってまいります数字を申し上げますと、一日最大配水量は十三万四千二百九トンでございます。そして、五十四年度に発生した最大配水量がこの数字でございますが、この数字を一応めどにして水を用意いたします。この最大配水量と平均配水量との差が三万トンでございます。したがって、年間三万トンのむだな水を用意しなければいけないということが申せるわけでございますが、これは私どもにとっては決してむだとは思っておりません。当然必要な水であるというふうに考えております。もう一つ、水道はこの最大配水量を準備すれば、われわれの水道が成り立つかと申しますと、非常に危険な要素を含んでまいります。大体最大配水量だけを用意した市は、必ずと言っていいほど断水騒ぎを起こしております。そこで、全国的な数字で申し上げますと、この最大配水量に対してわれわれは対応できる水をどれだけ用意するか、この数字が問題になってまいります。そこで、水道用語で申し上げますと、一日の最大配水量に対してわれわれが用意する水を割ります。それに百を掛けますと稼働率という数字になってあらわれてまいります。この数字をもとに申し上げますと、四日市の場合八四・八でございます。これは全国平均は八六・六でございますので、全国平均に非常に近似した数字でございまして、われわれが平素蓄えております水の量

というものは、してがいました。全国平均並みの数字で対応していると、だから、特に心配はない数字でございまして、その数字でまいりますと北勢用水から受ける三万三千四百トンという数字は、全部必要な数字となってまいるわけでございます。

ところが、五十四年度に、この統計の中でもあらわしていただいておりますが、実際に使ったのは一日平均九千四百トン程度の数字でございまして、三万三千四百トン使っておりませんが、この水は三万三千四百トンを用意しなければ、いま申し上げたような全国数字になってこないわけでございます。全国数字が正しいかどうかは別として、われわれとしては水を確保する安全度をやはり全国水準との比較で考えてまいりますので、いま申し上げたような確率で水を用意しているわけでございます。したがって、自己水源だけで対処するということは非常にむずかしい。確かに、いま佐野議員のおっしゃったように十二万六千トンの水の範囲で賄えるんじゃないかとおっしゃいますけれども、われわれは十二万六千トンに三万三千四百トンを足した十五万九千四百トンをもって安全弁と考えております。その辺の若干の違いがあるわけでございますが、これは水道を経営するために、どうしても私たちは四日市の市民に断水の憂き目を見てもらっては困るということで安全度をそこにおいて経営するという態度を捨てないわけでございますが、したがいまして、この三万三千四百トンを受水するための経緯は、もう一度重ねて申し上げますと、当時昭和四十二、三年ごろから四日市の水不足が叫ばれ出して、具体的に計画されたのは昭和四十五、六年でございまして、北勢用水が建設を開始いたしましたのが昭和四十六年の八月でございまして、当時の情勢としては、水の飢饉がやがてやってくる、断水騒ぎが起ってくるという想定のもとに、これまで一〇〇%を地下水に依存しておったのを急遽表流水に切りかえた、その着手が北勢用水でございまして、昭和四十六年に着工いたしております。昭和五十二年から受水を開始し、工事が全部終了したのは五十四年度でございますが、すでに五十二年から受水を開始いたしましたこ

の急場を切りしのでおりますけれども、北勢用水を建設した当時のいきさつを申し上げますと、北勢の八市町村の水がどうしても足らなくなる、それに対応するために八万トンの水を生産するというところで工事に着手したわけでございます。その当時八市町村が集まりましていろいろ検討し、相談しております。その当時この用水は原則的には八市町村のみからの手で経営するというところでございました。しかし、市町村が幾ら力を合わせてやったところで、なかなかそれだけの力がございませんので、それらの建設あるいは運営すべてを県の企業庁にお任せしたといういきさつがございまして、しかし、それに要する経費は各市町村で負担するんだということで発足しております。もっともその経費百二十二億一千五百万円でございまして、そのうち国庫補助あるいはまた地元負担、あるいは県費補助等のほかに大半は企業債で賄っておるわけでございます。その企業債の額が、受水したときの受水費の単価にはね返ってきておるわけでございます。したがって、建設当初四十六年に着工し、五十四年に完了するまでの建設費の単価が著しく異なりまして、その間に各市町村起債等の額が変更してまいっておりますが、いずれにいたしましても、そういう経費は受水者の負担でいくんだ、その負担割合は受水総トン数の割合によって決めるんだというふうなことで取り運んでまいりまして、そういう経過をたどって受水費の総額が決まり、それから受水を始めてその受水料金が決まってきた次第でございまして、そういう経過をたどって決まったものでございます。ただ、その経過の中で、われわれとしてはできるだけ市民の負担を安くするために国庫補助の額をふやしたり、あるいはまた県費の負担をふやしたり、あるいはまたその運営上で企業庁の方に負担をできるだけかけていただいて市の負担を軽くするというようなことを再々やっておりますが、現在の負担している料金その他はそういうあらゆる努力を払った上で決まったものだというふうに私たちは考えております。

漏水対策でございますが、確かに四日市の漏水は、漏水といいますが、有収率という言葉で、逆に水の各家庭に配られた度合いをあらわす言葉に有収率という言葉がございますが、四日市の場合には八七・三で、これは先ほども指摘のあったように、全国水準は八一・六でございますので、四日市の場合には五・七％高い数字を示しております。もっとも厚生省は九〇％を目標に挙げておりますが、これは田舎も町も都心部も全部含めた数字でございます。若干都心部になりますと有収率が下がってまいりますので、九〇％というのはわれわれにとっては目標ではございますが、非常に至難な目標ではないかというふうには考えております。しかし、先ほども指摘のあったように、この有収率を少しでも上げることによって非常に莫大な経費が浮いてまいります。したがって、水道局としては今後一層なお努力を続けてまいりたいという事は絶えず考えておりますが、またその線で作業を進めておりますが、現況としては非常に高い有収率で維持されていることだけは認め願いたいと思います。

それから、大口需要者に対する契約水量制でございますが、確かに大口需要者の水需要というものがだんだん減ってまいっていくのは事実でございます。しかし、工業用水と同じような考え方で契約水と同じような考え方で契約水量制をひくことはまず至難だと、私たちは考えております。と申しますのは、工業用水の場合はもうすでに水を生産をする前提がもう異なっております。これは工業用水に使うんだということで各企業が注文を出されて、その注文した水を生産されるわけでございまして、したがって、買う方は責任を持って買っていただかなくちゃいけない。ところが、上水の場合は生活用水が中心でございまして、極端な考え方を申し上げれば、一般企業はできるだけ買っていただかない方がいいと、しかし、いままでの過程の中で一般企業もお使いになるという前提でわれわれは設備投資をしております。したがって、いま全部買っていただかないということになれば非常に困るわけでございますが、それで、各企業の方でときどき私どもの方でできるだけ水を減らしたいというご相談等お見えになりますときに、

いやいやそれは困るんだと、いままでこういういきさつもあるし、経過等もご説明申し上げて、できるだけ水をたくさん使っていたくように配慮しておりますが、そこで、契約水量制をひけるかひけないかという検討になりますと、私は、これはちょっとひくのはむずかしいんじゃないかというふうに考えています。どうしてもひかなければいけないとすれば、もうあなたの会社は年間百万トンしか使っていただけなんですかと、それじゃもう百万トンで今後うちは一切お売りいたしませんと、十年たっても二十年たっても百万の数字以下でなければ給水できないという契約ならできると思います。ということは、もうわれわれは生活用水を中心にしてそういう企業への給水ができるだけ減らしていったら、そのかわり水源の確保をやめるといふ姿勢に転化せざるを得ないだろうということでございますが、なかなか一般の大口需要者の方もそうはっきりと断定できない、いろんな事情があって、どうしても純度の高い、水質の良好な水道、上水を使いたいというご希望等もありますので、そういった話を個々に詰めながらこの問題をどうするかということを検討していきたいと思っておりますが、いまおっしゃったように、工業用水の契約水量制の考え方を、上水に適用することは至難であるというふうに考えております。

○議長（伊藤信一君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 水道事業管理者からお答えをいただいたわけですが、私は何も北勢水道用水を否定しているものではないです。確かにその三万三千四百トンを含めて十五万何がしの水道量を確保するのは必要であろうと。しかし、一般の企業におきまして、自分のところで生産する量があるにもかかわらずその生産量を抑えてまで高い経営の物を買ひ込む、こういう採算の仕方は、企業の運営の仕方にはないわけです。そういう点で四日市が約十二万六千立米、一日平均でございますが、この量がありながらも自己水源からは九万四千九百五十五トンしか生産をしてない、

そして、わざわざ高い県水を九千四百トンも一日平均購入していると、このことを私自身は問題にしているわけです。ですから、十二万六千立米、これだけどんどん生産して、それでも需要がふえて足りないという分ならば北勢水道用水から受け入れるのは理路当然でございますが、その生産量を一〇〇％までいかないうちに、こういう受水をしていると、こういう点を非常に疑問に思うわけですし、そういう点を改めない限り、先ほども申しましたように県の水道用水の毎年の事業計画、また四日市の事業計画を見ますと、どんどん県水を四日市だけが負担をして買う、たとえば八万三百トンに對しまして三万三千四百トン、約四二％です。この四二％の比率で買えば、五十五年度で八百二十六万トン、県計画でございますが、そのうちの四日市が四百八十五万トンになっておる、四二％にしますならば三百二十万トンぐらいで十分足りるはずで、そういう点で、何も高い水を購入しなくてもいいんではないかと、四日市の水を十分使った上で、それでも足りない分を県営から受ける、こういうシステムを確立していただきたいと、このことを申しているわけでございますし、誤解をなさらないようお願いをしたいと思います。

また、先ほどの工業用水の問題では、工業用水はそういうふうには水量が少ないときは電気代を減免するという処置がありますので、ぜひともこれも県の企業庁に對してそういう制度を強く要望していく、そういうことをお願いしていきたいと思います。

漏水防止対策は、またいろいろ検討していただいて、ぜひとも有収率を上げていただいて負担を軽くする、利益を上げていただくようお願いをしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤信一君） 他に質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配付いたしました付託議案一覧表のとおりであります。

○議長（伊藤信一君） 次に、本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付しました文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

○議長（伊藤信一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来る九月二十二日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後一時三十四分散会

昭和五十五年九月二十二日

四日市市議会定例会会議録（第五号）

四日市市議会

○議事日程 第五号

昭和五十五年九月二十二日(月) 午後二時開議

委員長報告、質疑、討論、議決

- 第一 議案第 七四号 昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について.....
- 第二 議案第 七五号 昭和五十四年度四日市市水道事業決算認定について.....
- 第三 議案第 七六号 昭和五十四年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について.....
- 第四 議案第 七七号 昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算(第一号).....
- 第五 議案第 七八号 昭和五十五年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号).....
- 第六 議案第 七九号 昭和五十五年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号).....
- 第七 議案第 八〇号 昭和五十五年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号).....
- 第八 議案第 八一号 昭和五十五年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号).....
- 第九 議案第 八二号 昭和五十五年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号).....
- 第一〇 議案第 八三号 昭和五十五年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号).....
- 第一一 議案第 八四号 昭和五十五年度四日市市水道事業会計第一回補正予算.....
- 第一二 議案第 八五号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の.....

第三	議案第 八六号	四日市市立隣保館条例の一部改正について	委員報告
第一四	議案第 八七号	四日市市営住宅条例の一部改正について	疑、討論、議決
第一五	議案第 八八号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について	"
第一六	議案第 八九号	字の区域の変更について	"
第一七	議案第 九〇号	市道路線の認定について	"
第一八	議案第 九一号	市道路線の変更について	"
第一九	議案第 九二号	土地の取得について	"
第二〇	議案第 九三号	委託契約の変更について	"
第二一	議案第 九四号	工事請負契約の締結について	"
第二二	議案第 九五号	工事請負契約の締結について	"
第二三	議案第 九六号	工事請負契約の締結について	"
第二四	議案第 九七号	工事請負契約の締結について	"
第二五	議案第 九八号	工事請負契約の締結について	"
第二六	議案第 九九号	工事請負契約の締結について	"
第二七	議案第一〇〇号	工事請負契約の締結について	"
第二八	議案第一〇一号	工事請負契約の締結について	"
第二九	議案第一〇二号	公有水面の埋立てに係る意見について	"
第三〇	委員会報告第一号	総務委員会請願書等審査結果報告	採否決定

第三一	委員会報告第一二号	教育民生委員会請願書等審査結果報告	採否決定
第三二	委員会報告第一三号	建設委員会陳情書審査結果報告	"

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員(四十一名)

- |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 青 | 小 | 伊 | 伊 | 宇 | 小 | 大 | 大 | 金 | 川 | 川 | 喜 |
| 山 | 井 | 藤 | 藤 | 田 | 川 | 島 | 谷 | 森 | 口 | 村 | 野 |
| 峯 | 道 | 信 | 雅 | 良 | 四 | 武 | 喜 | 洋 | 幸 |   |   |
| 男 | 夫 | 一 | 敏 | 市 | 郎 | 雄 | 正 | 正 | 善 | 等 |   |

○出席議事説明者

○欠席議員（二名）

市助助助

入

長役役役

加三坂平

前松水森山山山山山山坂野

藤輪倉井

川島野路口路口中本辺崎

寛喜哲清

辰良幹安信忠一真正

代

嗣司男三

男一郎吉孝生剛一勝彦次芳

訓粉小後後佐高高田谷中永生野橋平古堀堀

霸川林藤藤野井木口中村田川呂本野市内

也博寛長光三基信正平平增行元新弘

男茂次次六信夫勲介保夫巳藏和藏一衛士

市長公室長	阿南輝彦
総務部長	矢田三郎
財政部長	伊藤治郎
市民部長	毛利道弘
福祉部長	岩山義弘
産業部長	河村昭一郎
環境部長	水谷和昭
都市計画部長	内田忠一
建設部長	石井三泰
下水道部長	奥村仁夫
病院事務長	藪田裕
消防長	渡辺靖三
次長	川合一郎
教育長	山鹿静夫
長	長谷川照男
水道事業管理者	村山了
技術部長	黒川山
代表監査委員	伊藤藤涼一
事務局長	佐々木晃精
議事課長	小坂晃靖
議事課長補佐	板崎大之丞
主事	山口克彦
主事	金山森伸夫

午後二時一分開議

○議長（伊藤信一君） これより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

○出席事務局職員

○議長（伊藤信一君） この際、市長から三菱油化四日市事業所場外配管漏油事故について発言を求められておりますので、これを許します。  
市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 去る九月十九日の夕刻、市内六呂見町地内の四日市合成株式会社六呂見工場北東角パイプラインで発生しました三菱油化株式会社四日市事業所の場外配管漏油事故につきまして、その概要をご報告申し上げたいと存じます。

この事故は、三菱油化株式会社四日市工場と内陸コンビナートを結ぶ配管ルートで、事故配管は東邦石油樹脂株式会社四日市工場から三菱油化四日市工場へ残渣油を返送する地上に布設した三インチ配管のフランジ部でパッキングが破損して漏洩が生じたものと推定されます。漏油は、配管直下に埋設された四日市合成六呂見工場配水管から名四緑水園南の側溝を経て雨池川に流出し、下流の雨池ポンプ所に至ったものであります。

本市におきましては、消防機関並びに三菱油化を初め関連事業所において初動活動を開始し、三菱油化及び東邦石油樹脂に対し油送出の緊急停止を指示して、午後七時ごろ配管からの漏洩を阻止するとともに、オイルフェンスの展開、バキュームカー、吸着マットによる回収作業のほか、土のう積みによる流出の防止、雨池川流出に対しては高発泡放射により表面を被覆して引火防止を図ったのであります。また、近隣事業所に対しても、火気の使用制限を要請するなどの対策を講じ、雨池川上流農地及び雨池ポンプ所以降への流出被害を阻止したのであります。

地域住民の安全保持と災害防止の重要性を考えますとき、今回の事故はまことに遺憾であり、関係部局に対し保安点検、指導、監督の強化など事故の再発防止を指示したところでございます。

なお、関係企業に対しても、安全対策の強化について指示、警告等所要の措置をとる所存であります。以上、場外配管漏油事故の概要を申し述べ、報告を終わります。

○議長（伊藤信一君） 本日の議事については、お手元に配付しました議事日程第五号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 議事第七四号 昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第三 議案第七六号 昭和五十四年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について

○議長（伊藤信一君） 日程第一、議案第七四号昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第三、議案第七六号昭和五十四年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についての三件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

産業公営企業委員長 金森 正君。

〔産業公営企業委員長（金森 正君）登壇〕

○産業公営企業委員長（金森 正君） ただいま議題となっております議案第七四号昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、議案第七十五号昭和五十四年度四日市市水道事業決算認定について及び議案第七十六号昭和五十四年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について、産業公営企業委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第七四号昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

五十四年度の当事業決算におきましては、総収益五十三億六千六百六十六万二千九百二十八円に対し、総費用は五十二億六千九百八十九万九千三百二十九円で、差引き九千六百七十六万三千五百九十九円の純利益を生じ、累積赤字の約五八〇を解消いたしましたのであります。これについて、理事者から診療体制の充実、最新設備の導入による医療技術集積の効果等により当病院に対する患者の信頼が高まり、利用率が上昇したものであるとの説明があり、当委員会

としてはこれを了とし、病院長初め関係職員の努力を高く評価いたしました次第であります。今後の病院経営については、理事者からさらに経営基盤の確立、職員の質的向上に努力するとの表明がなされたのでありますが、当委員会は今後の診療内容の充実に努められんことはもとより、医療に寄せられる一部の社会的批判にかんがみ、公立病院として企業性の重視に偏することなく、医療機関としてのあるべき姿の実現に努力し、範を示すべきことを要望いたしました次第であります。また、医療体制の充実に、熟練の看護婦が重大な役割を果たすことから、看護婦の定着化について一層の充実対策を要望いたしましたほか、病床利用率の向上、借用中の駐車場用地の取得について意見がありました。

以上の経過をもちまして、当委員会は本件を認定すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第七十五号昭和五十四年度四日市市水道事業決算認定についてであります。五十四年度の当事業決算におきましては、総収益二十五億四千三百三十二万五千四百四十四円に対し、総費用は二十七億五千八十三万三十円で、差引き二億九百五十万九千四百八十六円の純損失を生じたのであります。理事者から、当年度は北勢水道用水に係る契約水量の倍加等により、当初より損失を生じることが予測されていたのであるが、当初見込みに対し約三千万円少ない純損失となったものであるとの説明がありました。当委員会においては、将来の水道事業運営に対して厳しい状況が予測されることから、今後とも企業努力による効率的な経営が肝要であるとの観点から種々論議が交わされたのであります。理事者からは有収率の向上、北勢水道用水の受水の抑制等企業努力を重ねてきたとの説明があり、一応これを了としたのでありますが、今後の運営に当たっては集金・検針の隔月制並びに口座振替制度の導入については、住民サービスを慎重に考慮して検討するよう要望がありましたほか、給水需要の伸び悩みに対しては大口需要者に対し積極的な働きかけを行うよう指摘がありました。当委員会としては、将来的見地に立った低廉な給水確保対策の確立、推進、民間企業の合理化努力の研究などさらに一層の企業努力を強く要望いたしました次第であります。

なお、北勢水道用水に係る契約水量の倍加については、従前の経緯からこれをやむを得ないとするものの、本問題は今後の水道料金に関連するものであり、市民に対し経緯等についてP・Rに努め、十分理解を得るよう要望いたしましたほか、水道布設に係る道路の維持管理について関係部局との調整に意を用いるよう要望いたしました。

以上の経過をもちまして、当委員会は本件を認定すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、議案第七十六号昭和五十四年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

五十四年度の当事業決算におきましては、共済事業総収益三億三千四百五十七万七百三十二円に対し、共済事業総費用は二億六千七百六十七万四百二十八円で、差引き六千六百九十万三千四百四十四円の純利益となったのであります。これについて、理事者から気象条件に恵まれ、被害が比較的軽微であったこと、また農業共済組合からの財産の引き継ぎがなされたためであるとの説明がありました。当委員会においては、共済事業の趣旨、運営方法について農家の理解を深めるべくさらに周知徹底を図るよう指摘し、農家経営の安定に大きく寄与する本事業の拡充強化に意を用いるよう要望いたしました。また、本事業のみならず、農業行政に対する事務体制を充実し、一体となった積極的な取組みがなされるよう意見がありました。

以上の経過をもちまして、当委員会は、本件については決算を認定し、剰余金処分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤信一君） 委員長長の報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） 別段ご質疑もありませんので、委員長長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、議案第七十五号の昭和五十四年度四日市市水道事業決算認定について反対するものであり、その立場から意見を述べたいと思います。

その前に、私は四日市市の水道事業がいろいろな困難な問題を抱えながらも厳しい経営状態のもとで努力され、運営に当たっておられることに対して、水道局の職員の方々に敬意を表するものであります。また、この問題につきまして、赤字を出したから反対だということではなく、以前から水道事業の問題点を指摘している点が改善されずにいることや、またそのことよって市民への負担増になるなど市長の政治姿勢や政策にもかかわっていることなど、幾つかの問題点があるから反対するものであります。

以下その幾つかの問題点に即して意見を述べたいと思います。

第一の問題でございますが、上水道は今日市民の生活にとって一日も欠くことのできない大切なものであります。とりわけ都市化や環境問題とかかわり市民が上水道に個々に対処することはできなくなっており、市民は上水道に依存をしなければなりません。それだけに、上水道が市民に良質で安全、安価な水を豊富に安定して供給することが求められております。しかし、わが国においては、上水道事業運営は公営企業といいながら独立採算性が強制され、その事業費、運営費のすべてを料金収入で賄うという不当なことが強いられています。他の公共事業と比較しても、上水道以外の公共事業にはそれぞれ国、県、市費が投入されておりますが、上水道にはほとんど国庫補助はもとより、県費や市費が投入されておられませんし、これはいかにも不合理な点でございます。四日市の上水道事業が莫大な経費

を要する新規水源の確保、水質汚濁、給水区域の拡大などの対策や事業を迫られて久しいわけでありましたが、これらの問題については、原因者に適当な、適正な負担をさせるとともに国、県、市費を投入すべきであると思えます。国民の生活にかかわる上水の確保に国、県、市の税金を使って当然だと思えますが、こうしたことが全く改善されないでいるところに根本的な問題があり、今後繰り返し値上げが行われることは予想されるところであります。私は、こうした上水道事業運営における根本的な問題点の改善のために、国などに向けて関係者がなお一層努力されることを望むものでありますし、同時に市といたしましても、次のような点について一般会計からの導入やまた独自の処置をとるべきであると思えます。

一つには、簡易水道の上水道への統合にかかわる経費については、市の一般会計から補助をすることであり、二つ目には、使用していない県水、また強制的に買わされている県水の受水費の大幅軽減について、県に対して強力な運動を起こし、その実現を図るといったことでございます。これが水道事業財政において約一七％の支出を占めるこの大きな受水費負担また赤字を生み出している現状からしても切実なところでございます。

このグラフを見ていただいておりますように、この緑が四日市市が送水した量でございますし、毎月の平均でございます。その上にこのオレンジ色が県水を上積みしていた量でございます。四日市の公称施設能力は十二万六千トン、この赤字の線にあるわけでございますが、この四日市市の水道能力は持ちながらも、県水を一日平均九千トン余り購入を強いられている、このところに今日の水道会計における問題があるわけでございますし、この費用だけでも単純に計算いたしますと一億三千七百万近く負担を強いられているところでございます。四日市市の能力いっぱいなくみ上げて、それでも足りない分を北勢水道用水から受水する。このように県にも強く働きかけることが必要であり、また、北勢水道用水の四日市市の使用計画においても、不当に多量の水を買わされている問題についても正しくいくことが必要でございますし、また工業用水と比較いたしましても、工業用水の場合は、使用しない分については

電力料の負担軽減、このようなことが行われているわけでございますし、ところが北勢水道用水においてはこのことが一切行われておりませんし、県に対して軽減処置をとるよう大きな運動を推し進めなければならぬと思います。それと同時に、市の一般会計からも一定補助をするという処置をとることを求めるものであります。三つ目には、県水受水に必要な配水池の築造や、配水管布設工事費に対して、市の一般会計から一定補助をするということが必要であります。

四つ目には、大矢知水源の浄化のために、工事費についても市の一般会計から一定補助をするということ。五つ目には、六十数億に及ぶ企業債の利子補給を一般会計からも行うということ。六つ目には、大企業事業所の地下水のくみ上げを市条例を制定して全面的規制をする、このようなことを行うべきだと思っております。

第二の大きな問題でございますが、今日の原因を招いた大企業の責任の問題であります。ご存じのように、北勢水道用水を初め昭和四十六年当時の高度経済成長下のものであのような工事が行われたわけでございますし、そういう点で大企業など大口需要者の水道料金体系を合理的なものに改める必要性を指摘してまいりましたが、ぜひこの大企業大口需要者に対して契約水量を定め、その契約水量に対して水源開発費の適正負担を織り込んだものを基本料金として定めること、そしてこれに使用量に応じた従量料金をとるようになすべきであると思っております。

以上述べまして、この五十四年度の水道決算について反対を表明するものであります。

○議長（伊藤信一君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第七十五号昭和五十四年度四日市市水道事業決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、決算を認定すべきであるとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤信一君） 起立多数であります。よって、本件は決算を認定することに決しました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り二議案について、一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、病院事業については決算を認定し、農業共済事業については決算を認定し、剰余金処分を原案のとおり可決すべきものとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、病院事業については決算を認定し、農業共済事業については決算を認定し、剰余金処分を原案のとおり可決することに決しました。

日程第四 議案第七十七号 昭和五十五年四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし

日程第二九 議案第一〇二号 公有水面の埋立てに係る意見について

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第四、議案第七十七号昭和五十五年四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第二九、議案第二九号公有水面の埋立てに係る意見についての二十六件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

古市元一君。

〔総務委員長（古市元一君）登壇〕

○総務委員長（古市元一君） たいま議題となっており各議案のうち総務委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第七十七号昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。歳入全般についてありますが、市財政の今後の見通しについてたどりましたところ、市税のうち法人市民税は、五十四年度後半から今年度にかけて景気の動向が順調に推移したため、当初予算を約六億円程度上回るものと推定され、今回そのうちの四億円を追加計上したものであり、市税全体としては最終的に約二百二十億円程度になるものと思われる。今後の財源としては、五十四年度の繰越金などを合わせ約十五、六億円程度を見込み、同程度の人件費、物件費等の経費支出に充てることになるとの説明がありました。

なお、商工費寄附金七百万円については、伝統的工芸品指定記念塔建設のため指定寄附がなされたものであり、当初予算計上分の七百万円と合わせ合計一千四百万円でもって近鉄四日市駅前噴水池に建設するものであるとの説明でありました。

次に、歳出の関係部分についてであります。

第二款総務費については、諸費における北野町集落センター建設に対する二百四十万円の補助金について種々質疑が交わされたのであります。理事者からは、本センターは国の転作促進特別事業の認可を受け、国及び地元がそれぞれ二分の一を負担し、施工されるものでありますが、その施設の目的が地域の集会所として利用されることから、地元負担に対して補助金を支出しようとするものであるとの説明がなされたのであります。委員からは、国の助成対象事業であり、これにさらに補助金を支出することは、集会所建設に対する本来の助成趣旨からは疑義があるとの強い指摘がなされたのであります。これに対しては、今回初めてのケースであるが、集会所目的の建設については、種々

検討した結果、地域振興の観点から他の集会所と同様に助成していく考えで予算計上したとの説明がありました。当委員会といたしましては、一応これを了といたしましたのでありますが、今後においては、集会所建設補助金の趣旨を十分留意して対処されるよう強く要望いたしましたのであります。このほか集会所建設の助成方法、資金の融資制度及び防犯外灯の新設に対する助成基準の引上げ等について意見がありました。

なお、企画費における調査研究費百万円及び学園都市基本計画策定調査委託料三百万円は、大学誘致問題に関する経費でありまして、調査研究費は大学問題懇談会の設置等にかかる諸経費であり、学園都市基本計画策定調査委託料は、国土庁等の行う調査と並行して桜財産区での構想、地域への波及効果等について調査するための経費であるとの理事者の説明を了といたしました。

第四款衛生費については、保健衛生費における平山物産訴訟問題にかかわる弁護士報償金について質疑がありました。ほか、市が裁判問題に関与する場合には、庁内において事前に問題研究グループ等の調査機関を設置するなど慎重に対応するよう要望いたしました。

歳出第五款第二項労働諸費、第九款消防費、第十二款公債費及び第二条債務負担行為並びに第三条地方債については、別段異議はありませんでした。

なお、歳入歳出予算の全般を通じ、電気料金改定に伴う使用料金の増額及び電気税の増収見込みについて、電気税の増収は今回の改定により約七億円と推定しているものの、本年の冷夏と省エネ意識の普及による影響がどの程度か現時点での想定は困難である。一般、特別及び企業会計における使用料金の増加は、全体で約三億円程度になるとの理事者からの説明がありました。

次に、議案第八十五号四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について及び議案第八十九号字の区域の変更については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十四号ないし議案第一百一号工事請負契約の締結についてであります。

これら八議案のうち議案第九十四号から議案第百号までの七議案は、本市が市制八十周年記念事業として推進してきた総合文化会館建設に係る工事の請負契約締結案であります。

総合文化会館の建設につきましては、構想が発表されて以来市民各階各層の意見を集約するなど慎重に推進され、また契約方法についても庁内にプロジェクトチームを編成して鋭意検討が加えられ、一部工事については共同企業体方式を採用し、建築主体工事を初め給排水衛生設備工事など八工事に分割し、今回外構工事を除いた七工事が提案されているのであります。今日に至る理事者の労を多とするものであります。当委員会におきましては、予算額と本工事金額の合計を比較するときその差額がわずかであります。残工事、備品等の未発注部分の財源について質疑がなされたのであります。理事者からは、建設資材の高騰等のため約一二％の予算増が見込まれ、最終的な総事業費は約四十七億円になると想定されること、この財源については、国費補助が最終的に約一億円のほか寄附金を予定しているが、大部分は自治省の地域総合整備事業債で賄っていくとの説明がありました。また、完成後の運営については、公立民営の形で財団法人を設立して臨む方針であり、寄附金については建設費として五億円、財団の運営基金として二億円、合計七億円の獲得を目標にしているとの説明がなされたのであります。当委員会といたしましては、大型の事業であること、また一般財源に過重な負担がかかる観点から、特に市長の出席を求め、市民による市民のための総合文化会館の建設という意識高揚のためにも特に寄附金については、その増額を図るべく努力されるよう強く要請いたしました次第であります。また、舞台機構設備工事については、特殊な工事であることから随意契約といたしましたものであります。特に決定額と第一回見積金額との間に大きな開きがあることからこの理由を質したのであります。理事者からは、この主な理由は、所作台の仕様について業者の思い違いがあったためであつて、見積途中において仕様を変更したものでないこと、またこの仕様であつても他都市の調査結果から見て問題はないものと判断しているとの説明があり、

これを了といたしました。このほか共同企業体の組み方、請負比率、特殊工事の指名業者の実績等についても活発な質疑がなされたのであります。最後に、当委員会は本市にとってこの総合文化会館は数少ない大型事業であり、かつ市民が寄せる関心も高く、その上文化振興に果たす役割の期待にはまことに大きいものがあることから、過去における市民ホールの経験をいかし、この建設には万全を期されるよう強く要望いたしました次第であります。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案については、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもって、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤信一君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

野呂平和君。

〔教育民生委員長（野呂平和君）登壇〕

○教育民生委員長（野呂平和君） ただいま議題となつております各議案のうち教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第七十七号昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。歳出第三款民生費につきましては、赤堀小集落地区改良事業費八億五千七百八十四万六千円が補正の主なるものであります。本事業は、同対策事業の一環として赤堀地区の住環境整備を図るためかねてから検討されていたものであります。このたび国庫補助割当ての見直しを得て、本年度から昭和五十七年度までの三カ年で総事業費約二十七億円をもって実施しようとするものであります。当委員会としましては、家屋、工場の移転等多くの困難な問題の解決を必要とすることが推測されることから、本事業の推進にあたっては万全を期せられるよう強く要望いたしました。また、当地区に係る運動広場の確保については、防災対策の見地のみならず、広く地域住民の交流を図る場とし

て当該事業区域の近くに設置されるよう要望いたしました次第であります。

次に、本年五月開設されました西老人福祉センターの利用者が八十名の定員をはるかに超えて、利用制限もやむなき現況にかんがみ、同施設の拡充を初め市全体の老人福祉施設体系の整備等について早急に検討を加え、適切な対応策を講じるよう要望いたしました。

また、ときわ保育園改築工事に関連して、施設の設計内容については、今後入札前の段階で当委員会の協議を得るよう意見がありました。

歳出第十款教育費につきましては、小・中学校の校舎等補修工事請負費として小学校一千二百万円、中学校一千万円が計上されていることに関連いたしました。現在の時点における小・中学校の校舎等の補修に要する経費の総額についてただしましたところ、概算として七億数千万円から八億円を要すること、現在必要としている校舎等の補修については、雨漏りは三カ年で、その他のものは四カ年の計画で完了するよう努力したいとの説明がありました。なお、学校管理費について、各学校への予算配分にあたっては、経常的なものについては一律とせず、各学校の実情も勘案して配分されたいとの意見がありました。

歳出第十一款第三項文教施設災害復旧費については、別段異議はありませんでした。

議案第八十二号昭和五十五年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第一号）及び議案第八十三号昭和五十五年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）については、いずれも貸付希望者の増加と貸付限度額の引上げに伴う貸付金の不足見込額の追加等であり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第八十六号四日市市立隣保館条例の一部改正については、神前地区土地改良事業が実施された結果地番変更が生じたので、同館の位置を訂正するものであり、また議案第八十八号四日市市国民健康保険条例の一部改正については、地方税法等の改正による所要の改正でありまして、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案は、いずれも原案のとおり承認した次第であります。これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤信一君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

金森 正君。

〔産業公営企業委員長（金森 正君）登壇〕

○産業公営企業委員長（金森 正君） ただいま議題となっております各議案のうち産業公営企業委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第七十七号昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。

歳出第六款農林水産業費につきましては、森林育成活動促進報償金の計上に関連して、本市におけるマツクイムシによる被害状況の蔓延にかんがみ、適切な造林植樹の指導に意を用いるよう要望がありました。

また、農村総合整備計画の策定に際しましては、モデル地区設定等により地域の全体の発展に不均衡を生じることのないよう慎重な対処についての要望がありました。

なお、当委員会は、米の過剰傾向を背景とした深刻な農業問題の解消のため行政組織の拡充強化、関係諸団体との緊密な連携により、総合的な農業行政確立に向けて積極的かつきめ細かな取組みを強く要望いたしました次第であります。歳出第七款商工費、第十一款第一項農林水産施設災害復旧費については、いずれも別段異議はありませんでした。

次に、議案第七十九号昭和五十五年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）につきましては、別段異議はなかったのであります。理事者から施設完成後の事業運営については、来年四月一日を一応のめどとして県市、生産団体及び食肉業界を構成員とする公社運営とすべく、この設立について準備、検討を進めているとの説明があり、出資比率に応じた人員派遣に留意されるよう指摘し、これを了といたしましたのであります。

次に、議案第七十八号昭和五十五年四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）及び議案第八十四号昭和五十五年四日市市水道事業会計第一回補正予算につきましては、いずれも別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これらももちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤信一君）次に、建設委員長にお願いいたします。

堀 新兵衛君。

〔建設委員長（堀 新兵衛君）登壇〕

○建設委員長（堀 新兵衛君）ただいま議題となっております各議案のうち建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第七十七号昭和五十五年四日市市一般会計補正予算（第一号）の関係部分についてであります。

歳出第八款土木費については、国庫補助事業の決定に基づく補正が主なものであり、別段異議はなかったのですが、道路橋梁費に関連して現在市内各所で実施されている道路改良事業において、踏切の拡幅について鉄道側の同意が得られず、事業の計画年度内の完成が懸念されているところから、鉄道側に対し積極的に理解と協力を求め、事業の早期完成を図るべきであるとの意見がありました。また、市内一円の道路の維持修繕費については、市民の要望が多いことから当初予算の審議の際補正措置などの検討を要望したにもかかわらず、今回の補正予算に何ら反映されていない点を指摘し、再度善処すべきことを要望いたしました。

歳出第十一款災害復旧費第二項土木施設災害復旧費については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第八十号昭和五十五年四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）についてであります。

当会計は、今回一億六千八百七十一万九千円を追加し、予算総額は四十九億六千五百六十八千円となったのであります。国庫支出金は四億三千五百八万円の減額となっております。これは、国の財政上の都合によって本年度から処理場建設に加えポンプ場建設、下水道管布設工事についても補助金の交付が五カ年の分割交付となったため当年度交付分が減額となり、これにかわる財源として起債が認められることになったとの説明がありました。これに関連して、建設改良費のうち下水道管布設、ポンプ場築造工事請負費が六千二百七十四千円の減額となっており、建設改良費のうち下水道管布設、ポンプ場築造工事請負費が六千二百七十四千円の減額となっており、これに対し国庫補助事業の決定に基づく各排水区の管渠、ポンプ場工事費の一部予算の組み替えによるもので、市内一円の管渠布設工事等には支障のないよう配慮したとの説明があり、これを了としたのであります。処理場の完成と相まって管渠の布設工事も完成できるよう計画的に取り組むべきであるとの強い意見がありました。

また、日永終末処理場築造事業は、日本下水道事業団に委託し、施行中ですが、今回の補正により四千万円余の増額がなされていることについていただきましたところ、第三系統築造工事の一部工法の変更及び設計の見直しにより増額になったとの説明がありましたが、今後こうした委託事業における増額については十分検討を加え、対処されることを指摘し、これを了としました。

次に、議案第八十一号昭和五十五年四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）については、現在施行中の西浦及び浜田第二土地区画整理事業の換地処分がそれぞれ昭和五十六年度、五十八年度に実施されることに関して、すでに完了した四日市都市計画復興土地区画整理事業の換地処分に対して百七十八件もの行政不服審査請求が提出され、いまなお百二十六件が未解決の状態であることにかんがみ、権利者に対し土地区画整理事業の趣旨について理解の徹底を図るとともに適正な換地処分を実施し、スムーズに事業が完了されるよう十分配慮して臨むべきであるとの意見がありました。

次に、議案第八十七号四日市市営住宅条例の一部改正については、公営住宅法の改正に伴い所要の改正を行うものでありますが、これによって従来認められていなかった単身者の入居について、同居親族がない老人、身体障害者等の単身者については入居を認めようとするものであり、別段異議はありませんでした。

議案第九十号市道路線の認定については、議案第九十一号市道路線の変更について及び議案第九十二号土地の取得についての以上三議案については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十三号委託契約の変更については、霞ヶ浦跨道橋新設工事について、来年度施工を予定していたU字壁の建設工事を本年度に施工することについて中部地方建設局と委託契約を変更するものであり、また議案第二百二号公有水面の埋立てに係る意見については、納屋防災緑地整備事業の実施に伴い、納屋運河の埋立てを行うことについて四日市港管理組合の長より意見を求められ、異議ない旨の回答をするもので、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案については、いずれも原案どおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤信一君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 総務委員長にお尋ねいたします。

委員長の報告では、歳入面のみの増収の見込みを申されましたが、私はこの四月から執行されております五十五年度予算の中で、いわゆるこの請負工事関係が物価の見直しとか工事費の見直し、いろいろな面で今日まで四億五千万の

大体の額でござりますが、不足分が生じておるわけです。そこで、この不足分の額であります、いまのいわゆる予算書をながめてみまして、ほとんどが一般会計からの繰り入れだけというような形に理解しておるわけですが、これについて九月補正でいわゆるこの財政問題の中で、歳入面でどういうふうなこれからの財源の確保、ただ不足が生じたから一般会計から繰り入れたらいいんだと、補正していったらいいんだという安易な考え方やなしに、たとえば国の物価基準を上げるような働きかけするんか、そういったいろいろな各種の面から財源問題の取扱いについてなめていただくような審査の過程はなかったんか、こういったいろいろなことをお聞きしたいわけです。そこで、もしそういう内容の面がなければ、この面につきましては委員長でなしに理事者の方で今後どういうふうにお考えになっておるのか、こういった面をお聞きしておきます。

○議長（伊藤信一君） 総務委員長 古市元一君。

〔総務委員長（古市元一君）登壇〕

○総務委員長（古市元一君） 宇治田議員のご質問集約してみますとですね、二点ではなからうかと思えます。

まず、その第一点はですね、当初計上された工事請負費がその後の物価なりあるいは人件費等の値上がりによる不足額、これをどのように編み出していくのかというのが第一点ではなからうかと思えます。

これにつきましては、先ほど私、委員長報告の中に入りましたように、五十四年の後半から五十五年にかけて若干景気の動向が上向いてきたと、それに伴います増収が大体六億程度あるんではなからうかと、そのうち今回四億円の補正をしたと、今後の見直しにつきましては、この増収と繰越金等を合わせて大体十五、六億円の予算でもって人件費、物件費等に対処していきたいと、このように理事者から説明をされましたので、了解をいたした次第でございます。

それから二つ目は、これは国の補助ということでございますが、恐らく超過負担、この解消についての問題ではな

かろうかと思えます。

ご承知のように、単価差とかあるいは数量差、もう一つ何かあったんですが、三つの柱としました超過負担解消につきましては、当委員会といたしまして、各委員の方から過去の委員会ではいろいろとこの解消については理事者の努力を要請いたしておったわけなんです。残念ながらこの委員会につきましては、その超過負担解消についてのご意見が出なかつたので、この点についてひとつ理事者の方からご答弁を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） お答えいたします。

宇治田議員のご質問に対しまして、ただいま総務委員長からほとんどお答えになったように私は感じておるわけですが、確かにただいまの宇治田議員のご発言のとおり、当初請負工事費関係につきまして計上いたしました額に対して総額約四億五千万不足をしまいる事態に立ち至つたのでございますが、これに対しまして国、県の補助金合わせまして百八十二万程度度しかございません。あと約一千五百万に足りない数字でございますが、これが起債でございます。そういった状態でございますので、ほとんどが市税の持ち出しと、こういうことでございますが、ただいま総務委員長からご説明のございましたように、当面これにつきましては市税の増収が考えられますので、それでカバーするわけでございますが、これは当初の工事請負費の中で補助金あるいは起債、こういったものは当然考えとるわけでございますが、まず第一番にこれらを満額確保をいたしたい、さらにはこれらの補助金等につきましても、当初予算に計上いたしました額以上のものをこれから確保するべく努力をいたしまして、この四億五千万に対しますインパクトをできるだけ解消と申しますか、軽減をする努力をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

それから、第二点目の問題でございますが、超過負担というふうなただいま総務委員長からご発言があったわけですが、まさに私もそのように考えるわけでございまして、いわゆる補助基準の増額、補助単価あるいは量の問題あるいは補助率の問題、これらに対しまして従来から全国市長会あるいは全国議長会のご協力もいただきながら国の方に働きかけてまいつたわけでございますが、その結果徐々に改善をしてきてはおりますけれども、まだ完全解消というところまではとていっておられません。したがって、われわれといたしましては、今後とも従来より以上に超過負担の全面解消という点に最終目標をおきまして努力をいたしてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤信一君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 教育民生委員長にお伺いします。

先ほどの委員長報告の中にありましたですね、入札前に云々という言葉がありました。そのことはですね、上程されている議案に限っての問題であるのかあるいは全般的な問題であるのか、もう少しその委員会の内容を詳しくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 教育民生委員長 野呂平和君。

〔教育民生委員長（野呂平和君）登壇〕

○教育民生委員長（野呂平和君） 前川議員の質問にお答えします。

契約は、すべて総務委員会の方で付託されて審査されますので、教育民生委員会といたしましては、その内容を入札後聞くわけでございまして、それを教育民生委員会に事前にもっと早く報告か何かをしていただくようにというところでございまして、そういうふうな意見がございました。

以上、お答えにならぬかもわかりませんが、そういうことでございました。よろしく願います。

○議長（伊藤信一君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 教育民生委員会の皆さん大変ご熱心な討議というのは敬意を表したいと思うんです。ところがですね、制度というものはお互いに守り合っていかなきゃならない。私、なぜこういう質問をしたかと申しますと、いまの制度としましては、まず入札関係について九千万円以上に対しては総務委員会で審査をすると、こういうことになっておるわけです。このことはどういふことかという、九千万円ということを決めたということにも一つ問題があるわけですが、われわれは審議機関であるわけです。こんなことは言わずと知れたことですから、それが熱心さの余りですね、事前審査という形に入り込む傾向がともするとあると。このことは執行権への介入でもあるし、あるいは場合によっては侵害にもなるわけです。熱心であるということは大変大切なことですが、こういうことをどんと延長していきますという、執行権だか審議権だか議決権だかこの辺の区別がつきにくくなると、こういうことを私は心配をするので、念のためにいまお伺いしたわけでございます。これは、われわれ自身として十分気をつけていかなければならないことである。

ちょっと蛇足になりますけども、九千万円という線を引いたということは、九千万円であっても八千万円であってもあるいは一千万円であってもいいわけです。しかし、日常の仕事というのはあくまで執行権者の方でやるべきであって、われわれはそれを必要に応じてチェックするんであって、全部事前に審査をしていくとなると、これはもはや審議機関ではなくなってくるのではなからうかと思えます。この辺のところは、お互いの良識の中で判断をして行うべきことであるので、私はこれ以上申しませんが、先ほどの委員長報告に少し触れられておりましたので、心配になつてちょっと質問をただけでございます。以上。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 教育民生委員長に先ほどの問題でお尋ねをいたしますけれども、いわゆる事前審査という形でそのことを求められたのではなくて、教育民生委員会の所管事項の事前の調査研究、そういう職務の内容としてこうした問題についての理事者からの報告を求め、調査研究を行うと、こういう意味で報告の中にも織り込まれたものではないかと思うわけでございますが、いかがでございますでしょうか。前川議員からの指摘もございませぬけれども、非常に形式的に走り、いたずらにこの執行権侵害云々という言葉が出されてまいりますけれども、やはり常任委員会は所管事項の問題について、日常ふだんに十分に調査研究することは可能であり、決して執行権に干渉する問題でもないと思います。こういう意味で教育民生委員会が言われましたところの問題については、そういう所管事項の調査研究の内容の一つとして、こうした問題についても出されてきたのではないかというふうに思うわけですが、教育民生委員長のお答えを願いたいと思います。

〔私語する者あり〕

○議長（伊藤信一君） 他にご質疑ありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

〔私語する者あり〕

○議長（伊藤信一君） これより直ちに本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第三〇 委員会報告第一号 総務委員会請願書等審査結果報告、ないし

日程第三二 委員会報告第一三号 建設委員会陳情書審査結果報告

○議長（伊藤信一君） 次に、日程第三十、委員会報告第十一号総務委員会請願書等審査結果報告、ないし日程第三十二、委員会報告第十三号建設委員会陳情書審査結果報告についての三件を一括議題といたします。

本件は、総務、教育民生、建設の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 総務委員長にお尋ねをいたします。

陳情第十八号につきまして、不採択の理由を伺いたいと思います。

○議長（伊藤信一君） 総務委員長 古市元一君。

〔総務委員長（古市元一君）登壇〕

○総務委員長（古市元一君） お答えいたします。

お尋ねの陳情第十八号は、旧市立病院跡地を高層住宅建設用地とする計画に反対についてと、こういう陳情でございます。これにつきまして、総務委員会ではいろいろと検討をいたしましたわけでございますが、過去あの病院跡地については早く市の方で何とか処分をなさないと、こういう要請もずいぶん出ております。それから、市の方も理事者の方もその意向を受けまして、日本住宅公団ですか、この方面に売却の交渉をいたしておるわけでございますけれども、まだその結論は公社の方で出されていないということが一つ、さらにですね、聞くところによれば、この住宅公団が

買収した暁においても半分くらいはこういう住宅を建てるけれども、あと半分は公共施設等の用途に使いたいと、こういうような説明もございました。

以上のような観点からですね、この陳情につきましては不採択にしたと、こういう理由でございます。

○議長（伊藤信一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 市立病院跡地の活用いかんは、貴重な土地であるだけに各界からいろんな意見や考え方が聞かれるわけでございます。また、市民各界各層の利害にも大きく響くわけでございます。で、新しい病院敷地取得費の財源に充てるという制約があるとはいいますが、この際全市民的な観点から、経済的な側面あるいは町づくりの側面から最も適切、有効な活用を考えるとともに、近隣住民の利害をも十分調整して理解と協力が得られるものとする必要があると思うわけでございます。その意味で、行政側は考えられる幾つかの活用案を市民に示し、広く議論を求め、合意を得るようにすべきであると思うんでございます。しかし、市当局はそうした配慮をすることなく、電電公社に合意したが、これがだめだったので今度は住宅公団に話をしていくということでございます。果たして住宅公団が高層分譲住宅団地建設のための敷地として買い取るものかどうか定かではありません。一説には住宅公団側は近日常に否定的な返事をしてくる意向だとも伝えられております。その理由はいろいろあると思いますけれども、いかに住宅公団といえども、収支バランスがとれるかどうか大きな疑問があるということのようでございます。また、今後住宅公団の意向がどう表明されるかは別にしまして、あの跡地に住宅公団の分譲住宅を誘致することが適切かどうか疑問もあるわけでございます。市当局は、公団あるいは公共的な事業を行っている団体に対して売却してということでございますけれども、いかに住宅公団が建設するものとはいえ、分譲住宅である以上は個々への切り売りに等しいわけでございます。それに今回の不動産協会の陳情にもありますように、関係業界から死活の問題としての異議も出さ

れております。このように旧市立病院の跡地の活用をめぐる今日までの市行政当局の進め方、その方向には幾つかの問題があり、住宅公団の態度も流動的であります。こうした中で直接的に死活の問題として影響を受けるとする今回の陳情についても、いきなり不採択とせず、継続審査としてなお議会としてもですね、跡地活用を改めて民主的に進めるよう理事者に求めつつ調査研究をすべきものと考えるわけでございます。したがって、今議会でのこの陳情のいきなりの不採択という問題については賛成しかねるわけでございます。こうした点を十分配慮を今後にしていただきたいと思うわけでございます。

○議長（伊藤信一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤信一君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

○議長（伊藤信一君） なお、総務委員長から目下委員会で審査中の事件について、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤信一君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（伊藤信一君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十五年九月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦勞さまでございました。

午後三時十九分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

伊藤信一

四日市市議会副議長

青山峯男

署名議員

松島良一

署名議員

山中忠一

昭和五十五年九月定例会会期日程

九月

八日(月)

午後二時開会

議案上程：議案説明

九日(火)

休 会

十日(水)

午前十時開議

一般質問

十一日(木)

午前十時開議

一般質問

十二日(金)

午前十時開議

一般質問

議案質疑：委員会付託

十三日(土)

十四日(日)

休 会

十五日(月)

㊦

十六日(火)

各常任委員会

十七日(水)

十八日(木)

休 会

十九日(金)

休 会

二十日(土)

二十一日(日)

午後二時開議

委員長報告：質疑、討論、議決

議会運営委員会決定事項

(昭和五十五年九月一日)

◎九月定例市議会について

一 発言通告等の期限

- (一) 一般質問 九月 八日(月) 午後四時
- (二) 請願・陳情 九月 十日(水) 午後四時
- (三) 討論その他 九月十九日(金) 午前十時

二 発言順序

- (一) 一般質問
  - ① 民政クラブ
  - ② 自由クラブ
  - ③ 日本共産党
  - ④ 公明党
  - ⑤ 無所属クラブ
  - ⑥ 市民クラブ
  - ⑦ 清風会
  - ⑧ 社会クラブ

三 発言時間

- (一) 一般質問 二十五分以内(答弁含まない)
- (二) 関連質問 五分以内(答弁含まない)
- (三) 議案質疑 三十分以内(答弁含む)

一般質問通告一覧表

発言順序	要旨	氏名	ページ
	一、加藤市政の益々の推進にむけ 二、四日市土山線等の整備に関連して		

第1日(9月)

発言順序	要旨	氏名	ページ
1	三、自主防災組織の充実にむけ 四、青少年非行の増加を憂いながら 五、中小企業労働者の持家対策に関連して	民政クラブ 金森 正	30
2	一、企業の誘致について 二、車社会における現実的の市民運動について 三、中高年齢者、心身障害者雇用対策について	民政クラブ 中村 信夫	47
3	一、北部公共下水道一号幹線について 1. 富田ポンプ場より新富洲原ポンプ場に至る排水管布設について 2. 国鉄富田駅周辺の浸水解消について 3. 国鉄富田駅東の踏切周辺の浸水解消について 4. 一号幹線の延長について 5. 富田小学校運動場周辺について 6. 塩役運河の環境整備について 二、北部墓地公園の建設について 1. 墓園造成先行について 2. 地元との確約の五点について 三、羽津茂福ポンプ場について	自由クラブ 橋本 増蔵	59

第2日(9月11日)

9	8	7	6	5	4
<p>一、消防体制について</p> <p>二、都市計画における市街化区域の拡大について</p> <p>三、北部公共施設について</p>	<p>一、吉田工業について</p> <p>二、西村団地について</p>	<p>一、公害認定区域拡大について</p> <p>二、近鉄塩浜駅の西口駅の開設について</p> <p>三、塩浜地区の都市下水と公共下水の将来計画と実施の見通しについて</p> <p>四、新化製場の建設について</p>	<p>一、塩浜中里住宅跡地の利用について(その後の経過)</p> <p>二、加藤市政に関して</p> <p>三、垂坂公園等の整備促進について</p>	<p>一、平山物産対策(新化製場建設)をめぐる問題について</p> <p>二、国際障害者年を迎えるにあたっての施策について</p> <p>三、行政のあり方について</p>	<p>一、公園並びに緑化計画の見直しについて</p> <p>二、諏訪都心部の下水対策について</p> <p>一、公災害対策について</p>
野呂平和	無所属クラブ 坂口正次	公明党 松島良一	日本共産党 小井道夫	日本共産党 佐野光信	自由クラブ 後藤長六
137	127	118	100	82	72

第3日(9月12日)

13	12	11	10
<p>一、公共施設の維持管理について</p> <p>1. 交通安全諸施設について</p> <p>2. 道路路肩除草について</p> <p>二、同和問題について</p> <p>三、西老人福祉センター利用について</p>	<p>五、スポーツ行政について</p> <p>3. 近鉄四日市駅前交通問題</p> <p>2. 工業高校跡地について</p> <p>1. 諏訪公園駐車場</p> <p>四、当面する課題</p> <p>三、社会教育団体について</p> <p>二、分別収集について</p> <p>一、庁内受託工事について</p>	<p>四、塩浜地区について</p> <p>三、市立四日市病院跡地と市民ホールについて</p> <p>二、五十六年度職員採用試験について(人事関連)</p> <p>一、民生委員改選期を迎えて</p>	<p>一、富田地区土地区画整理事業について</p> <p>二、北部公共施設について</p>
社会クラブ 川村幸善	清風会 川口洋二	清風会 宇治田良市	市民クラブ 渡辺一彦
189	170	150	147

付託議案一覧表

○総務委員会

議案第 七七号 昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳入全般

歳出第 二款 総務費

第 四款 衛生費

第 五款第二項 労働諸費

第 九款 消防費

第一二款 公債費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第 八五号 四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の二部改正について

議案第 八九号 字の区域の変更について

議案第 九四号 工事請負契約の締結について

議案第 九五号 工事請負契約の締結について

議案第 九六号 工事請負契約の締結について

議案第 九七号 工事請負契約の締結について

議案第 九八号 工事請負契約の締結について

議案第 九九号 工事請負契約の締結について

議案第一〇〇号 工事請負契約の締結について

議案第一〇一号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第 七七号 昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳出第 三款 民生費

第一〇款 教育費

第一款第三項 文教施設災害復旧費

議案第 八二号 昭和五十五年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第一号)

議案第 八三号 昭和五十五年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)

議案第 八六号 四日市市立隣保館条例の一部改正について

議案第 八八号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

○産業公営企業委員会

議案第 七四号 昭和五十四年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第 七五号 昭和五十四年度四日市市水道事業決算認定について

議案第 七六号 昭和五十四年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について

議案第 七七号 昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳出第 六款 農林水産業費

第七款 商工費

第一款第一項 農林水産施設災害復旧費

- 議案第 七八号 昭和五十五年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)
- 議案第 七九号 昭和五十五年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)
- 議案第 八四号 昭和五十五年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

○建設委員会

議案第 七七号 昭和五十五年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳出第 八款 土木費

第一款第二項 土木施設災害復旧費

- 議案第 八〇号 昭和五十五年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 議案第 八一号 昭和五十五年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
- 議案第 八七号 四日市市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 九〇号 市道路線の認定について
- 議案第 九一号 市道路線の変更について
- 議案第 九二号 土地の取得について
- 議案第 九三号 委託契約の変更について
- 議案第一〇二号 公有水面の埋立てに係る意見について

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第六号	五五、九、八	三重小学校特別教室増築等について	四日市市山之一色町 一〇三三番地の一八〇 三重地区連合自治会長 辻 誠 二 ほか三名	山本 勝	教育民生
第七号	五五、九、八	新魚滓処理工場の河原田(内堀)地区建設に反対について	四日市市内堀町二十一 松岡 由雄 ほか二、一〇一名	高井 三夫	総務
第八号	五五、九、一〇	電気災害防止について	津市丸ノ内二番二十一号 中部地方電力関連産業 労働組合協議会 三重県連絡協議会長 明石 悠久 ほか九名	喜多野 等 大島 武雄 佐野 光信 渡辺 一彦 金森 正	総務

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第一四号	五五、九、一八	川島小学校普通教室・特別教室増築について	四日市市川島町五六三六 川島小学校建設委員会 会長 鈴木 甚之助 ほか一名	教育民生
第一五号	五五、九、八	小山田小学校校舎増改築について	四日市市内山町八三七二番地 小山田地区連合自治会長 矢田 善衛 ほか一名	教育民生
第一六号	五五、九、八	公園緑地設置について	四日市市磯津北町三一二四 磯津北町自治会長 加藤 光一 ほか三名	建設
第一七号	五五、九、八	西橋北小学校の給食室・特別教室の改築について	四日市市川原町三二一三 西橋北地区連合自治会長 久村 源三 ほか一名	教育民生

第一八号	五五、九、一〇	旧市立病院跡地を高層住宅建設用地とする計画に反対について	四日市市馳出町一―一三〇 四日市不動産協会長 永田 一郎 ほか五五名	総務
------	---------	------------------------------	---	----

委員会報告第一号

総務委員会請願書等審査結果報告

総務委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。  
昭和五十五年九月二十二日

総務委員会

委員長 古市 元一

四日市市議会  
議長 伊藤 信一 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第八号	五五、九、一〇	電気災害防止について	津市丸ノ内二番二十一号 中部地方電力関連産業 労働組合協議会 三重県連絡協議会長 明石 悠久 ほか九名	喜多野 大島 武雄 等 佐野 光信 渡辺 一彦 金森 正	その主旨を了 とする。	採 択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一八号	五五、九、一〇	旧市立病院跡地を高層住宅建設用地とする計画に反対について	四日市市馳出町一―一三〇 四日市不動産協会 永田 一郎 ほか五五名	願意に沿い難い。	不採 択

委員会報告第一二号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十五年九月二十二日

教育民生委員会

委員長 野 呂 平 和

四日市市議会

議長 伊 藤 信 一 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
第六号	五五、九、八	三重小学校特別教室増改築等について	四日市市山之一色町 一〇三三番地の一八〇 三重地区連合自治会長 辻 誠 二 ほか三名	山 本 勝	建設年度は別として、その主旨を了とする。	採 択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一四号	五五、九、八	川島小学校普通教室・特別教室増築について	四日市市川島町五六三六 川島小学校建設委員会 会長 鈴木 甚之助 ほか一名	その主旨を了とする。	採 択
第一五号	五五、九、八	小山田小学校校舎増改築について	四日市市内山町八三七二番地 小山田地区連合自治会長 矢田 善 衛 ほか一名	建設年度は別として、その主旨を了とする。	採 択
第一七号	五五、九、八	西橋北小学校の給食室・特別教室の改築について	四日市市川原町三十二―三 西橋北地区連合自治会長 久村 源 三 ほか一名	その主旨を了とする。	採 択

委員会報告第一三号

建設委員会陳情書審査結果報告

建設委員会に付託の陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十五年九月二十二日

建設委員会

委員長 堀 新兵衛

四日市市議会

議長 伊 藤 信 一 殿

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第一六号	五五、九、八	公園緑地設置について	四日市市磯津北町三一二四 磯津北町自治会長 加藤 光 一 ほか三名	その主旨を了とする。	採 択

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第七号 新魚滓処理工場の河原田(内堀)地区建設に反対について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十五年九月二十二日

総務委員会

委員長 古 市 元 一

四日市市議会

議長 伊 藤 信 一 殿